

官報

号外 平成元年三月三日

○第百十四回 衆議院會議録 第六号

平成元年三月三日(金曜日)

議事日程 第七号

平成元年三月三日

午後二時開議

第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第五号)

第二 農業共済再保険特別会計における農作物

共済に係る再保険金の支払財源の不足に
充てるための一般会計からする繰入金に
関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

北海道開発審議委員会選挙

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

昭和六十三年一般会計補正予算(第1号)

昭和六十三年特別会計補正予算(特第1号)

昭和六十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

号)

日程第一 地方交付税法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第五号)

日程第二 農業共済再保険特別会計における農

作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に

午後五時三十三分開議

○議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

北海道開発審議委員会選挙

○議長(原健三郎君) 北海道開発審議委員会選挙を行います。

○自見庄三郎君 北海道開発審議委員会選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、北海道開発審議委員会に

阿部 文男君 渡辺 省一君

町村 信孝君 小林 恒人君

及び 藤原 房雄君

を指名いたします。

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

○議長(原健三郎君) 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名を行います。

○自見庄三郎君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

昭和六十三年一般会計補正予算(第1号)

○議長(原健三郎君) 昭和六十三年一般会計補正予算(第1号)、昭和六十三年特別会計補正予算(特第1号)、昭和六十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括議題とし、委員長報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、中央選挙管理委員会に

吉岡 恵一君 堀家 嘉郎君

上坂 明君 鈴木 一弘君

及び 駿河 哲男君

を指名いたします。

また、同予備委員に

佐久間 彌君 大谷 操君

瀬尾 忠博君 岡本 富夫君

及び 向 武男君

を指名いたします。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

昭和六十三年一般会計補正予算(第1号)、昭和六十三年特別会計補正予算(特第1号)、昭和六十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括議題とし、委員長報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

昭和六十三年一般会計補正予算(第1号)

昭和六十三年特別会計補正予算(特第1号)

昭和六十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○議長(原健三郎君) 昭和六十三年一般会計補正予算(第1号)、昭和六十三年特別会計補正予算(第1号)、昭和六十三年度特別会計補正予算(第1号)、昭和六十三年度特別会計補正予算(第1号)外二案

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 各種委員の選挙

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

昭和六十三年一般会計補正予算(第1号)外二案

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 昭和六十三年年度一般会計補正予算(第一号)外二案

算(特第1号)、昭和六十三年年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長大野明君。

昭和六十三年年度一般会計補正予算(第一号)及び同報告書

昭和六十三年年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

昭和六十三年年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大野明君登壇〕

○大野明君 ただいま議題となりました昭和六十三年年度一般会計補正予算(第一号)外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算三案は、去る二月八日本委員会に付託され、十五日に村山大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日、二十八日及び三月三日の三日間質疑を行い、本日質疑終了後、討論、採決をいたしましたものであります。

まず、補正予算の概要について申し上げます。一般会計につきましては、歳出において、災害復旧等事業費、給与改善費、消費税創設等税制改革関連経費、農産物輸入自由化等関連対策費、貿易保険特別会計への繰り入れ、厚生保険特別会計への繰り入れ等及び地方交付税交付金等、特に緊要となった事項について措置を講ずるため、合計五兆九千二百億円を追加計上いたしております。

が、他方、既定経費の節減及び予備費の減額により、合計七千四百九十九億円の修正減少を行うこととしたしております。

歳入においては、租税及び印紙収入の増加、税外収入の増加、前年度剰余金の受け入れで合計六兆三千六百億円の増上するとともに、建設公債五千六百億円の増発を行う一方、特例公債を一兆三千八百億円の減額することとしたしております。

この結果、昭和六十三年年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し、歳入歳出とも五兆千五百二十億円の増加して、六十一兆八千五百十七億円となっております。

特別会計につきましては、一般会計予算の補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、厚生保険特別会計など二十六特別会計について所要の補正を行うこととしたしております。

また、政府関係機関につきましても、国民金融公庫など四公庫について所要の補正を行うこととしたしております。

なお、一般会計及び特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしたしております。

質疑は、リクルイト問題を初め、消費税及び年金をめぐる問題、外交、貿易、防衛、地方財政、農業問題等、国政の各般にわたって行われたのでありますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日、質疑終了後、三案を一括して討論に付しましたところ、政府原案に対し、自由民主党を代表して田名部匡省君から賛成、日本社会党・護憲共同を代表して野坂浩賢君から反対、公明党・国民会議を代表して日笠勝之君から反対、民社党・

民主連合を代表して玉置一弥君から反対、日本共産党・革新共同を代表して岡崎万寿秀君から反対の意見が述べられました。

討論終了後、採決の結果、昭和六十三年年度補正予算三案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。野坂浩賢君。

〔野坂浩賢君登壇〕

○野坂浩賢君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしました。ただいま議題となりました昭和六十三年年度補正予算三案に対して、反対討論を行います。(拍手)

今回の補正予算では、五兆円を超える補正がなされており、まれに見る大型の補正予算となっております。そのため、来年度予算を先取りする政策経費が大幅に盛り込まれるなど、極めて特徴的な補正予算となっているわけであり、また、それだけ問題の多い補正予算と言わざるを得ないのであります。

以下、本補正予算に反対する理由を申し上げます。

まず第一は、多くの国民が反対し、その実施に強い不安を抱いております消費税導入に備えて、その対策費として政策的な経費を一千六百億円も盛り込んでいることであります。

その内容は、転嫁円滑化関連経費等の特定の事業者に対する補助的経費と臨時福祉特別給付金等が主なるものでありますが、ごく一部の特定の事業

者に対する経費だけがなぜこの補正予算に出されてくるのか、理解できないのであります。

また、政府は、消費税を一年でやめるならともかく、今年でやめる考えなど全く持ち合わせていないにもかかわらず、国民の反対に抑えを因るために表面を糊塗し、一時的な福祉手当などをばらまくことが、低所得者の負担増緩和にどれほど役立つと考えておられるのでしょうか。まさに小手先細工としか言いようがないのであります。しかし、そのすべてが私は無意味だとは申し上げませんが、このようなことで国民の不安が払拭できると考えているとしたら大変大きな間違いであることを、この際明確にしておきたいと思っております。

消費税については、国民の判断は既に出されておるのであります。政府が行わなければならないことは、消費税実施を前提にした対策を打ち出すことではなく、消費税の実施を中止することであり、税制改革論議を徹底的にやり直すことにあると思っております。竹下総理や村山大蔵大臣等の、新税もなければ定着するというような安易な考え方は、全く無責任きわまりない態度であります。政府は、実効性が全く疑わしい消費税対策を、税収が豊富になるからといってこれを優先させるよりも、国民合意が調わず、矛盾だらけで、国民や地方公共団体を不安に陥れ、混乱必至の消費税の導入を中止することこそが求められていることを改めて指摘し、竹下内閣に猛省を促したいと思っております。(拍手)

第二は、租税収入の見積りもりの大きな誤算という問題を挙げなければなりません。

租税収入の見積もりは経済見通しの要素を参考に計算されておりですが、経済見通しの誤差と比較しても、それは余りにも大き過ぎるのであります。当初予算においては意図的に租税収入の見積もりが低く抑えられているのではないかと勘ぐられてもやむを得ないものではないでしょうか。もしそうでなければ、経済見通し自体に重大な欠陥が存在していると言わなければならぬのであります。

本補正予算は、来年度の政策を先取りする経費を大幅に盛り込んだ内容となっており、予算編成の方針上のあり方に大きな矛盾を持ち込んでいるであります。このようなことでは、当初予算の性格をもゆがめかねないものとなりますのであります。あとは補正予算で修正すればよいという安易な態度

第四に、竹下総理の提唱するふるさと創生がみずから考えみずから行う地域づくり事業として具体化し、市町村に対して補正予算で二千万円、来年度予算で八千万円の交付税が交付されることになっておりますのでありますが、この予算は、ふるさと創生に対して確たる展望もなく、一時しのぎのばらまきの予算となつておると言つても決して過言ではないのであります。このばらまきの交付税と無利子融資の地域総合整備基金で地域振興の展望が確立できるとは到底考えられないのであります。今、交付税率の引き上げ等十分な対応策が必要であると指摘しないわけにはいかぬのであります。

第五は、年金財政の健全化に十分意を用いていないということです。

今回は、行草特例措置法によって減額された補助金が利子分を含めて繰り戻されることとなつておるのでありますが、その他の残額はいつ繰り戻されるのかを明らかにされておらないのであります。雇用政策の展望もなく、また、年金財政の行き詰まりを理由として一方的に年金の六十五歳支給開始を実現しようとする政府の施策には、全く一貫した施策がないと言わなければならぬのであります。これでは、政府の年金改革に対しても、また年金財政の改革に対しても、国民の不信は増大するのみであります。六十五歳支給開始年齢は、国民とともに必ず我々は不成立にする決意をこの際述べておきたいと思うのであります。(拍手)

今、農家は、十二品目、牛肉・オレンジの自由化に続いて米の市場開放の要求におののき、農業に對する自信を失おうとしておるのが現状と言わなければなりません。補正予算を見ましても、ミカン園の再編整備の推進費として五百三十六億円を計上し、整備されたミカン園を山にせよというような施策をとろうとしております。このような政府の農業政策は、無策としか言いがたいのであります。農業は国民の生命産業である、これを育成することが政治の基本原則でなければならぬ、そう私は思うのであります。

最後に申し述べたいのは、政治のあり方であり
ます。政治の姿勢についてであります。

○議長（原健三郎君） 野坂君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○野坂浩賢君(続) 本国会の論戦の中心は、リクルート疑惑の解明であります。我々は、すべてに

優先してリクルート疑惑を究明し、解明してこそ、政治の信頼を回復することができる、と確信を

しているところであります。しかるに、竹下総理は、言語明瞭なれども意味不明の発言を繰り返

し、問題の解決に極めて消極的な態度をとり続けております。極めて遺憾であります。

○議長（原健三郎君） 野坂君、申し合わせの時間が過ぎました。速やかに、簡単に願います。

○野坂浩賢君(続) さらに、去る二月二十七日午後三時から、中曽根前総理は身の潔白を証明する

として記者会見が行われました。このときの政府
税調特別委員選任をめぐる発言、いわゆる暴

○議長 原健三郎君 野坂君、速やかに結論を。
○野坂浩賢君(続) さきの福岡県における参議院補欠選挙、大分市会議員選挙で自民党の敗北、さらに宮城県知事選挙において自民党に対する国民の皆さんの怒りのあらわれであります。それを裏づけるように、竹下内閣の支持率はまさに二〇〇％を割りとうとしているのであります。

○議長（原健三郎君） 野坂君、もう申し合わせの時間が過ぎました。簡単に願います。結論を。

○野坂浩賢君(統) この際、国民の信頼にこたえるために、竹下内閣は総辞職か、さもなくばこの

衆議院を解散し、総選挙を実施し、国民に信を問うべきであります。

総理の政治責任が極めて重大であることをあえて強調して、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長(原健三郎君) 田名部匡省君。
〔田名部匡省君登壇〕

○田名部匡省君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となっております昭和六十

三年度補正予算三案に対し、賛成の討論を行うものであります。（拍手）

我が国経済は、個人消費の伸長、力強い企業の設備投資等により、内需を中心に順調な拡大を続

け、雇用情勢も引き続き改善するなど、バランスのとれた理想的な展開を示しております。我が国

がこのように力強い経済の拡大局面にあることは、官民とぞつての不斷の努力に負うところ大で

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 昭和六十三年度一般会計補正予算(第一号)外二案

ありますが、特に、与党である自由民主党が政府と一体となって、主要国との政策協調を行い、為替レートの安定を図りつつ、内需を中心とした景気の持続的な拡大を図るとともに、対外不均衡の是正、調和ある対外経済関係の形成の実現に努め、機動的かつ、きめ細かな経済運営を推進してきたことによるものと思うのであります。(拍手)

以下、本補正予算の内容について賛成の理由を申し述べます。

賛成の第一は、消費税の四月一日実施に向け、中小企業対策及び臨時福祉特別給付金等、消費税導入円滑化対策として一千六百億円強を計上していることであります。

消費税に代表される今回の税制の抜本改正は、税の重圧感の解消を図るなど現下の要請にこたえるばかりではなく、人口の高齢化、経済、社会の国際化の進展など中長期的な課題にも対応し得る税体系の構築を実現させたものであります。しかも、今回の税制の抜本改正に伴い、中堅サラリーマンを中心とするほとんどの方々は、所得税の改正により大幅な減税の恩恵を受け、税の負担は軽減されるのであります。

政府は、新税制に対する国民の理解と協力を得るためには、消費税の導入を円滑に実施に移していくことが不可欠であるとの認識に立って、今回、補正予算において、消費税の円滑な実施等を図るための種々の措置を講じております。

すなわち、中小企業等の事務負担の軽減及び合理化支援、消費税の円滑な転嫁を図るための中小企業及び繊維、石油業界への助成、さらには高齢福祉年金受給者等への一万円の支給、在宅喪たきり老人等への五万円支給など、真に援助が必要と

される中小企業者及び低所得者に対する政府のきめ細かな配慮が払われており、新税制の円滑な実施に向けての適切な措置であると信ずるものであります。

賛成の第二は、牛肉・かんきつ等農産物輸入自由化により影響を受ける農家経営の安定対策等国内対策について、手厚い財政措置がなされていることであります。

政府は、昨年六月、牛肉・かんきつの国内生産の存立を図りつつ、日米友好関係の維持発展の重要性をも考慮して、三年後以降の牛肉・かんきつ等の輸入自由化を決定したのであります。この結果が、酪農、畜産、ミカン栽培に携わっている農家にとって極めて厳しいものとなることは、政府・自由民主党も十分認識しているところであります。

このため、政府・自由民主党は、関係農家の不安感を払拭し、経営の維持と体質強化、さらには地域の活性化を図るための国内対策が必要であるとの一致した認識のもとにこれらの具体策について検討してまいったのであります。本補正予算において一千億円強の財政措置が図られたことは、牛肉・かんきつ生産者が我が国農業の基幹をなすものであるとの政府の認識を具体化したものとして、高く評価するものであります。

賛成の第三は、特別公債の大幅な減額、厚生保険特別会計への繰り入れなど財政体質の改善に努め、財政改革がより確実なものになったことであります。

本補正予算において八千七百億円余の公債金を減額した結果、六十三年度の公債依存度は、当初の一五・六%から一二・九%と大幅に引き下げら

れ、特別公債が発行された昭和五十年年度補正以降では最も低い水準となったのであります。特に、特別公債金は一兆三千八百億円減額されており、平成二年度特別公債依存体質からの脱却及び公債依存度を引き下げるといふ努力目標の達成は、今や確かな現実のものとなったのであります。

本補正予算において一般会計から厚生保険特別会計への一兆五千億円余の繰り戻しが行われたことは、国民の年金財政に対する信頼確保に資するものとして評価されるべきものであります。終わりに当たり、一言申し上げます。

我が国経済は、内需主導型成長パターンが定着し、物価の安定とともに理想的な景気の拡大を続けておりますが、最近の主要国における金利の動向やインフレ懸念など、なお不安材料がないわけではありません。

また、リクルート問題等をめぐって国民の政治に対する不信感が募っていることも事実であります。

私も自由民主党は、政府と一体となって国民生活の安定向上を目指すとともに、政治への信頼回復へ向けて、政治改革等に積極果敢に取り組み、国民の負託にこたえたとの決意をここに改めて表明し、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 冬柴鉄三君。

〔冬柴鉄三君登壇〕

○冬柴鉄三君 私は、公明党・国民会議を代表して、昭和六十三年年度補正予算案について、反対の討論を行うものであります。(拍手)

さて、去る二月二十四日、昭和天皇の大喪の礼が、百六十四カ国と二十八国際機関の元首や特使が参列し、しめやかに営まれました。これは、歴

史的にも空前の規模の葬儀であり、我が国の経済力に対する国際的な評価の高さを端的に示すものであります。

しかし、総理、今国内に目を転じたとき、国民の政治に対する不信感はその極に達しつつあり、各種世論調査に見られる内閣支持率の著しい低下と不支持率の急激な上昇、そして年初よりの北九州市選、福岡参議院補選などに連敗を重ね、宮城県知事選の告示直前における立候補辞退など、政権政党としてまことに目を覆うべき惨状にあると言わなければなりません。

その原因が、底知れぬリクルート汚染の広がり、強引としか言いようのない消費税導入に対する国民の怒りであることは周知の事実であります。国民の政治に対する信頼を回復するためには、並み並みならぬ努力が必要であることは申し上げるまでもありません。

以下、本補正予算案に反対する理由を申し述べることといたします。

反対する第一の理由は、消費税導入を前提として関連経費を計上している点であります。

すなわち、本補正予算案には、消費税創設関連の経費として、本年四月一日施行を前提とし、消費税の転嫁円滑化経費や広報関連、また執行準備経費が多額に計上されています。しかし、公明党は、さきの施政方針演説に対する代表質問や予算委員会における総括質疑で詳しく論及したとおり、消費税の導入には絶対反対であります。

私は、消費税が持つ最大の欠陥は、憲法二十五条に反するおそれがあると思われる点であります。

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 昭和六十三年度一般會計補正予算(第一号)外二案

周知のとおり、憲法二十五条第一項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めています。その意味は、積極的に、国民に対し、この限度に達しない国民に対し生存権を保障するための諸施策をとるべき作爲の義務を定めたものではあります。消極的には、この限度に達しない者、言いかえれば課税最低限度以下の所得しかない国民及び所得のない国民には、食糧や生活必需品などその購入を選択できないものにはもはや税を課税してはならないという不作為の義務を国に課していると解されます。

しかし、周知のとおり消費税は無差別課税であります。この矛盾をどう克服するのか。弱者に対し実質的に税を負担させない対策が講ぜられているかどうか、消費税そのものが憲法に適合するかしないかを決定する大きな判断基準とされるところであります。

竹下総理も、六つの懸念を挙げた際、その冒頭に、金持ちも低所得者層にも一律三分の課税されるので、所得の少ない人は負担が重くなる逆進性の懸念を挙げられ、さらに、減税の恩恵を受けない非課税世帯は消費税の負担だけがかかるという、非課税世帯直撃を挙げられたではありませんか。このような問題を十分に措置せぬまま消費税を実施することは、重大な欠陥を含むこととなり、施行は許されるべきではありません。昭和二十三年の取引高税及び五十八年のグリーンカード制同様に撤廃することをここに強く主張いたします。(拍手)

反対する第二の理由は、当初予算における税収、成長率を著しく過小に見積もり、これにより経済運営に枠をはめ、本来行すべき施策を先送り

してきたことにあります。

御存じのとおり、六十二年度において七兆円に達する税の自然増収が生まれました。そして、政府は、六十三年度の経済見通しでは、実質経済成長率を三・八％とし、この成長率を基準として税収の見積もりが行われたのであります。ところが、過日の平成元年度経済見通しにおいては、六十三年度実績見込みでは実質成長率を四・九％と大幅に上方修正されており、昭和六十三年度の税収も、当初見積もりを大幅に上回っていることが明らかにされております。

もし六十二年度、六十三年度の成長率、税収の見通しが的確に行われたとするならば、当初予算において思い切った国民生活の質的な向上を目指す各種の福祉施策や生活関連社会資本の整備を拡大できたではありませんか。言うまでもなく、我が国は経済大国と言われる中でさまざまな問題を抱えており、国民生活はこの豊かさを実感できない上に、老後の生活を初め新たな不安が発生しつつあるからであります。

最後の反対理由は、防衛費の減額修正を十分行っていない点であります。

ソ連のゴルバチョフ書記長は、昨年十二月国連で演説して、ソ連は二年間で五十万人の兵力を一方的に削減すると述べました。本年一月、パリにおいて、宇野外務大臣も出席され、百四十九カ国が参加して開かれた化学兵器禁止に関するパリ国際会議は、最終宣言を全会一致で採決することができました。また、全欧州と米、カナダの三十五カ国が参加してウィーンで開かれていた全欧州安全保障再検討会議も、最終文書案を受け入れることで暫定合意に達するという快挙を遂げまし

た。これらは、いずれもINF全廃条約の発効、地域紛争の解決に次ぐ大きなデタントへのうねりであります。

そして、ブッシュ米大統領は就任式で演説して、「新しい風が吹いている。自由で生き生きとした世界が再生しようとしている。新しい風が吹いている。自由によって再び活気づいた国が前進しようとしている。」と、散文詩を聞くような演説を行い、重ねて先づ防衛費伸びゼロの財政方針も示しました。私は、世界という巨体が今ゆっくりと動き出したの思いを深くするのであります。

しかし、日本の現実には逆に防衛費増大に拍車がかかっております。GNP比一％枠撤廃による防衛費の増額、シーレーン、洋上防空への行動範囲の拡大など、世界の流れに逆行する路線は、専守防衛の枠組みを逸脱するばかりか、我が国が国際的に貢献すべき使命を忘れ、平和憲法の精神を空洞化させるものと言わなければなりません。

我々は、我が国の平和政策のあかしであり、近隣国家への最も大きな信頼醸成措置である防衛費のGNP比一％枠の突破は断じて容認することができません。六十三年度においても、政府の努力があれば一％枠は堅持できたはずであり、現下の情勢から見れば、FSXの設計費等は補正予算で減額修正すべきだと考えます。我々は、政府が防衛費のGNP比一％枠をあくまで堅持するように強く要求するものであります。

以上、反対の主な理由を申し述べ、昭和六十三年度補正予算三案に対する私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 大矢卓史君。

〔大矢卓史君登壇〕

○大矢卓史君 私は、民社党・民主連合を代表して、ただいま議題となっており、昭和六十三年度補正予算三案に対し、反対の討論を行うものであります。

まず、反対の理由は、本予算案が、今日の緊急課題である対外貿易摩擦の解消、内需拡大の推進、ゆとりと潤いのある国民生活づくり等を実現するには甚だ不十分であり、国民の期待を裏切るばかりではなく、国際公約にも背くものとなっている点であります。

さらに大きな反対理由は、不公平税制は正と消費税対策が不十分な点であります。

我が党は、シャウプ勧告以来の抜本税制改革を二十一世紀に向けての最重要課題と位置づけ、国民の合意を得て、世論の求める手順に従って改革を進めるよう求めてまいりました。しかるに、竹下内閣は、我々の強い反対にもかかわらず、国民がひとしく公約違反と思っている消費税導入を柱とした税制改革関連法案の成立を強行いたしました。これは、国民世論を裏切り、我が国の将来に禍根を残したものと非難を免れるものではありません。

逆進的な税金であり、社会的に弱い人々を圧迫すること、転嫁の保証が弱い立場の中小零細企業者には全く不利なこと、それによって下請企業の経営を悪化させること、インフレを招きやすいこと、税率の引き上げにより大衆増税が行われること、便乗値上げ阻止の十分な施策が盛り込まれておらないこと等々、数多くの欠陥が明らかになりました。

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 昭和六十三年度一般會計補正予算(第一号)外二案

我が党は、消費税に断固反対してまいりました。しかし、我々は、悪税たる消費税が自民党の絶対多数のもとで成立することは必至という状態の中で、国民生活を守るため、粘り強い努力によって、半年間の弾力的運営や見直し規定の創設を勝ち取りました。また、ただいま議題となっており、中小企業者の経理事務負担軽減策などを織り込ませました。しかし、我が党が求めてきた、消費税導入に伴う事務費用の税額控除制度の創設、新幹線、自動車通車も含めた交通費の全額非課税化、財形貯蓄の非課税枠の大幅引き上げなどが欠落していることは遺憾にたえません。

既に、導入されようとしておる消費税はその本来の趣旨を失いつつあります。それは、確実な転嫁が条件であるにもかかわらず、国に準ずる地方自治体においてさえ転嫁の見送りを表明しているところがあります。四十七都道府県と十政令指定都市のうち東京都、大阪府、岐阜県、兵庫県、大阪市の五団体が全面的に見送り、一部見送りの八団体と態度保留の三団体を含めると、全体の約四分の一に当たります。地方自治体でさえこのような状態なのでありますから、一般の企業の転嫁などどうなるものかわかりません。転嫁は、その業者同士の力関係次第だといったことにもなりかねません。

政府・自民党は、税金をえ集められればその仕組みはどうでもいい、将来の増税のためにとりあえず土台をつくっただけだと断ぜざるを得ないのであります。消費税は、結局のところ弱い者だけにしわ寄せをもたらす税金であり、不公平を是正するどころか、社会のひずみ、ゆがみを一層拡大

するものであると強調いたしたのであります。消費税は、とにかく導入さえすればいいとの視点で決められた安易な税制であります。

消費税は、帳簿方式を採用したため、税制そのものが不正確になっておることに加え、全体の九七%を占める売り上げ五億円以下の事業者に適用となる簡易課税制度、売り上げ三千万から六千万円の事業者を対象として税額を軽減する限界控除制度、さらに三千万円という免税点を設けたことによつて、ますますあいまいなものとなつております。

これらの制度は、少しでも事業者の反発を抑え、一日でも早く消費税導入を強行しようとする視点だけから設けられたものであり、結局は事業者と消費者間の不信感を増大させ、いずれは破綻することを政府・自民党は最初から見通しているのではありませんか。この際、改めて消費税についての徹底的な議論を重ね、廃止を含めて消費税を根本的に見直しすることとし、その是非を国民に問うべきだと主張するものであります。

税制の抜本的な改革を行うべき政府・自民党の当事者たちが、一方では値上がり確実なリクルートコスモス株の売買を単なる経済行為と言いつたおりにあります。政府・自民党は、国民の怒りがどこにあるかわかりではないのでしょうか。その怒りは、大きく分けて二つの点に向けられております。

その一つは、リスクを承知で手持ちのささやかな資金で投資する人々を優遇するために設けられていた有価証券の譲渡益に関する税制の優遇措置を、法の精神を説くべき政治に携わる者が、法の

趣旨を大きく逸脱した運用でもって利用していたことであります。

そして、怒りの二つ目は、株を譲り受けた竹下総理を初めとする政治家たちのろそや責任を明確にしない事実と、ぬれ手でアワで大もうけをしたことに對してであります。

総理、あなた方は国民の政治への信頼と期待を踏みにじり、国民の怒りを爆発させたのであります。

また、竹下総理は、政界の腐敗は政界全体に及んでいるとは思われないと発言し、認識の浅さを露呈いたしました。いかにその認識が国民の意識とかけ離れたものであるかに思いをいたし、痛烈に反省すべきであります。誠実に勤勉に学び働き、それによつて社会、すなわち国家に貢献する、そんな目的を持った実直な国民が持つ税や社会の仕組みに對しての不公平感に對し、あなた方政府・自民党は、謙虚に對処することなく、うそと欺瞞で国民を愚弄し続けてまいりました。

このことには、はっきりと国民の審判が下りました。福岡の参議院補選の敗北、宮城の知事選断念の事実がそれです。我が党は、周章ろろばいする政府・自民党をただ傍観するつもりはございません。国民の激しい批判を政治に携わるすべての者への警鐘と受けとめなければなりません。今こそ、本院で決議した政治倫理綱領に立ち返り、本来あるべき政治の実現に真摯な努力をささげねばならないのではないのでしょうか。

国外では、世界のあらゆるところで経済摩擦を起し、国際公約は果たさず、不透明なODA政策が受け入れ国の反発や腐敗を招くことにも批判が集まろうとしています。

リクルート問題、公約違反の消費税導入等うそで固めたリーダーの資質が欠落した政治は、我が国だけではなく国際間の信頼も損なう結果になっております。すべての信頼を瓦解させた竹下内閣の総辞職を要求して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 安藤巖君。

〔安藤巖君登壇〕

○安藤巖君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の昭和六十三年補正予算第三案に對し、反対の討論を行います。(拍手)

反対の第一の理由は、本補正予算案が消費税廃止を求める国民世論を無視して、実施の円滑化と称して消費税を国民に強引に押しつけようとしていることであります。

そもそも消費税は、大型間接税は実施しないという公約を踏みにじり、リクルート疑惑徹底究明と消費税反対の国民世論に真っ向から挑戦し、議会制民主主義を破壊する暴挙を幾たびも重ねて強行されたものであります。

我が党が一貫して指摘してきたとおり、消費税は、アメリカの強力な要請にこたえて、軍事費及びODAを異常に突出させ、国民生活破壊をもたらす天下の大悪税であることは明らかであります。消費税実施に伴う公共料金の一斉引き上げの計画及び便乗値上げの動きは、消費税の害悪を一層鮮明にし、国民の憤激をさらに高めております。

本補正予算案において、円滑実施と称して十六億円のPR予算を初め、実施対策に国民の血税を千六百二十五億円も投入すること自体、消費税がいかに民意を無視したものであるかを証明するも

のであります。しかも、消費税は、自民党政府が日米安保体制を維持強化し、軍事費と戦略援助費を合わせて対GNP比三%以上にせよというブッシュ新政権の要求にこたえるために、近い将来、税率の大幅引き上げをたくらんでくることは火を見るよりも明らかであります。

このような天下の大悪税である消費税の害悪を、一部野党を引き込むために計上した補正一時金によって押し隠そうとしても、国民は決してだまされるものではありません。今年度予算に対して三兆円を超える税の自然増収が生まれ、大幅増正を行うのであれば、消費税による増税の必要は全くなく、むしろ大幅減税ができるのであります。消費税の強行成立とその実施に対して、国民は到底納得しておらず、即時廃止の世論がふつと高まっています。政府は、国民世論に従い、直ちに消費税を廃止すべきであります。(拍手)

第二は、ブッシュ新政権の誕生と同時に、竹下総理みずから日米軍事同盟への忠誠を誓い、軍縮を求める内外世論に背を向けて、本補正予算案でさらに軍事費を増額していることでもあります。六十三年度当初予算は、GNP比一%突破を固定化し、世界第三位の軍事費でアメリカの核戦略を補完するものでした。イージス艦、P3C、F15などの正面装備、在比米軍基地使用料肩がわりなどの思いやり予算や、三宅島NLP基地建設と豆子池子米軍住宅建設強行のための予算を削れという国民の強い要求に背を向けて、米新政権の要求を受け入れ、アメリカの核戦略体制の肩がわりを積極的に進めるのは、世界の世論にも逆行するものにはかなりません。本補正予算案において軍事

費を削減することこそが、国民の求めるものであります。

第三は、自然増収による剰余金を自民党政府に都合のよい政策経費に大きく投入していることでもあります。特に、その最たるものは、ふるさと創生資金と称する地方への一律一億円のばらまきであります。

本来、地方交付税剰余金は、そのまま地方自治体に調整配分されるべき地方自治体の固有財源であり、特定目的への使用という条件をつけることは、地方交付税法第三条にも反するものであります。まさに選挙のための予算の政治的利用であり、自民党の党利党略という非難を浴びるのは当然であります。

政府は、国庫補助負担金の一律カットの継続、恒久化による一兆三千億円の地方財政圧迫、消費税率導入による一兆五千億円の地方財政への負担増など、ふるさと破壊をこそやめるべきであります。

さらに、交付税特別会計の借入金の返済として一兆一千八百億円を計上しておりますが、これは、当然国が全責任を負うべきものであり、地方自治体の固有財源である地方交付税の原資をもって充てることは絶対に許せません。

第四は、NTT株売却益による民活プロジェクトへの無利子貸し付けや技術開発補助金など大企業に対する手厚い助成を削減しないばかりか、今回補正で貿易保険特別会計に九百億円の追加繰り入れを行い、大企業の海外進出の手助けをするなど大企業奉仕を一層進めているのとは対照的に、国民生活への圧迫を強めている点であります。当初予算で大きく削った生活保護費をさらにま

た三百五十八億円も削減して生活保護切り捨てをますます強めていることは、断じて許せません。

憲法第二十五条に反する生活保護の切り捨ては直ちにやめて、生活保護費の増額をこそすべきであります。

また、私立大学への助成についても、十二億八千万円の削減を行い、私学助成を抑制していることも認めるわけにはいきません。

竹下総理みずから早急に創設すると約束してきた国庫助成による災害遺児育英制度は、本補正予算において直ちに実行すべきであります。

さらに、農産物輸入自由化のための国内対策措置についても、それによって自由化による深刻な打撃から農業と農家経営を救済できるものではありません。アメリカの言いなりになるのではなく、農産物の輸入自由化を撤回して、日本の経済的自立を目指した真の農業振興をこそ確立すべきなのであります。

以上、具体的に指摘したように、本補正予算案は、日米軍事同盟強化のために、国民の要求を無視し、国民生活への圧迫を強めるものであることは明らかであり、強く反対するものであります。(拍手)

みずからのリクルート疑惑にはふたをして、軍拡と生活破壊を推し進める自民党・竹下内閣に対して、今国民の間には、日ごとに怒りと憤激が高まっております。日本共産党は、この国民世論にこたえ、政治の根本的転換を図るために全力を尽くすことを表明して、討論を終わります。(拍手) ○議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原健三郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○議長(原健三郎君) 日程第一、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長西田司君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔西田司君登壇〕

○西田司君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、第一に、今回の補正予算により昭和六十三年度分の地方交付税が二兆一千二百五十六億円増加することに伴い、本年度においては、補正予算等による地方負担の増加及び地方債の縮減等に要する額五千八百十八億円を地方公共団体に交

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号

地方交付税法等の一部を改正する法律案 農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案 租税特別措置法の一部を改正する法律案 村山大蔵大臣の趣旨説明

九八

付することとするほか、いわゆるふるさと創生のための地域づくりの推進等に要する額三千六百億円を本年度に交付しない、平成元年度分の普通交付税の総額に加算して交付することができるとすること、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を一兆一千八百三十七億円減額することとする。

第二に、補正予算等による地方負担の増加及び地方債の縮減に伴い必要となる財源を措置するため、単位費用の一部を改定するとともに、ふるさと創生のための地域づくりの推進に要する経費の財源として、市町村分のその他の諸費に係る基準財政需要額に昭和六十三年にあっては二千万円を、平成元年度にあっては八千万円をそれぞれ加算することとした。

本案は、二月八日当委員会に付託され、同月二十七日坂野自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、ふるさと創生の理念と交付税による一億円交付の是非、地方公共団体における消費税の転嫁見送りについての政府の対応等について質疑応答が行われたが、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第二、農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長中村三郎君。

〔本号末尾に掲載〕

〔中村三郎君登壇〕

○中村三郎君 ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和六十三年度におきまして、東北、北関東を中心として低温等による水稻の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定の再保険金の支払いが著しく増大するため、この勘定の再保険金の支払い財源に不足が生ずる見込みでありますので、これに充てるための資金を、同年度において、一般会計から三百二十二億五千九百九十九万九千円を限り同特別

会計の農業勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この一般会計からの繰入金につきましては、後日、農業勘定において決算上の剰余が生じた場合において、同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除してなお残余があるときは、当該繰入金に達するまでの金額を一般会計に繰り戻さなければならないこととしております。

本案につきましては、二月二十八日村山大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(原健三郎君) この際、内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣村山達雄君。

〔村山達雄君登壇〕

○国務大臣(村山達雄君) ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣

旨を御説明申し上げます。

租税特別措置につきましては、税制改革の円滑な実施に配慮する措置及び地域の活性化、社会政策上の配慮等の当面的政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置を講ずるほか、租税特別措置の整理合理化等の改正を行うこととしたしております。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、土地税制につきましては、公共事業用地の確保の困難性等にかんがみ、譲渡所得の特別控除を取消等の場合にあっては現行三千万円を五千万円に、農地保有合理化等の場合にあっては現行五百万円を八百万円に、それぞれ一年間限りの措置として引き上げることとするほか、不動産登記に係る登録免許税の課税の特例を廃止する等の措置を講ずることとしたしております。

第二に、地域活性化のための税制上の措置として、多極分散型国土形成促進法に基づいて整備される一定の施設について新たに特別償却を認めることとする等の措置を講ずることとしたしております。

第三に、社会政策上の配慮等として、一定の寡婦に対する寡婦控除の特別加算措置、中小企業等事務処理円滑化促進税制の創設及び農業の国際化に対応するための必要な措置等を講ずるとともに、消費税に係る確定申告期限を時限的に延長する等、所要の措置を講ずることとしたしております。

第四に、企業関係の租税特別措置等につきましては、平成元年度におきましても、政策的な効果と観点から見直しを行い、石油ガス貯蔵施設の割り増し償却制度を廃止するほか、特別償

却制度及び準備金制度等の整理合理化を行うとともに、交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長を行うこととしております。

その他、中小企業者の機械等の特別償却制度等適用期限の到来する特別措置につきまして、実情に応じその適用期限を延長する等の措置を講ずることとしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を申し上げた次第であります。(拍手)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。早川勝君。

〔早川勝君登壇〕

○早川勝君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま趣旨説明のごさいました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、総理並びに関係大臣に質問いたします。

売上税の導入問題以来、これまでになく税制に對して国民、納税者の関心が向けられていることは周知のとおりであります。そして、今はリクルート疑惑の解明と消費税の実施が最も大きな国民的関心事となっているのであり、しかも、いずれも竹下内閣に不信感を強めている問題であります。各種世論調査の内閣支持率の低下といひ、福岡県の参議院補欠選挙を初め知事選挙、地方自治体議員選挙にあられた有権者の政府・自民党に對する厳しい批判、審判を総理はどのように認識

されているのか、まずお聞かせいただきたい。私は、リクルートは徹底的に解明せよ、消費税の四月一日実施は認めないとの国民の意思のあらわれだと思ふものでありますが、いかがでございますか。(拍手)

竹下内閣の使命は税制改革にあるとして、昨年末には税制六法案を委員会での自民党の単独強行採決の繰り返しによって強引に成立させました。税負担の公平を確保する、税制の経済に対する中立性を保持する、税制の簡素化を図ることを基本原則にしたのですが、果たしてその内容、実体はとなると、疑問を呈さざるを得ません。

昨年の五月十五日に総理府が発表した社会意識に関する世論調査によれば、社会的公平・平等感を持っている第一位は税制度で、八〇％の人が不公平感を抱いています。今調査してみたら、この比率がどこまで下がり、不公平感がなくなつたと思ひますか。また、確実に下がるとお考えですか。所得税を減税し、相続税も軽減し、物品税の不合理を正した等々と自賛されるでしょうが、公平な負担の観点から見ますと多々欠陥を持つ内容になっております。

所得税は、総合課税が最も望ましいことは今さら言うまでもありません。所得税の最高税率を見ますと、七年前の七五％から五〇％にまで下がりましたが、課税ベースの拡大となると、株の譲渡所得、利子所得に対する分離課税など高所得者に有利な反面、低所得者に厳しい改革が進められてきております。しかも、所得税の軽減を図る一方では資産課税を強化することで負担の公平を実現すべきであります。かかる発想は見られませんか。物品税についても、高級品、ぜいたく品と考

えて高率の負担を求めても何ら不当と言えない物品への課税も三％に下げるといふことに大きな疑問を持ちます。

法人税についても、国際化を理由に基本税率の引き下げが行われますが、表面的な税率比較は余り意味もないし、比較自体も難しいと言われている上に、賞与引当金、貸倒引当金、退職給付引当金等の圧縮もなく、課税ベースの拡大は十分に実現されていません。

租税特別措置法による減免税は、それ自体で不公平な制度であります。今現在、何項目の減免税措置がありますか。期限の定めのない特別措置が所得税関係で三十一項目、法人税関係で十四項目というのでは、公平税制の実現はいつの日になるのでありましょうか。全廃する方針をお持ちかどうか、お伺いいたします。

また、二十一世紀に向けての税制改革として見たとき、今改革過程の何合目まで到達しているのか、これから着手しなければならぬ課題は何か、お答えいただきたいのであります。そこで、竹下内閣がシャープ税制以来の大改革を実現したと自負され、その中核となっている消費税について伺います。

つじ立ちと称し、消費税の説明というよりも消費税導入を説得して全国を行脚されている総理のことですから、国民の不安、混乱の高まりをよく理解されていることと思ひます。消費税の逆進性と便乗値上げによる家計への負担はどうなるのか、消費税の納税はどうするのか、消費税のカルテルを組んだはいが、うまく消費税を価格転嫁できるのか、経済取引が変わってくるのではないかと、納税者となる事業経営者の悩みも確

実に募ってきているのであります。

そこで、具体的にお尋ねいたします。

第一に、消費税は消費者の負担する間接税であると思ひます。消費者が直接税務署に納めない税金ですが、自分の負担した税金は国庫に確実に入っていくと考えるものですが、消費税はどうもそうならないのではないかと危惧するものであります。

簡易課税方式、限界控除制度、免税業者等、納税者の懐柔策ともいふべき便法を講じたことによつて、税金を負担する消費者の立場は軽視され、不公正な税金になると考えざるを得ません。消費者の負担する消費税は間違いなく国庫に入るのか否か、もしそうでないとなれば、どのくらいの消費税が消失するのか、率直なお答えをいただきたい。

第二には、事業者、とりわけ中小の事業者にとつての転嫁の不確定性です。

政府は、帳簿方式だから事務も単純で転嫁も保証すると言いますが、消費税の課税対象、不課税さらに非課税、輸出、設備投資など、どう考えてもこれまでどおりの帳簿づけですべてよしにはならないし、簡易課税方式、免税業者の選択に当たつても一工夫要るようであります。免税業者となつても三％転嫁すれば消費者からにらまれ、他方で大手取引先から利得を横取りされる事態も起こるのであります。消費税は経済的に中立で、中小事業者の事業内容に悪影響を及ぼすことはないと言ふことができますか、お聞かせいただきたい。第三には、消費税の転嫁に関する問題があります。

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する早川勝君の質疑

一〇〇

その一つは、便乗値上げの問題であります。公正取引委員会は、消費税導入を前に、独占禁止法違反、下請いじめの取り締まりを強化し始めましたが、消費者は便乗値上げの厳正な監視を求めています。しかし、そもそも便乗値上げとは何か、その具体的な基準をどうするのか、明らかにされていないのですが、この際、明確にしたいのだと思います。

いま一つは、消費税の税率三%が物価に与える影響は一・一%程度であると経済企画庁は試算しておりますが、その前提には、消費税の税額分は完全転嫁されるものとしております。免税業者にも三%転嫁を認めるとか、私鉄運賃等の具体的対応策も明らかにされてきていますが、さきの試算結果に変更はないものか、新しい要素を加味して試算し直す必要はないのかをお尋ねいたします。

第四には、消費税の地方自治体における転嫁の問題であります。

都道府県を初め各市町村において、政府の言うようにすべて四月一日から三%の消費税を上乗せできる状態ではなく、例えば愛知県でも四月一日からは上水道、工業用水道等の引き上げはできても、文化会館、住宅の家賃等は六月あるいは九月の定例議会に提案することにならざるを得ないといえます。そしてまた、転嫁に当たっては、単純な上乗せを避けて、極力実質的に引き下げようと努力し始めています。物価抑制の観点からは歓迎すべき対応でもあります。地方自治体の対応について、地方自治尊重の立場に立つ自治大臣、消費税転嫁優先の大蔵大臣、物価安定重視の経済企画庁長官、それぞれの御意見を聞かせたいと思います。

消費税は最初は多少混乱してもなれば定着するということのような無責任、強権的な姿勢は直ちに改めるべきであります。消費者、事業者、地方自治体、さらに言えば税務当局ですら悩み、混乱しています。税そのものに欠陥がある上に、増税法、しかも我が国になじみのない新税で、しかも大型の間接税を、公布からわずか三カ月間しか準備期間を置かないで実施するという強引さに今日の事態を引き起こしている原因があります。

もはや四月一日から消費税を実施するのは困難であると断ぜざるを得ません。半年間の弾力運用で対処できる状況でもございません。また、国民の声も、消費税の実施は中止し、百歩譲っても延期し、根本的に再検討しろというものであります。総理のお考えをお伺いいたします。

税制の機能の一つに所得の再分配機能のあることは御存じのとおりであります。我が国の現状を見ると、資産の再分配機能を重視し、資産課税を強化する方向をとるべきであると考えます。いわゆる金余り現象により株と土地の異常な上昇をもたらし、八六年、八七年の二年間に株式の時価総額の増加額は百四十九兆円、これに対して国民総生産の増加は三十兆円です。まさに異常な腐朽化現象であります。

昨年の政府の国民生活白書でも、株式の保有割合は高所得層ほど高いことから株価上昇は金融資産の格差を広げ、土地資産額でも所得階層間、資産保有階層間、年齢階層間で拡大傾向を示している、的確な指摘をしているのであります。

このような不平等拡大が進んでいるにもかかわらず、政府の税制面での対応は、株式等の譲渡所

得については原則課税に改正したとはいえ、申告分離課税方式と源泉分離課税方式を認めたこと、大口資産家を優遇した制度となっているのであります。特に、源泉分離課税方式を選択すれば、譲渡金額の一%の税を負担するだけで資金源を明らかにしなくてもよく、したがって、脱税者に免罪符を渡したようなものだとの批判も出てくるのであります。今後、どのように改善していくおつもりか、展望を示していただきたい。

ところで、今回の改正案の柱として土地税制が挙げられており、取用等の場合は譲渡所得の特別控除を三千万円から五千万円に、農地保有合理化等の場合は五百万円を八百万円に引き上げるとしております。一年間の暫定措置としておりますが、政府税制調査会の、租税特別措置の拡充については厳にこれを抑制するとの答申に反しているものであります。

土地政策とその一環としての土地税制が重要なことは言うまでもありません。地価高騰は、東京圏から今や地方都市にも波及しているものであります。地価抑制を軸にした土地制度の抜本的改革構想のないうままに税制のみ先行して不公平を拡大することは、これまでの政府の土地政策の失敗を繰り返すだけになります。過去の教訓は、土地税制は長期間にわたって堅持することですが、なぜ今回のような措置をとられたのか、また、来年は廃止されるのかどうか、大蔵大臣の答弁を求めます。

また、今後資産課税について、公平、平等化のために強化する方向をとられるかどうかについても聞かせたいのであります。

竹下総理、税金は政治そのものとも言われてお

りますことは十分御承知のことと思います。これは、政治に信頼がなければ国民は納税拒否思想を持つようになります、まして増税など容認しないことではあります。今竹下内閣がなすべきことは政治の信頼を回復することであり、それには竹下内閣がまず総辞職することであり、あるいは、今回一連の税制改革に自信と国民に受け入れられるとの確信がなければ、解散・総選挙を選択すべきであります。

総理のお考えをお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣竹下登君登壇〕

○内閣総理大臣(竹下登君) 私に対する御質問にお答えをいたします。

まず、世論調査や各種の選挙結果にあらわれた国民の厳しい御批判、これはまさにしかと受けとめるべきものであると思います。政治に対する信頼の回復に全力を尽くすとともに、国政の運営を一日とゆるがせにできない。我が身をささげてまいる決意であります。

次は、不公平税制についてお触れになりました。

税負担の公平確保は、税制に対する納税者の信頼を得るために最も重要な理念の一つであります。おっしゃるとおりであります。この点につきましては、従来から努力を重ねてきたところであります。昨年十二月の税制改革においても、税制全般にわたり、公平確保のためのさまざまな措置を講じてまいりました。今回の税制改革が、我が国経済社会の活力を維持して豊かな長寿・福祉社会をつくる礎となるものと確信しておりますので、まずは新しい税制の円滑な実施のため最大限

平成元年三月三日 衆議院会議録第六号

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する早川勝君の質疑 租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明

一〇二

自由競争のもとで決定されるものでありまして、また、生鮮食料品などのように天候いかんによって価格が大きく変動するもの等もあるわけでありますから、何が便乗値上げであるかを簡単に申し上げることは困難であります。

そのような事情を勘案した上で申し上げるとすれば、他に確たる理由がないにもかかわらず、消費税を理由として三％を超える値上げが行われた場合には、便乗値上げであるという可能性があるわけでありまして、また、物品税等既存間接税の廃止等により税負担が軽減される商品、サービスについて、その軽減分が価格に適正に反映されなければ、同様に便乗値上げであるという可能性があると考えられるわけでありまして。

また、試算につきましては、消費税の導入等が税額分のみが価格に転嫁されること、また、税負担以外の要因による価格の変化は考慮しないこと等の前提に基づいて、物品税等既存間接税の廃止等による影響をも考慮した上で理論的に行ったものであると経済企画庁は考えております。そういうわけでありまして、各事業者がそのときどきの需給動向、商品特性等を考慮した上で、具体的にどのような転嫁を行うか等については、さきに述べましたとおりまちまちであると考えられますので、これらをすべて織り込んで試算を行うことは困難でありまして、理論的に行ったさきの試算を見直すことは考えておらないわけでありまして。

また、公共料金等地方自治体における転嫁への対応に対する物価担当大臣としての経済企画庁長官の見解を伺いたいという御質問であります。昨年十二月二十七日の物価担当官会議において、消費税を公共料金等にも円滑かつ適正に転嫁させ

ることなどを申し合わせたところであります。でありますから、まず第一義に地方公共団体といえども適正な転嫁をしていただく、そういう転嫁の以後、事業の健全な経営に配慮しつつ、合理化努力を反映した適正なコストの算定に基づいて地方自治体を運営をされることが望ましい、こういうふうに考えておるわけでありまして。(拍手)

○議長(原健三郎君) 橋本文彦君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔橋本文彦君登壇〕

○橋本文彦君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問を行うものであります。

我々は、税制改革について国民の理解を深めるとともに、合意を得るため、税制改革の理念、基本方針、手順を明確にした税制改革基本法をさきの国会に提示したことは御承知のとおりであります。税制改革の課題は、国民が税制に対して抱いている不信感の払拭にあり、不公平を徹底して是正することでありまして、しかるに、我々のまじめな議論は受け入れられず、結局、政府は、抜本改革とは名ばかり、単なる消費税導入問題へとすりかえに終始した上に、我々の強い反対を押し切つて、自民党の絶対多数の数の力で強引に消費税法を成立させ、この四月一日からスタートさせようとしております。

また、土地税制を初め、政治家のパーティー課税、各種引当金・準備金など租税特別措置等、公益法人・赤十字法人課税、みなし法人課税など、不公平税制はその大半が手をつけられておりませ

ん。先国会で議論のテーブルにのった有価証券譲渡所得課税、医師優遇税制などにしても、中途半端、かつ極めて不十分な改革であります。

我々が懸念したように、不公平が積み残されている上に、消費税は新たな不公平を招こうとしております。いや、むしろ消費税は、政府の宣伝とは裏腹に、不公平税制そのものと言っても過言ではありません。

ところで、消費税は昨年末に成立、本年四月から実施というように、成立から実施までの期間が余りにも短いために、今さまざまな問題が噴出してまいります。税の専門家である税理士や公認会計士の方々は、消費税について勉強中の段階でありますし、説明会を担当している税務署の職員も、十分に理解しているとは言いがたい状況にあります。予算委員会の質疑を聞いても、国税庁ですらいまだにあいまいの部分が多々あります。こうした状況の中で、コンピュータシステムなどのシステム構築やプログラムの修正が間に合わない等々、納税義務者となる個人事業者、企業からは、悲鳴とも言える声が聞こえてくるのであります。

そこで、質問の第一は、竹下総理、私は、この際消費税は廃止すべきでないかと思うのであります。すが、いかがでしょうか。(拍手)

今回の租税特別措置法の一部を改正する法律案でも、消費税にかかわる矛盾点が幾つもありません。本法律案では、消費税の施行について弾力的運営にかかわる諸措置をとり、納税事務に対しては特段の配慮を行うこととしております。これは、実際、システムづくりやその習得が実施時期に間に合わないために、納税義務者は大混乱するとい

うことを政府みずからが予測しているということではありませんか。

事実、各種事業者が大混乱しているのは、連日の新聞、テレビで報道されているとおりであります。定着を先決として、こうした現状を無視し、無理強いをすることは、定着ではなく押しつけにほかならず、経済活動をいたずらに混乱させるばかりではありませんか。矛盾した仕組みを強引に定着せよとするのは、不公平の助長でありまして、六十三年度税収が予想をはるかに上回って好調な時期に、四月実施をぎり押しをしなければならぬ理由が一体どこにあるのでありませうか。明確にお答え願いたい。

消費税を実際に負担する消費者の理解は、今なおほとんど得られておりません。このことは、先月福岡県で行われた参議院補欠選挙や統一外地方議会議員選挙の結果に明らかであると言つても過言ではありません。

消費税には、簡易課税制度や限界控除制度、さらには免税点などの仕組みにより、消費者が支払った税金が国庫に入らないという矛盾が存在することは御承知のところでありまして、このことは、税金として負担する消費者にとつてまことに割り切れないものとなりますが、これが政府の言う不公平感の払拭なのでありませうか。反対に、租税に対する信頼感を今まで以上に失わせるものと言わざるを得ません。大蔵大臣の明快な答弁をお聞かせ願いたいものであります。

第二に、消費税導入と国民生活について伺います。国民生活に影響を与える物価については、経済企画庁は消費税導入に当たつての物価上昇を試算

しましたが、それによると、物価上昇は一回限りで、一・一%から一・二%程度におさまるとして、盛んに物価が上がることを宣伝しておりますが、片や大蔵省は、三%の上乗せをするよう懸命に指導しております。現在、四月一日から物価が押しなべて三%高くなるという声が日本列島にこだましております。この両者の食い違いをどのように説明されるのか、お聞かせ願いたい。

物品税等の減税効果は、産業連関の理論によれば、その業種、業界の製品価格が安くなるだけでなく、コスト軽減という形で第二次波及、第三次波及と、理論的には経済全体へ波及効果をもたらす。全般的に価格の低下をもたらすはずであります。政府が消費税の物価に与える影響を一・二%程度と低く見積もっているのは、こうした間接税の減税と非課税取引が消費税の負担増加分を相殺するためであります。今次廃止される間接税の減税の波及効果が国民生活へどのように反映されるのが望ましいと考えるのか、お答えいただきたい。

関連して、公共料金への転嫁問題であります。今、地方自治体では、公共料金への消費税転嫁をめぐる大変な混乱をしております。公共料金に消費税を三%丸々上乗せするなどということは理屈に合いません。経営努力によって公共料金は据え置きにして消費税を支払うという東京、大阪等十二都府県の地方自治体に対して、自治省は完全転嫁を指導していると言われています。この際、公共料金への消費税転嫁はやるべきでありましょう。それができないならば、いっそのこと消費税は廃止すべきであると思うのであります。が、いかがでしょうか。

第三は、不公平税制の是正についてであります。

本法律案では、寡婦控除の引き上げや遠距離通勤者の負担軽減を図る通勤費の非課税限度額が大幅に引き上げられるなど、一部については、不十分ながらも我々のかねてからの主張が実ったものもあります。

しかし、不公平税制は正については全く手をつけておりません。企業税制については、準備金の整理合理化を行ったとしておりますが、なお十分であり、また、貸倒引当金などの見直しは依然として見送られたままです。このほか、政治資金への課税、医師優遇税制、みなし法人課税、公益法人・赤字法人課税の見直しについても真剣に取り組むべきであります。総理並びに大蔵大臣の決意のほどをお聞かせ願いたい。

所得税については、プライバシー保護を前提に納税者番号制度を早期導入し、総合課税を実現するなど、公平な税制を確立すべきであります。この点については前国会において明確にされておりますが、いつから、どのような内容で実施するのかが、総理の所信のほどを承りたいのであります。

また、政府は、今回の改正で精神障害者をマル優の対象に加えることにしております。我々は、マル優廃止の際、政府が老人や母子家庭など社会的に弱い立場の人へ配慮すると言っているが、必ずしも寄せを受ける人が出ると指摘して、廃止には反対しました。実際に、精神障害者を初め年金を受給していない母子家庭や、年金だけでは生活できず、しかも働かないため貯蓄を取り崩して生活している高齢者などは対象外となっております。こうした人々は、当然マル優の対象者として

きでありましょう。もし対象とできないならば、これらの人々が納税できる説明をお願いしたい。

第四点は、土地税制についてであります。

土地税制については、本法律案においては譲渡所得の特別控除を引き上げる程度にとどまっております。国民が期待する資産格差の是正や地価抑制などにはほど遠く、小手先の改正にとどまっております。土地譲渡所得について一年間の期限で特別控除の引き上げを行っておりますが、何を目的としているのでありましょうか。単なる場当たり的な政策でないとするなら、市街地再開発事業へどう影響するかを具体的に示し願いたい。

また、土地の含み益に思い切つてメスを入れるなど、抜本的改革を行うべきであります。含み益の問題は、法人と個人の間の課税のバランス、土地所有者と非所有者の間の資産格差など国民生活をゆがめ、さらには、企業会計情報の公開の面でも、土地などの資産が取得原価主義であり、現実離れしているとの批判を招いております。この含み益をいつまで容認し、放置しておくつもりでありましょうか。お答えいただきたいのであります。

最後に、国民の声を聞かず、不公平税制を放置したままで、多くの懸念を残したままでこの四月一日から消費税をスタートさせることに、我々はあくまでも反対であります。この際、消費税は廃止すべきであることを強く要求いたしました。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(竹下登君)〕

○内閣総理大臣(竹下登君) 私に対する御質問、まず第一は、消費税導入に当たって混乱が起きるおそれ、そして確かに御指摘のあったとおり、

貴党が提案されておりました基本法、これの系統に関する問題、私どもも参考にさせていただきます。

結局、申し上げますならば、混乱をいかにしてなくすか、これをこれから、今日も一生懸命やっておりますのでございますから、したがって、可能な限り早く国民の暮らしの中に溶け込んでいくであらうことを心から期待をして、一生懸命努力しておりますから、廃止する考えはございません。それから、次の簡易課税問題等、大蔵大臣からお答えがまいります。

それから、物価問題につきましては、基本的に申しますならば、いわば物品税等の廃止による税負担の軽減効果等についても、これが価格に適切に反映されるべきものであるという基本的な考え方に立つて対応をしたいと思います。

自治省の問題につきましては、地方公共団体は、消費税を円滑かつ適切に転嫁すべき事業者であると同時に、今度は一方、税制改革の円滑な推進に資するための環境づくりに精を出すという二つの側面を持っております。自治大臣からお答えがまいります。

不公平税制、これは今おっしゃいましたように、主張が実ったものもある、こういう言葉でございました。確かにお互いがいろいろ協議することによってこのような実を上げていくべきものであります。だから、不公平税制というのは、たゆまざるお互いの意見交換、議論の交わし合いの中に今後とも進めていくべきものである、このように考えます。

それから、特に私に名指しでございました納税者番号、この問題でございます。

この考え方は、基本的には今後とも総合課税、これを維持していくというのしかねて貴党の御主張でございますが、実質的な課税の公平を実現するために、政策的要請に応じて総合課税によらない課税方式を採用することも、今までの経緯に照らして必要なこととございます。

一方、納税者番号につきましては、税制調査会の答申において、その前提となる番号制度についての政府部内での検討、並びにプライバシー問題及び適正公平な課税の実現のための負担に関する議論を通じて国民の合意形成の状況を見守りつつ、さらに検討していくことが適当である、これが税制調査会からの意見でございます。政府は、これを踏まえて誠実に対処してまいります。

それから、マル優問題の範囲についての御議論もございましたが、社会保障制度の面との調和というものが存在いたします。

それから、土地譲渡所得等についての御意見がございました。

今回のこの案についてはいろいろ御指摘がございまして、やはりこのたびは、土地基本法策定の準備を進めております。これらの御議論を、制定に関する御議論をいただきながら、今後とも抜本的検討を行うべき課題だ、このように考えております。

それから、土地増価税の問題は、いつもの議論でございますが、いわゆる未実現のキャピタルゲインに対する課税という問題、それから保有課税として考えた場合の固定資産税、特別土地保有税との問題、そしてまた装置産業の問題、これらの問題がございまして、現時点で直ちに実施す

るといふのは、これは難しい問題だとお答えをせざるを得ないところでございます。

具体的な問題については、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇〕

○国務大臣(村山達雄君) 総理がほとんどお答えしていただきましたので、私の方は、免税業者あるいは簡易課税の場合、免税業者でございます。これは自分の販売について納税義務はありません。しかし、コストについては上がっております。そこで、もし三％を上乗せした場合には、マージンについて三％もかかるのじゃないか、その分が国庫に入らぬじゃないか、こういう御指摘。それから、簡易納税者につきましては、大体マージンを二〇％と仮定して納めてよろしいですよ、こうなっておりますから、マージンがもしそれよりも多ければ、そのマージン差額の三％は国庫に入らないでうまみがあるのじゃないですか、こういう御質問だろうと思うのです。

実は、この問題は、前回の売上税の問題が何で失敗したのか、これは、我が党で三月から四月にかけてまして各業界全部集めて、何が一番失敗したのか、やはり事業者に対する事務負担を考えないところ、最大の問題がある、こういうことでございまして、第一にやりましたのは、税額票発行方式ではなくて帳簿方式にすること。それから第二番目には、所得税、法人税になれておりますから、課税期間を同一とすること。それから、税率は単一税率とすること。それからもう一つは、非課税項目を極力圧縮すること。しかし、それでも零細業者にとりましてはかなりの計算が難しいという批判があるわけでございます。

そして、もしそれを無視して、例えば逆に免税業者なり簡易課税制度を設けないとしたら、この計算事務だけで人を一人雇わねばいかぬじゃないか、そのことによるコストアップの方が今のマージンがどうのこうのというよりもはるかに消費者に負担をかけるのではなからうか、こういうことで、この消費税を仕組むときに最初から選択の問題として今度のようなものをやったということでございます。

しかし、この金額は、免税業者、例えば個人は八三％は免税業者でございます。法人は三〇％。だから、六五％は免税業者でございますけれども、金額でいいますと、取引高では二・七％でございます。したがって、コストをふやしてそれを転嫁させるよりも、消費者の方からいっても負担が少ないのではなからうか、こういう発想なのでございます。

それからもう一つは、今回の特別控除、土地譲渡に関する特別控除を、取引の場合三千万から五千万に上げたのはどういうわけか、こういうわけでございますが、最近公共事業が非常に進んでいない、そしてまたこの三千万というのがもう長年据え置かれておる、こういうことでございますので、今年限りの措置としてやっているのでございます。お尋ねの市街地再開発事業にこれはためになるかといえ、やはり促進効果はあると思っております。

なお、土地税制につきましては、いずれ土地基本法が制定されますので、抜本的な税制改革もその線に沿って将来考えてまいりたいと思っております。以上でございます。(拍手)

〔国務大臣愛野興一郎君登壇〕

○国務大臣(愛野興一郎君) 私に対する御質問は、いわゆる影響試算値一・二％程度と、消費税導入の三％上乗せ転嫁指導によって物価は三％高くなるという国民の皆様の声との相違点をどのように説明をするのか、こういう御質問であつたわけでありまして。

消費税の税率は三％であります。消費税の導入と同時に物品税等既存間接税の廃止等が行われるため、これを考慮して、さらに、消費税の税額分が価格に完全に転嫁されること、また、税負担以外の要因による価格の変化は考慮しないことの諸前提に基づいて、この試算値は平成元年年度の水準を一・二％程度引き上げると試算しておるのであります。

もとより、物品税等既存間接税の廃止等により税負担が軽減されると見込まれる商品等については、それを価格に適正に反映させていくことが便乗値上げの防止とともに重要でありまして、試算の前提ともなっておるわけでありまして、適正な価格形成がなされるように万全の対応を図ってまいりたいと思っております。

また、質問の二番目は、物品税等の減税効果は第二次、第三次と波及効果をもたらして価格を低下せるとするが、今回の間接税の廃止による減税の波及効果は価格にどう反映されるべきと考えるかという御質問でございました。

御指摘のとおり、物品税等既存間接税の廃止等による税負担の軽減効果は、直接商品等の価格を引き下げるだけでなく、波及的な引き下げ効果を持つと考えられ、経済企画庁の消費税の導入等に

これらの点について、竹下総理及び村山大蔵大臣の御所見を求めるものであります。

また、与野党の不公平税制協議において数多くの問題が未解決のままで残っております。政治家パーティ課税については、我が党と自民党との協議において、さきの国会中に話し合いを開始し結論を得ると自民党は約束しましたが、この約束は守られませんでした。一体どうなっているのでしょうか。総理の明快な答弁を求めます。

その他、医師税制、公益法人課税、みなし法人課税などの項目についても討議すべき課題は山積しております。いつになったら与野党の協議を再開するのか、竹下総理に決断を迫るものであります。この場で決断を下していただきたい。

法人税については、貸倒引当金、租税特別措置の整理合理化を進め、課税ベースの拡大を図ることが求められております。しかし、安易な増収策のため貸倒引当金を廃止し、退職給与引当金を圧縮することには断固反対をいたします。このような措置は、労働者の雇用を脅かし、企業会計を圧迫するもので、有害無益と言わざるを得ません。平成元年度予算編成について我が党が村山大蔵大臣に申し入れた際、大臣から、貸倒引当金の廃止、退職給与引当金の圧縮はやらないとの確約を得ました。この約束をもう一度国会の場で明らかにしていただきたいのであります。

質問の第三は、減税についてであります。

我が党の提言により、昭和六十三年分は約一兆三千億円の所得税減税が先行実施され、また抜本改革の中でも、所得税率の大幅緩和、人的控除の引き上げ、教育費軽減に配慮した割増し扶養控除の創設、配偶者特別控除の引き上げなどによる

所得減税、地価高騰に対応した相続税減税等、大幅減税が実現しました。

我々は、今後、サラリーマンの実効ある申告納税制度の導入、物価調整減税の創設、きめ細かな政策減税の実現に重点を置いて取り組んでいく決意であります。

現行税制における不公平の一つとして、事業所得者と給与所得者との税体系が大きく異なっていることを指摘せざるを得ません。既に特定支出控除というサラリーマンの申告制度は存在していますが、経費の対象がごく狭い範囲に限られており、ほとんどのサラリーマンはこの制度の恩恵を受けることができません。勤労者から要望の強い背広や靴の費用、労働組合費、冠婚葬祭費用なども対象に含め、実効ある制度に改めるよう主張するものであります。竹下総理、村山大蔵大臣の御所見を伺いたいたのであります。

税率構造が簡素化されたとはいえ、累進構造をとっているため、物価上昇に伴う所得増加により所得税額がふえ、増税となる点は全く解決されておられません。これを解決するために、所得税においても物価スライド制度を導入するよう強く求めるものであります。総理及び大蔵大臣の見解を明らかにしていただきたい。

また、我が党の提案が受け入れられ、通勤費の非課税枠が月額二万六千円から五万円に引き上げられる点は評価できます。しかし、地価高騰や大都市圏への人口の集中により住居が職場から遠くなる傾向にあります。この際、新幹線通勤や、地方では通勤の根幹をなす自動車通勤も含め、交通費全額を非課税とすべきではありませんか。我々の主張にこたえ、交通費は全額非課税にするとこの

場で約束していただきたいのであります。最後に、行財政改革についてお尋ねいたします。

国民は、行財政改革がなおざりにされたまま消費税率が導入されたと感じ、また、その消費税率が安易に引き上げられることを最も恐れております。民社党と自民党とで行財政改革の強力な推進なくして消費税率を引き上げない旨の合意をいたしておりますし、竹下総理は、施政方針演説において、行財政改革と税制改革は車の両輪であるというたい上げております。

これら原則をどのようにして具体化するのか、国会決議として実現するのか、新たな行財政改革に盛り込むのか、竹下総理の明快な答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(竹下登君) ます最初、民社党

が、直接税の減税先行、そして福祉ビジョン、また行財政改革の計画等を取りそろえ、その後間接税問題に取り組みべきだ、このような御意見があったことはよく承知いたしております。そうして、御説のとおり、審議の段階において、この弾力的運用、また見直し問題等が修正点として盛り込まれたことも御指摘のとおりでございます。したがって、私どもは、今最終的におっしゃいました見直しということについては、簡易課税制度等の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置について、消費税の仕組みの定着状況等を勘案しながら、将来その見直しを行うものとする旨の規定、それを念頭に置いて、税制改革法の議員修正によってこれが追加された、その趣旨を踏まえて

適切に対処すべきものである、このように考えます。

それから、地方自治の問題にお触れになりました。

地方公共団体は、消費税を円滑かつ適正に転嫁すべき事業者であるとともに、また円滑な推進に資するための環境整備に配慮するという、二つの側面を持っております。政府としては、このような税制改革法の趣旨に沿って、消費税の円滑かつ適正な転嫁について引き続き地方公共団体を具体的な指導をしてまいりたいと思っております。

さらに、土地基本法制定にあわせて土地税制を見直すべきだ、このような御意見を交えての御質疑でございます。

そのとおりであります。土地基本法制定に関する作業も踏まえながら、土地対策全般の問題として引き続き検討、協議をしたいと思います。

納税者番号制度、これにつきましましては、税制調査会の答申、これを基本的に踏まえまして、そうして、まさに政府として答申に示された点について誠実に対応していくべきもの、このように考えます。

それから、SECの設置の問題にもお触れになりました。

御案内のとおり、我が国においては免許制、米国においては登録制、そういう基本的な違いがございます。証券取引の公正確保のために努力するのは当然のことでございますが、いわゆる米国の証券取引委員会のような機関を設置することについて、我が国の制度になじむものであるかどうか、まだ問題があります。したがって、直ちに適

当でございすというお答えをする段階にはございせん。

それから、パーティー課税、これはせっかく御協議いたしておたところでございます。なお専門家間の話し合いが行われることを期待をいたしておるところであります。

また、今度は不公平税制、いつ再開するか、こういうことであります。

この問題は、今日までの議論は私どもは評価しております。したがって、各党間の協議を期待をしておるところでございます。

それから、特定支出控除制度の問題についてもお触れになりました。

いずれにせよ、これは昨年から実施されたところでありまして、その適用状況、定着状況を踏まえて引き続き検討する課題であるというふうに考えております。

それから、インデクセーションにお触れになりました。

この問題につきましては、いろいろ議論がございしますが、所得課税の負担について、社会経済情勢の推移に即応して適宜見直しを行っていくというものが現実的ではなからうかというふうに思っています。

最後に、行財政改革の問題について、車の両輪であると申したではないか、こういう御意見でございしました。

そのとおりでございます。今おっしゃいましたとおり、この行財政改革の強力な推進につきましては、公党間の合意、これを十分念頭に置いて、先般は平成元年度行革大綱を決定したところでございす。今後も、公党間の合意は十分大切にす

べきものであると考えております。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇〕

○国務大臣(村山達雄君) 残りの問題について申し上げます。

賞与引当金、退職給付引当金、お前はこれを導入しない、圧縮しないと云ったが、もう一遍言え、こういう話でございますが、これは、もう先ほど総理からもお話がありましたように、いわゆる与野党の協議によりまして、そして二、三年はやらない、二、三年たつてから、それくらいの間検討する、これを踏まえてお答えしたのでございす。

それで、なお申し上げておきますと、この退職給付引当金とかこういうものは、いわば不公平税制そのものではございせん。費用収益対応の原則によりましていかにこれを期間配分するかという問題でございまして、租税特別措置ではないのでございす。問題は、その程度がどうであるか、ここが問題になっていることを申し添えておきます。

それから、交通費を青天井でやれ、通勤費を青天井で引け、こういう話でございますが、今まで二万六千円を五万円にしたわけでございます。本来、給与所得控除を必要経費のかわりにやっておく場合には、税制の基本でいきましたらこれは給与と見られるものでございまして、それを特に引いていこうというのは、やはり少額不追求の観念によるものと思っております。したがって、今まで二万六千円を五万円にしたのでございすので、すぐ青天井というのはいかがなものであらうかと常識的には考えられるところでございす。

以上でございます。(拍手)

○副議長(多賀谷真穂君) 柴田睦夫君。

〔柴田睦夫君登壇〕

○柴田睦夫君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、ただいま議題となりました租税特別措置法改正案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

初めに、本案の改正内容でもあり、また、国民が強くその廃止を求めている消費税導入についてであります。

自民党・竹下内閣は、圧倒的多数の国民の反対を押し切り、議会制民主主義を踏みにじって、強行採決に次ぐ強行採決で消費税を創設しました。

この消費税が、さきの衆参同時選挙における大型間接税導入せずという自民党の選挙公約に反したものであり、その中身たるや、逆進性のひどい最悪の不公平税制であります。しかも、この消費税を準備し推進した中心人物の竹下総理や宮澤前蔵相の関係者に、疑惑のリクルート未公開株が渡っていた事実が明らかになっているのであります。

政府・自民党の消費税導入強行と腐敗政治に対する国民の怒りは、日本全土を大きく渦巻いております。参議院の福岡補欠選挙の自民党の大敗を初め、各地の地方選挙の結果がそれを見事に示しております。また、宮城県知事選挙で、自民党は候補者さえ立てられないという状態ではありませぬか。

総理、これらの選挙結果や極めて低い内閣支持率の世論調査などを厳粛に受けとめるなら、消費税の廃止、リクルート疑惑の徹底説明が、それと

も内閣総辞職、国会解散しかないではありませんか。国民はそれを求めているのであります。総理、国民の求めに対して明快な答弁を願います。

今日、消費税の四月実施を前に、全国の地方自治体を初め、業界、商店は混乱に直面しております。二十二都道府県と十政令指定都市では、上下水道料金、公営住宅家賃を初めとする公共料金の全部または一部について消費税の転嫁はできないとしております。明治維新以来百二十年有余、水にまで税金をかけたのは竹下内閣が初めてであります。

消費税がいかに悪税であるかを、地方自治体の動向が端的に証明しております。悪税は廃止する以外にありません。自治省は公共料金の引き上げを指導という名によって地方自治体に行うとしておりますが、公共料金を決める条例制定は地方自治体固有の権限であり、これに政府が介入することは許されません。自治大臣の答弁を求めます。

次に、政府の消費税導入対策についてであります。政府は、消費税導入関連経費として、八八年度補正予算案で千六百二十五億円、八九年度予算案で二百十億円を計上し、また、本法案で消費税円滑実施のためと称する通勤手当の非課税限度額引き上げ、寡婦控除の特別加算措置を初めとする措置を行おうとしています。これらは、その事実経過からも明白なように、消費税導入に対する国民各層の強い反対をかわそうととった措置であります。しかし、これらの措置は予算と減税を合わせてもわずか二千五百五十五億円であり、国民に押し

つけられた平年度消費税五兆九千四百億円の莫大な負担、消費税導入に伴う中小業者の取引上の負担、さらに低所得者に対する重税等々、その害悪と比較するならば、極めて微々たるものにすぎません。政府は、一体このような措置で消費税の持つ本質的な懸念が解消できると考えているのでしょうか。大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

第二に、大企業優遇の特別措置を温存、拡大しようとしていることについてであります。

まず、海外投資等損失準備金についてです。

政府は、専ら大企業の優遇措置であり批判の強い特定海外事業などに係る積立制度を中小企業に限定し、これを縮減したかのように装いながら、他方では、発展途上国の産業開発に著しく寄与する投資について、投資額の百分の二十の積み立てを認めるという新たな大企業への特別措置制度を新設しようとしています。

利潤追求を目的に海外に進出する大企業に、政府が減税の恩恵を与える必要は全くありません。発展途上国では、外資を導入するためにさまざまな優遇措置が講じられています。タイでは、奨励企業は法人所得税が三年から八年間免除されるほか、輸入税、事業税も免除されます。シンガポールでは、創始産業は法人税が十年間免除され、創始産業でなくても輸出産業であれば、三三％の法人税が四％に大幅に軽減されるのです。

しかも、これら途上国の特典に加え、我が国でも二重三重の特別措置が設けられています。その最たるものが外国税額控除です。途上国の特典によって海外投資企業が現地で免除されている税金まで、納めたものとみなし、我が国で納めるべき法人税額から控除するというものであります。

一体、途上国の産業開発に著しく寄与する投資とはいかなることを指すのですか。また、利潤追求を目的に海外に進出する大企業に特別な優遇措置が何ゆえに必要なのか、明確な答弁を求めます。(拍手)

次に、地域活性化・内需拡大税制という名の特別措置拡大についてであります。

今回、多極分散法により地方振興開発を進める重点整備地区や首都圏の業務施設集積地区における中核的民間施設について、初年度百分の十の特典制度の拡大がメジロ押しであります。これらは東京の巨大な国際金融・情報の業務施設を東京湾沿岸に拡大するものであり、過密東京圏の一層の拡大と東京中心型高速交通網の形成など、事実上、東京一極集中の推進策であります。本法案による措置は、これらの施策を税制面から推進しようとするものにはなりません。

また、総理は、ふるさと創生という受けのよい言葉で、全国の市町村に一律一億円、全体で約三千億円の地方交付税を配賦するとして、選挙の目玉にしようとしています。玉にしようとしてもありません。ふるさと創生に使おうとしている財源は、自然増収による地方交付税分の一部を充てるものです。これは、もともと地方自治体に交付されるべき性格の財源であります。それを何か別のところから出すような感じを与えて恩着せがましく言うのは、全くのごまかしにはなりません。

しかも、総理は、ふるさと創生などと言いがら、八五年度以降四年間で四兆九千億円の増上地方への補助金をカットし、また、新たに消費税の導入で一兆四千億円もを地方に負担させようとし

ております。これでは、ふるさと創生どころか、ふるさと破壊ではありませんか。(拍手)真剣にふるさとを思い、ふるさとの活性化を図るというのであるならば、全国の地方自治体がこぞって願ひ、求めている補助金カットの補助率をもとに戻し、消費税の導入をやめるべきではありませんか。総理の明確な答弁を求めます。

次に、金融先物商品に対する課税を、政府は財界、金融界の反対に屈して今回も見送ったことについてであります。

先物取引については、東京、大阪の両株式市場で株価指数先物の取引が開始されており、毎月取引規模は拡大し、九月から十二月まで既に百兆円の取引規模に達しています。ますます肥大の一途をたどる金融・証券取引、投機とマネーゲームを抑制し、また、重要な財源として金融先物の商品に適正に課税すべきであります。課税を見送った理由、また課税の見直しについて大蔵大臣の答弁を求めます。

最後に、本法案に盛り込まれている牛肉・オレンジ輸入自由化対策税制に関連して伺います。

重要なかんきつ生産県である福岡県での参議院補欠選挙の自民党候補の大敗、肉用牛の飼養頭数全国一の畜産県である鹿児島県の知事選挙でも自民党は大幅に得票を減らし、政治的敗北を喫しました。この審判は、リクルート、消費税問題での厳しい批判とともに、牛肉・オレンジ輸入自由化など農業つぶしを進める自民党農政に対する有権者の深い憤りが込められているのは間違いないと受けとれます。総理並びに農林水産大臣、この批判をどう受けとめますか。

これら選挙結果からも明白のように、今農政に対するかじを切りかえなければ、早晚米の市場開放、自由化にまで踏み込まれるのは必至であります。今回のような小手先の措置ではなく、農産物自由化推進政策そのものの根本的転換を図るべきであります。そうしなければ、安全な食糧の安定的供給を願ひ、農業の果たす重要な多様な役割を正當に評価する広範な国民の意向にも背くこととなります。我が国の主権と経済の自主的存立を守るためにも、しかと承りたいのであります。

私も日本共産党・革新共同は、公約違反で最悪の大衆課税、消費税廃止のためにあくまで奮闘するものです。同時に、大企業、大金持ち優遇の不公平税制は正のために国民運動の先頭に立って全力を尽くすことを表明し、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣竹下登君登壇〕

○内閣総理大臣(竹下登君) まず、政治の信頼を確保しますためには、私の責任は逃れることなく、総辞職とか解散とかを考へることなく、忍耐強くその責めに当たる決意であります。

また、税制改革の問題につきましては、少なくとも大幅な所得減税と相まって、必ずややってよかったと言われる日が来るものと私は確信をいたしております。(拍手)

四月一日に向けて事業者初め国民各位にその準備のためにまことに御苦勞をいたしておることを十分承知しております。したがって、円滑化推進のための相談相手になって、その実施に最大限の努力を重ねてまいります。

農政の問題、今後とも長期的展望に立つた農政、そして農漁村活性化対策、これらを進めてまいります。

補助金カートの問題についてお話がありました。

補助負担率につきましては、改めて最近における財政状況、国と地方の機能分担、費用負担のあり方等を勘案し、検討して、適切な見直しを行つたところでございます。

そしてまた、ふるさと創生という言葉が受けのよい言葉で云々と、こういう御発言がございました。

私も、これがいわゆる地方独自の財源であるというふうなことは十分承知いたしております。したがって、恩着せがましいなどという考え方は毛頭持つたことはございません。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇〕

○国務大臣(村山達雄君) 一つは、発展途上国に対する海外投資損失準備金、これを今度二〇に上げたのはなぜか、こういう話でございます。

我が国が発展途上国のようなところに税制上あるいは歳出の上で支援することは、当然のことであると思っております。しかし、あそこ、途上国の株を持つ場合、非常に評価損が心配されることは当然なことでございます。したがって、現在探鉱段階のものにつきましては一〇〇%を見る、そして開発段階のものは四〇%、一般の投資は一〇%しか見ていなかったのでございますが、今度、向こうの途上国の方でこれは重要な振興産業であると指定したら、これを二〇%に上げてやるうじやないか、こういうことを言っているのでございます。

なお、タックスベアリングとの関係を言っておりますが、これは当然の話でございます。向こうに進出した企業が、向こうが特別まけてや

る、税率を下げてやる、その分をこちらで取り上げたなら全然問題にならぬわけでございます。ですから、それはもう当たり前の話で、これとそれとは全然違う話であるということをお理解いただきたいと思ひます。

それから、租税特別措置を拡充したりあるいは整理したりと、こういう話でございますが、これは政府の税調でも言っておりますように、租税特別措置というふうな政策税制はそのときどきの必要に応じてやはり機動的に運営すべきである、こういうことのあらわれにはかならぬのでござい

す。それから、金融先物取引の話でございますが、これは今、株先五〇というのはいずれに課税になっております。ただ、株の方の指数取引、これはまだ課税になっておりません。それから金融指標、金利、それから通貨スワップ、この問題もことし大体やるつもりでございますけれども、いずれもこれらのものは、これが開設されました一体どのような形になるのであろうか、それからまた、どれぐらいの負担に耐えるのであろうか、これは今後日本の資本市場、金融市場が世界市場として本

当に機能するかどうか、非常に重要な問題でございますので、ことしではなくて来年度の税制改正で措置するということを明確にうたっておるの

は、慎重を期しているからでございます。

以上でございます。(拍手)

○国務大臣(坂野重信君) 地方公共団体における消費税の転嫁の御質問についてお答えいたします。

再々お答えいたしましたように、地方公共団体は、一面、消費税を円滑かつ適正に転嫁すべき事業者であるとともに、もう一面、今度の税制改革の円滑な推進に資するための環境の整備に配慮しなければならぬという立場にも立つものでございます。したがって、自治省としては、その趣旨に沿い、地方公共団体の公共料金について、消費税の導入にに合わせてその円滑かつ適正な転嫁を図るよう指導しているところであります。また、今後とも指導してまいる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇〕

○国務大臣(羽田孜君) 農政批判に対しますお答えを申し上げたいと思ひます。

輸入自由化措置の決定は、我が国が講じております農産物の輸入数量制限がガットに違反していることとされるなど、輸入数量制限をめぐる国際ルールの中でぎりぎりの選択をしたものであります。しかし、牛肉・かんきつ、農産物十二品目は、我が国農業の基幹をなし地域経済を支える重要な品目であるとの強い認識を持ち、その存立を揺るぎないものとするため、昨年十二月畜産二法や、昭和六十三年度補正予算及び平成元年度予算案において計上している各品目ごとのきめ細かな措置等、国内対策に万全を期しておるところでございます。決して御指摘のような小手先のものではないといふことをはっきりと申し上げておきたいと存じます。

今後の農政の展開に当たりましては、こうした状況も踏まえまして、農業の生産性の向上を図るとともに、農業者が将来に希望を持って営農にいらしめる長期展望を確立し、魅力ある農業の確立に向けて農業構造の改善、農村地域の活性化等、

諸般の支援策を一層強力に推進してまいりたいと思っております。

なお、自由化問題についてであります。我が国は国際化時代に対応し、一層均衡のとれた国際経済関係の形成に努めていくことが重要な課題となっております。他方、農業は、国民の食糧の安定供給を初め、活力ある地域社会の維持、また国土・自然環境の保全など、我が国の重要な役割を担っております。現在、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて、農産物貿易の新たな秩序の形成を目指して交渉が進められており、我が国としては、農産物の大輸入国の立場から、農業の有する純経済的でない役割についても配慮した新しい農産物貿易ルールが策定されるように、これに積極的に参加、貢献していかなければならないといふふうに考えておるところでございます。そのような考えを持って強力な外交交渉を展開してまいりたい、かように考えております。(拍手)

○副議長(多賀谷真穂君) これにて質疑は終了いたしました。

午後八時二十九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君
法務大臣 高辻 正巳君
外務大臣 宇野 宗佑君
大蔵大臣 村山 達雄君

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

文部大臣 西岡 武夫君
厚生大臣 小泉純一郎君
農林水産大臣 羽田 孜君
通商産業大臣 三塚 博君
運輸大臣 佐藤 信二君
郵政大臣 片岡 清一君
労働大臣 丹羽 兵助君
建設大臣 小此木三郎君
自治大臣 坂野 重信君
国務大臣 愛野興一郎君
国務大臣 青木 正久君
国務大臣 内海 英男君
国務大臣 小淵 恵三君
国務大臣 金丸 三郎君
国務大臣 坂元 親男君
国務大臣 田澤 吉郎君
国務大臣 宮崎 茂一君
出席政府委員
大蔵省主税局長 尾崎 護君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る二月十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
昭和六十三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律
昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二月十七日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和六十三年年度第二・四半期における予算使用の状況
昭和六十年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置
一、去る二月十八日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和六十三年年度第二・四半期における国庫の状況
一、去る二月二十三日、内閣から次の報告書を受領した。
健康保険法第七十一条ノ四第六項の規定に基づく政府の管掌する健康保険の保険料率の変更に
についての報告
船員保険法第五十九条第十一項の規定に基づく船員保険の保険料率の変更に
についての報告
(見込額書受領)
一、去る二月二十八日、内閣から地方交付税法第七条の規定に基づく平成元年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。
(政府委員承認)
一、去る二月十四日、原議長は、竹下内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十四回国会政府委員に任命することを承認した。
内閣総理大臣官房審議官 稲橋 一正
内閣総理大臣官房臨時
特定弔慰金等業務室長 石倉 寛治
公正取引委員会事務
局官房審議官 糸田 省吾
警察庁長官官房審議官 浅野信二郎
警察庁刑事局保安部長 森廣 英一

総務庁長官官房審議官 紀 嘉一郎
同 増島 俊之
同 新野 博
同 服藤 收
同 鈴木 榮
同 松野 一博
同 長瀬 要石
同 田中 努
同 須田 忠義
同 中津川 英雄
同 井田 勝久
同 目黒 克己
同 大河原 満
同 藤原 良一
同 東條伸一郎
同 則定 衛
同 谷野作太郎
同 遠藤 哲也
同 時野谷 敦
同 丹波 實
同 黒河内久美
同 内田 勝久
同 土田 正顕
同 土居 信良
同 瀧島 義光
同 濱本 英輔
同 松野 允彦
同 千野 忠男

大蔵省理財局次長 水谷 文彦
同 吉川 共治
同 赤倉 啓之
同 白鳥 正喜
同 荻村 幸彦
同 野崎 弘
同 末次 彬
同 清水 康之
同 伊藤 卓雄
同 加藤 栄一
同 多田 宏
同 杉戸 大作
同 鶴岡 俊彦
同 内藤 克美
同 内藤 正久
同 高橋 達直
同 田辺 俊彦
同 南学 政明
同 水野 哲
同 山本 貞一
同 向 準一郎
同 金田 好生
同 秦野 裕
同 吉田 耕三
同 清水 達夫

運輸省海上技術
安全局船員部長 田辺 淳也

運輸省航空局技術部長 中村 資朗

郵政大臣官房人事部長 桑野扶美雄

郵政省電氣通信局長 五十嵐 三雄

電氣通信事業部長 高橋柵太郎

労働大臣官房審議官 石岡慎太郎

労働省職業安定局次長 齋藤 邦彦

労働省職業安定局高 竹村 毅

建設大臣官房総務審議官 木内 啓介

建設大臣官房審議官 丸田 哲司

自治大臣官房総務審議官 小林 実

自治大臣官房審議官 紀内 隆宏

同 小島 重喜

自治大臣官房審議官 前川 尚美

自治省行政局公務員部長 芦尾 長司

自治省行政局選挙部長 浅野大三郎

一、去る二月十五日、原議長は、竹下内閣総理大臣

臣申し出の次の者を、第百十四回国会政府委員

に任命することを承認した。

郵政大臣官房経 理部長事務代理 木下 昌浩

一、去る一日、原議長は、竹下内閣総理大臣申し

出の次の者を、第百十四回国会政府委員に任命

することを承認した。

総理府次長 小谷 宏三

内閣総理大臣官房審議官 文田 久雄

内閣総理大臣官房管理室長 櫻井 溥

総理府賞勲局長 稻橋 一正

(政府委員任命)

一、去る二月十四日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、十四日議長において承認した稲橋一正外七十四名を、同日第百十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二月十五日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、十五日議長において承認した木下昌浩を、同日第百十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る一日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、一日議長において承認した小谷宏三外三名を、同日第百十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る二月十五日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、同日(郵政大臣官房総務部長)小野沢知之の第百十四回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る一日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、第百十四回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
総理府次長	海老原義彦	(退職)	平元三二
内閣総理大臣官房審議官	稲橋 一正	総理府賞勲局長	同
内閣総理大臣官房管理室長	文田 久雄	内閣総理大臣官房審議官	同
総理府賞勲局長	小谷 宏三	総理府次長	同

(議席変更)

一、去る二月二十七日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

三三	青山 丘君
三四	中野 寛成君
三六	神田 厚君
四二	河村 勝君
四五	吉田 久之君
四九	塚本 三郎君
五〇	永末 英一君
八五	小沢 貞孝君

(理事補欠選任)

一、去る二月十五日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 綿貫 民輔君(理事佐藤信二君去る十二月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 田名部匡省君(理事宮下創平君去る十二月二十八日委員辞任につきその補欠)

理事 宮地 正介君(理事池田克也君去る十二月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 越智 伊平君(理事野田毅君去る二月十五日理事辞任につきその補欠)

一、去る二月十六日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

農林水産委員会 理事 高村 正彦君(理事笹山登生君去る十二月二十八日委員辞任につきその補欠)

理事 柳沢 伯夫君(理事松田九郎君去る十二月二十八日委員辞任につきその補欠)

理事 安井 吉典君(理事串原義直君去る二月十六日理事辞任につきその補欠)

決算委員会 理事 尾身 幸次君(理事谷津義男君去る二月八日委員辞任につきその補欠)

理事 堀内 光雄君(理事衛藤征士郎君去る二月八日委員辞任につきその補欠)

理事 谷津 義男君(理事鈴木宗男君去る二月八日委員辞任につきその補欠)

一、去る二月十七日、地方行政委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 川崎 二郎君(理事片岡清一君去る十二月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 松田 岩夫君(理事西田司君去る十二月三十日委員長就任につきその補欠)

理事 大野 功統君(理事片岡武司君去る二月八日委員辞任につきその補欠)

理事 小谷 輝二君(理事草野威君去る二月十七日理事辞任につきその補欠)

一、去る二月二十日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 佐藤 敬治君(理事上田哲君去る二月二十日委員辞任につきその補欠)

一、去る二月二十七日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 玉置 一弥君(理事吉田之久君去る二月二十七日委員辞任につきその補欠)

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

大久保直彦君 冬柴 鉄三君
金子 満広君 野間 友一君
不破 哲三君 矢島 恒夫君
甘利 明君 渡辺 秀央君
栗屋 敏信君 梶山 静六君
鈴木 宗男君 奥田 敬和君
原田 憲君 熊谷 弘君
冬柴 鉄三君 大久保直彦君

一、去る二月十六日、議長において、次のとおり
常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

井上 喜一君 後藤田正晴君
清水 勇君 井上 普方君
冬柴 鉄三君 大久保直彦君
後藤田正晴君 井上 喜一君
井上 普方君 清水 勇君
大久保直彦君 冬柴 鉄三君

農林水産委員

辞任

補欠

杉浦 正健君 渡海紀三朗君
武部 勤君 佐藤 静雄君
原田 憲君 北村 直人君
北村 直人君 原田 憲君
佐藤 静雄君 武部 勤君
渡海紀三朗君 杉浦 正健君

商工委員

辞任

補欠

逢沢 一郎君 原田 憲君
石橋 一弥君 武部 勤君
島村 宜伸君 梶山 静六君
中山 太郎君 田中 龍夫君

予算委員

辞任

補欠

鳩山由紀夫君 藤本 孝雄君
穂積 良行君 渡辺美智雄君
渡辺 秀央君 金子 信君
梶山 静六君 島村 宜伸君
金丸 信君 渡辺 秀央君
田中 龍夫君 中山 太郎君
武部 勤君 石橋 一弥君
原田 憲君 逢沢 一郎君
藤本 孝雄君 鳩山由紀夫君
渡辺美智雄君 穂積 良行君

予算委員

辞任

補欠

社会労働委員

辞任

補欠

尾形 智矩君 梶山 静六君
古賀 誠君 後藤田正晴君
笹川 堯君 田中 龍夫君
自見庄三郎君 佐藤 隆君
高橋 一郎君 稲村 利幸君
稲村 利幸君 高橋 一郎君
梶山 静六君 尾形 智矩君
後藤田正晴君 古賀 誠君
佐藤 隆君 自見庄三郎君
田中 龍夫君 笹川 堯君

予算委員

辞任

補欠

梶山 静六君 中島 衛君
後藤田正晴君 北村 直人君
田中 龍夫君 月原 茂昭君
佐藤 祐弘君 藤原ひろ子君

地方行政委員

辞任

補欠

法務委員

辞任

補欠

社会労働委員

辞任

補欠

通信委員

辞任

補欠

矢島 恒夫君 安藤 巖君
稲村 利幸君 谷津 義男君
北村 直人君 石破 茂君
中島 衛君 栗屋 敏信君
米沢 隆君 永末 英一君
安藤 巖君 柴田 睦夫君
藤原ひろ子君 中路 雅弘君
大久保直彦君 冬柴 鉄三君
栗屋 敏信君 梶山 静六君
石破 茂君 後藤田正晴君
月原 茂昭君 田中 龍夫君
谷津 義男君 稲村 利幸君
永末 英一君 米沢 隆君

通信委員

辞任

補欠

島村 宜伸君 梶山 静六君
白川 勝彦君 左藤 恵君
園田 博之君 佐藤 文生君
深谷 隆司君 田中 龍夫君
二田 孝治君 高鳥 修君
穂積 良行君 野田 毅君
前田 武志君 細田 吉藏君
町村 信孝君 村田敬次郎君
梶山 静六君 島村 宜伸君
左藤 恵君 白川 勝彦君
佐藤 文生君 園田 博之君
田中 龍夫君 深谷 隆司君
高鳥 修君 二田 孝治君
野田 毅君 穂積 良行君

[illegible]

平成元年三月三日 衆議院会議録第六号 朗読を省略した議長の報告

[illegible]

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

安全保障特別委員

辞任

中山 太郎君

補欠

高村 正彦君

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る二月二十一日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

平成元年度一般会計予算

平成元年度特別会計予算

平成元年度政府関係機関予算

一、意見を聞こうとする問題

平成元年度総予算について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

平成元年二月二十日

予算委員長 大野 明

衆議院議長 原 健三郎殿

(議案提出)

一、去る二月十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

法律案

一、去る二月十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

一、去る二月二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案

水資源開発公団法の一部を改正する法律案

民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立劇場法の一部を改正する法律案

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

一、去る二月二十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

日本労働協会法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法

一、去る二月二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律案

特定新規事業実施円滑化臨時措置法案

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

中小企業事業団法の一部を改正する法律案

日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案

特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案

昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(承諾を求めるの件)

一、去る二月二十二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

(議案付託)

一、去る二月十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

科学技術委員会 付託

一、去る二月十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

内閣委員会 付託

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

以上二件 地方行政委員会 付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

以上二件 建設委員会 付託

一、去る二月二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

内閣委員会 付託

一、去る二月二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案

民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

以上二件 建設委員会 付託

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号) 科学技術委員会 付託

一、去る二月二十二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)(令)

社会労働委員会 付託

一、去る二月二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

日本労働協会法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

以上二件 社会労働委員会 付託

一、去る二月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

一、去る二月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案(内閣提出第三三号)

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

以上五件 商工委員会 付託

特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

運輸委員会 付託

昭和六十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

昭和六十三年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

昭和六十三年年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

以上三件 決算委員会 付託

一、昨二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定新規事業実施田消化臨時措置法案(内閣提出第三二号)

商工委員会 付託

(議案通知書受領)

一、去る二月十五日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和六十三年年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

一、去る二月十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和三十八年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二月十六日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体にに関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成元年二月十六日

農林水産委員長 堀之内久男

衆議院議長 原 健三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成元年二月十六日

決算委員長 宮下 創平

衆議院議長 原 健三郎殿

一、地方行政委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二月十七日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、地方自治に関する事項

二、地方財政に関する事項

三、警察に関する事項

四、消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成元年二月十七日

地方行政委員長 西田 司

衆議院議長 原 健三郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二月二十八日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び検察行政に関する事項

三、国内治安及び人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成元年二月二十八日

法務委員長 友納 武人

衆議院議長 原 健三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、中小企業に関する事項

三、資源エネルギーに関する事項

四、特許及び工業技術に関する事項

五、経済の計画及び総合調整に関する事項

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

七、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成元年二月二十八日

商工委員長 田原 隆

衆議院議長 原 健三郎殿

一、調査する事項

一、科学技術振興の基本施策に関する事項

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項

三、宇宙開発に関する事項

四、海洋開発に関する事項

五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成元年二月二十八日

科学技術委員長 中川 秀直

衆議院議長 原 健三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、港湾に関する事項

五、海上保安に関する事項

六、観光に関する事項

七、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成元年二月二十八日

運輸委員長 小里 貞利

衆議院議長 原 健三郎殿

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成元年三月一日

通信委員長 畑 英次郎

衆議院議長 原 健三郎殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、建設行政の基本施策に関する事項
 - 二、都市計画に関する事項
 - 三、河川に関する事項
 - 四、道路に関する事項
 - 五、住宅に関する事項
 - 六、建築に関する事項
 - 七、国土行政の基本施策に関する事項
 - 二、調査の目的

建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
 - 三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間

本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
- 平成元年三月一日
- 建設委員長 野呂田芳成
衆議院議長 原 健三郎殿
- 一、社会労働委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二日これを承認した。
- 国政調査承認要求書
- 一、調査する事項
 - 一、厚生関係の基本施策に関する事項
 - 二、労働関係の基本施策に関する事項
 - 三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
 - 四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

- 右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
- 三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間

本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
- 平成元年三月二日
- 社会労働委員長 津島 雄二
衆議院議長 原 健三郎殿
- (質問書提出)
- 一、去る二月十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
- 米軍のパイプラインに関する質問主意書(玉城 栄一君提出)
- 埼玉県の鴨川改修に関する質問主意書(沢田広君提出)
- 浦和市におけるリクルートコスモス社所有地に関する質問主意書(沢田広君提出)
- 一、去る二月二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
- 共同漁業権の漁場区域の一部削除に関する質問主意書(岩垂寿喜男君提出)
- (答弁書受領)
- 一、去る二月十四日、内閣から次の答弁書を受領した。
- 衆議院議員村上弘君提出天皇代替わり儀式問題に関する質問に対する答弁書

天皇代替わり儀式問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成元年二月四日

提出者 村上 弘

衆議院議長 原 健三郎殿

天皇代替わり儀式問題に関する質問主意書

書

前天皇の死去と相前後して、天皇にかかわる問題が重大な政治問題となつてゐる。

天皇に関する問題は、憲法にかかわる国家機関の問題であり、たんに「個人」の問題として扱うことのできない問題である。したがって、その「代替わり」に伴う「儀式」については、憲法で「国権の最高機関」(第四十一条)と定められた国会で、その態様の是非、具体的内容の是非を含めて十分議論すべきものである。この間の、天皇の「代替わり」に伴う「儀式」についての政府の対応及び国会答弁には、憲法の「主権在民」「議会制民主主義」の原則等に照らして、見過ごすことのできない重大な問題が含まれてゐる。

以下、この問題について具体的に質問する。

一、もともと天皇の「代替わり」に伴う「儀式」については、皇室典範が、「皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う」(第二十四条)、「天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う」(第二十五条)と定めてゐるだけであり、その具体的内容を定めた法律も前例もない。政府は昨年、これらの「儀式」についての「大喪諸儀概要」なる具体的文書を作成し、それに基づいて、天皇死去の当日(二月七日)に「剣璽等承継の儀」を、九日に新天皇の「即位後朝見の儀」をそれぞれ「国事行為」として行うとともに、「大喪の礼」など、天皇「代

替わり」に伴う今後の諸「儀式」の内容を決定し発表してゐる。

ところが政府は、これらの「儀式」に関する日本共産党議員の質疑や説明要求に対して、事実上答弁や説明を拒否してきた。たとえば、東中光雄衆議院議員が衆院決算委員会、これらの「儀式」の具体的内容についての政府の計画・見解をただしたのに対して、「儀式は、憲法の趣旨に沿ひ、かつ、皇室の伝統等を尊重したものである」と考えております」などと抽象的に答えるのみで、「具体的内容につきましては、現在、お答えのできる段階ではございません」と、事実上答弁を拒否した(小淵官房長官答弁、八八年十一月八日)。また、柴田陸大衆院議員が、「儀式」の具体的内容についての質疑を行うにさきだつて、関係省庁の事前の説明を求めたのに對しても、「こういう時期なので、ひたすらご回復を祈つてゐる段階であり、レクチャーは勘弁してほしい」などの理由を挙げて拒否した(八八年九月二十六日)。

「天皇の病氣」を理由に答弁や説明を拒否することは、戦前の専制的天皇制のもとでの「不敬罪」の発想に類するものというだけでなく、天皇を特別扱いして、国家機関である天皇についての国会議員の質疑を許さず、「国権の最高機関」としての国会を無視することを意味するといわなければならない。また、本来国会議員は、憲法上、国政にかかわるいかなる問題についても政府に質問し、説明を求める権利を有する。まして、天皇の「代替わり」に伴う「儀式」は戦後をはじめのことであり、しかも、憲法・法律制度にかかわる重大問題である。主権者国民

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長長の報告

を代表する国会議員が、この問題について、憲法・国会法が保障する審議権・質問権を行使して、政府に質問したり説明を求めたりすることをもきわめて当然のことである。

政府は、いかなる根拠に基づいて答弁・説明を拒否するのか、具体的に答えられたい。さらに、政府は、国会議員のこれらの権利が、天皇の「代替わり儀式」問題に関しては及ばないと考えているのか、明確に答えられたい。

二 政府は、これらの「儀式」を、「憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重し」て行なうとしていたが、実際の「儀式」は、明治憲法下の旧皇室典範・旧皇室諸令をほぼそのまま踏襲する内容と形式で行われるものである。いうまでもなくこれらの旧法令は、現憲法と両立できないものとして、憲法の、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」(第九十八条)との規定にしたがつて失効・廃止されたものである。

政府は、これら明治憲法的発想に立つ「儀式」を事実上復活させることと、憲法の「主権在民」の根本原則が両立するものと考えているのか。もし、そうだとすれば、いかなる理由と根拠に基づいて両立しようというのか、具体的に示されたい。

三 皇室の主宰により神道にのっとって行われる

「葬場殿の儀」に、首相はじめ三権の長が出席するとともに、政府は、「国事行為」としての「大喪の礼」と「葬場殿の儀」を一体のものとして挙行し、かつ、内外の招待者に対してこの両者への参列を誘導しようとしている。また竹下首相は、おなじく神道儀式として来秋行われる予定の「大嘗祭」について、従来の、「(政教分離を定めた) 憲法二十条第三項の規定がございしますので、そういう神式のもとにおいて国が大嘗祭という儀式を行うことは許されないというふうに考えております」(一九七九年四月十七日、衆議院内閣委員会での真田法制局長官答弁) どの政府答弁を、「許されない」とは言っていない」などとねじまげたうえ、「国事行為」として行うかどうかについて「予見をあたえるようなことはしない」「答える必要がない」などと述べており、渡辺自民党政調会長は、「大嘗祭」を「国事行為とするかどうかは今後の課題だ」が「ぜひやらなければならぬ」(一月十一日の講演で)と述べている。

政府は、このような宗教儀式に国が関与することが、「政教分離」の原則を保障した憲法第二十条の「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」との規定に反するものとは考えないか。違憲ではないというのなら、その具体的根拠を示されたい。右質問する。

内閣衆質二一四第四号
平成元年二月十四日

内閣総理大臣 竹下 登
衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員村上弘君提出天皇「代替わり」儀式問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員村上弘君提出天皇「代替わり」儀式問題に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、事実上即して答弁し、また、事情を説明したもので、答弁等を拒否したものではありません。

なお、御指摘の「大喪諸儀概要」については、政府は関知していない。

二について

剣璽等承継の儀及び即位後朝見の儀は、日本国憲法の趣旨に沿ったものであるから、旧法令が規定するところと同じ内容及び形式のところがあったとしても、憲法上何ら問題がないと考える。

三について

葬場殿の儀及び大喪の礼は、いずれも、日本国憲法第二十条の趣旨に沿って行われる。大嘗祭の在り方については、今後、慎重に検討すべきものと考えます。

一、去る二月十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員滝沢幸助君提出大喪儀並びに皇位繼承儀についての質問に対する答弁書

大喪儀並びに皇位繼承儀についての質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成元年二月七日

提出者 滝沢 幸助
衆議院議長 原 健三郎殿

大喪儀並びに皇位繼承儀についての質問主意書

来る大喪儀について、國民の間に種々論議が展開されてゐるが、このこと自體、既に亡き陛下に對して誠に申譯ないことと言はなければならぬ。かうした中で一月二十四日、政府は大喪儀の實施に關する方針を明らかにした。これまでの經緯からして、葬場へ鳥居が敷設されることになつたなどいくつかの点については政府の努力を多とするも、「葬場殿の儀」は皇室の行事とし、「大喪の禮」は國の儀式として行ふなど、尚疑念が残るので、この際左記の通り質問する次第である。併せて、改元など既に實施された皇位繼承儀についても質問したい。

一 「葬場殿の儀」を憲法の政教分離原則に反するといふことで國事となしえない理由を明確に示されたい。

二 昭和三十四年の新帝陛下の御結婚の儀は、「賢所の儀」も含め國事として行はれ、そのことについて、當時の宇佐美宮内庁長官は國會において、政教分離には違反しないと明確に答辯してをられる。「賢所の儀」が國事として實施されても政教分離違反とならず、「葬場殿の儀」が國事だとすれば問題とされると考へてをられることについての整合性について明確な説明をされたい。

三 國や地方公共團體の主催する儀式などが全く宗教とかかはってはいけなないものではないとする最高裁判決（津の地鎮祭訴訟、山口の殉職自衛官合祀訴訟）の尊重と今回の「大喪の禮」における宗教色の排除との關係について、政府はいかなる見解を持たれてゐるのか示されたい。

四 鳥居、大眞稱を「大喪の禮」の際撤去する理由を示されたい。その際、日像靈廟や葬場殿の建物などその他の施設や表象物とはいかなる根據をもつて區別されたのかを明らかにされたい。

五 鳥居と大眞稱の前で「大喪の禮」を實施したとしても、昭和六十年八月十五日、中曾根首相が實施した靖國神社公式参拜方式と大差なく、いはゆる政教分離原則には抵觸しないと考へるが、政府の見解を示されたい。

六 鳥居や大眞稱の撤去は、喪主であられるとともに國事行為をなされる新帝陛下の御許可は得られたか。又は御許可を得られる豫定であるかについて明答されたい。

七 崩御直後の皇位繼承儀禮において次のごとく傳統的名稱が變更されたり、使用されなかつたりしたが、その理由を明確に示されたい。

① 「劍璽渡御の儀」が「劍璽等承繼の儀」と變更されたことについて

② 「踐祚後朝見の儀」が「即位後朝見の儀」に變更されたことについて

③ 全般的に「踐祚の儀」の名稱が使用されなかつたことについて

八 新元號選定に際して、官房長官發表以前に新帝の御聽許は戴いたのか。戴いたとしたならば、何故そのことを公表しないのか、理由を示されたい。

内閣衆質一一四第五号
平成元年二月十七日

内閣総理大臣 竹下 登
衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員滝沢幸助君提出大喪儀並びに皇位繼承儀禮についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝沢幸助君提出大喪儀並びに皇位繼承儀禮についての質問に対する答弁書一について

葬場殿の儀は、その形式等からして、社会通念上、宗教上の儀式としての性格を有すると見

られることは、これを否定することができないと考へる。

二について

國が行う葬儀については、無宗教方式による事例の積み重ねがあり、御喪儀と御結婚の儀とは、同一に論ずることはできないと考へる。

三及び四について

大喪の禮については、御指摘の最高裁判所の判決の趣旨に照らし、國が日本國憲法第二十條第三項の禁ずる宗教的活動を行つたとの疑いが残らないように配慮しているものである。

五について

御指摘のいわゆる靖國神社公式参拜は、國務大臣が戦没者に対する追悼を目的として、神道儀式によることなく、追悼行為としてふさわしい方法によつて追悼の意を表したものであり、これと大喪の禮とは同一に論ずることはできないと考へる。

六について

御指摘の撤去は、葬場殿の儀の終了後に、大喪の禮の準備行為としてされるものである。

七について

御指摘の兩儀式の名稱は、日本國憲法の趣旨に沿ひ、かつ皇室の伝統等を尊重したものである。

また、皇室典範(昭和二十二年法律第三号)は、即位という言葉を用いてゐるところである。

八について

新元号は、内閣が、元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第二項の規定により、政令で定めたものである。

一、去る二月二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員上田利正君提出小学校プール外壁への児童創作記念壁面に対する原状回復命令に関する質問に対する答弁書

衆議院議員安田修三君提出富山県神通川流域に発生したイタイイタイ病等の取扱いに関する質問に対する答弁書

小学校プール外壁への児童創作記念壁面に対する原状回復命令に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

平成元年二月八日

提出者 上田 利正

衆議院議長 原 健三郎殿

小学校プール外壁への児童創作記念壁面に対する原状回復命令に関する質問主意書

山梨県西八代郡六郷町立小学校的の六年生児童四十九名が、「六年間学校で学んだ思い出を卒業記念として残そう」と校舎から見えるプール側壁に、入学式や遠足、運動会、スキーなど学校生活で楽しかった思い出を十六コマに分け、ペンキで壁面製作に一カ月程かけて取り組み、完成を目前

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

にした時点で、町教委から「プールは国の補助金で作ったものだ、変更してはならない」文部省からの要綱がある。直ちに原状に戻せ」との指示がなされた。

その結果、学校当局は「素晴らしい記念となると思ったが、そんな決まりがあるとは知らなかった。仕方ない」と指示に従って、作品全部を溶剤とワイヤーブラシで校長以下先生方が消したのである。

六年生の児童達からは、「努力して皆んなで作ったのに」「残して欲しい」「くやしい」「法律の方が悪いんだ」との声が一齐にあがったという。

この事実、管理教育の最たるものであり、児童教育に与える影響は大きく、特に、教師と児童との信頼関係を外圧によって失墜させる結果を招来せしめる、教育的配慮を無視した暴挙であると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 六郷小学校プールは昭和六十一年度国補助事業として建設したが、当時の国からの補助金額と補助率を明らかにせよ。

二 国の補助事業として建設したプール側壁に壁画等のある学校は存在するのか。また、今回の如き原状回復命令が出されたケースが今まであったか否か、明らかにせよ。

三 町教委が原状回復命令を出すに当たって、文部省体育局に事前に見解についての問合せ等がなされたか、その有無について明らかにせよ。

四 六郷小学校のプール等の管理は、「公立学校施設整備費補助金交付要綱(昭和五十三年五月十七日文部大臣裁定)第十五条(財産の管理等)」補助事業者は、補助事業により取得した財産

については、補助事業の完了した後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。によってのみ管理され、町教委が独断で拡大解釈して運営管理することは許されないとと思うがどうか。

五 町教委は原状回復命令を出すに当たって、①プールは国の補助事業。設計以外の目的に使うことは好ましくない。②国の会計検査も近いので原状に回復してほしい。の二点で指導、要請したようであるが、

1 ①について、補助金交付要綱に照らし妥当なのか、不当なのか、文部省の見解を明らかにせよ。

2 ②について、会計検査院が近く立入検査を実施する予定となっているのか否か、明らかにするとともに、実施予定期日を明示された

六 今回のような不祥事は、教育実践の場である学校当局にとっては、教師と児童との信頼関係に及ぼす影響は甚大である。信頼関係を保持するために、町教委が非は非として全校生徒に對し、何らかの対応を早急に実施すべきと思うがどうか。また、文部省として再発防止の面か

らも適切な指導を強化すべきと思うが、その具體策について示せ。
右質問する。

内閣衆質一四第六号

平成元年二月二十一日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員上田利正君提出小学校プール外壁への児童創作記念壁画に対する原状回復命令に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上田利正君提出小学校プール外壁への児童創作記念壁画に対する原状回復命令に関する質問に對する答弁書

一について

山梨県六郷町立六郷小学校水泳プールに對する昭和六十一年度の国の補助金額は、千三万六千円であり、国の補助する割合は三分の一である。

二について

国の補助事業により建設した水泳プール側壁に壁画等のある学校があることは聞いている。また、このような壁画等に関して原状回復命令が出された例については承知していない。

三について

文部省体育局に對し、山梨県六郷町教育委員会から直接あるいは山梨県教育委員会を通じて

事前にお問い合わせはなされていない。
四について

公立学校の水泳プール建設に對する国の補助事業により取得した財産の管理等については、御指摘の公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)交付要綱(昭和五十三年五月十七日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。)第十五条のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下「適正化法」という。)第二十二条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十三条、第十四条等に従い、適正に運営管理されるべきものと考へる。

五について

公立学校の水泳プール建設に對する国の補助事業により取得した財産の管理等が交付要綱に照らして妥否か否かについては、具体的事例に即して個別に判断する必要があるが、一般論として言えば、公立学校の水泳プール側壁に壁画を描くことが、直ちに交付要綱に照らして問題があるとは考へられない。

また、会計検査院の実地検査の件については、承知していない。

六について

今後の対応については、現在、山梨県六郷町教育委員会において何らかの方法で絵を描き直す方向で検討中と聞いている。

文部省としては、都道府県及び市町村に対して、適正化法及び交付要綱等の趣旨の徹底を図ることとしている。

富山県神通川流域に発生したイタイイタイ病等の取扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成元年二月九日

提出者 安田 修三

衆議院議長 原 健三郎殿

富山県神通川流域に発生したイタイイタイ病等の取扱いに関する質問主意書

富山県神通川流域に発生したイタイイタイ病は、その原因を上流に所在する神岡鉱山から流出したカドミウムによるものとされてきた。

そして、今日まで患者救済の措置がとられてきたところであるが、なお多くの不明の点があるので質問する。

一 昭和五十一年以後「イタイイタイ病およびカドミウム中毒に関する総合的な研究班」が組織されている。

同組織に関する年次予算とその執行状況及び組織並びに研究実績の概況をまとめて報告すべきと思うがどうか。

二 同研究班に所属する学者の研究報告の一部が公表されているが、その内容のなかでイタイイタイ病究明の実績として、例えば「イタイイタイ病患者の病理解剖の結果、イタイイタイ病認

定患者の所見とその要観察の方の所見は、殆ど骨軟化症の程度その他変わるところはない」と断定していることや、また、「骨のX線検査の所見では把握できなかったことは、十年間の間に治つたり、腫れた状態になっている」とも述べられている。このようなこともあって、イタイイタイ病認定の基準は現実にはぐわらないのではないかとこの疑問も投げ掛けられている。

富山県のイタイイタイ病患者の多くの被害者救済を促進するため、同研究班による貴重な研究成果に関する報告のまとめとその活用をどのように行なうか。

また、同研究の成果を現実に活用を図り、イタイイタイ病患者救済対策を促進していただきたい。

現地、富山における患者の主治医はイタイイタイ病と診断しているにもかかわらず、法的(公害健康被害の補償等に関する法律)には要観察者として扱われている例がある。その矛盾の解明に努めてもらいたい。同時に、認定基準の再検討の必要があると思うが所見を伺いたい。

患者認定の基準は厳し過ぎるのではないのかとの疑問もあるので、併せて見解を明らかにされたい。

三 全国八箇所にあたる住民健康調査結果について、内七箇所は既に公表されている。残る富山県神通川流域健康影響調査の結果が未公表である。

同調査は、昭和五十四年から五十九年までの六年の間第一次調査を行い、六十年から六十四年までの四年間第二次調査を行っている。聞くが、未公表の理由は何か。今後の公表日程を明らかにしていただきたい。

四 次の諸点について見解を明らかにされたい。
1 第一次調査人数は七、八四五人、第二次調査人数は一、八三五人といわれるのは事実か。また、同調査目的と今後の取扱い方について基本的な見解。

2 同調査地域は公健法のイタイイタイ病とその指定地域であるが、同地域内居住者に、「腎障害者が多発している」、「地域特性として存在している」との研究発表が相次いで行われている。この事実認識はどのように把握されているか。

3 このような事実が現認されるとすれば、その腎障害の発生原因とそのメカニズムの解明に時間を経過させる以前の問題として、国、地方を挙げてまず救済対策(保険、生活、医療)が先行実施されるべきである。この点のよう考えているか。

4 十年にわたる調査結果はなお未公表のため、委託調査を実施した当事者の富山県は重複調査を行い得ず、特別に腎障害者対策も行っていない。国の措置によって地方の独自性が損なわれることがないよう人命と健康第一の環境行政を守り、神通川流域腎障害者救

済対策に取り組む考えはないか。

五 カドミウムに起因するイタイイタイ病発生のメカニズムについて、昭和四十三年の厚生省見解はもとより、富山地裁(四十六年六月三十日)の判決文によっても、カドミウムによる「広範な腎尿管の機能障害」がイタイイタイ病の原因であるとして、「腎障害が地域的に限局して多発した事例が絶無ではないことなどから、腎障害の原因はカドミウムを介してはかたないものと認める」、「腎障害は第一次的で骨病変は第二次的に続発したものである」と述べている。つまりカドミウムによる腎障害者の事実を認めてきている。以来、二十年を経て腎障害者に対する公害被害者救済対策は今日に至るも皆無である。

この点に関する環境庁の基本的な見解と方針を伺いたい。

六 神通川流域の汚染地域に存在するとされる腎障害者の実態は公的には不鮮明な状況下であるが、科学的、学問的には、なお今日、カドミウムと他の要素に起因する腎障害者の区分けは未解明とされているようだが、無過失賠償責任を基本とする公健法の趣旨に沿って迅速な救済措置対策を講ずることが重要である。速やかに所要の措置を講ずるべきではないか。

七 イタイイタイ病患者認定に当たって、富山県公害健康被害認定審査会は、国が示した認定条件(環企保第五十五号 昭和四十七年六月二十

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長報告

一一四

日)の外に「骨生検の取り扱いについての基準」を設定し、イタイイタイ病患者不認定の理由としている疑いがある。このいわゆる内規といわれる新たな基準については、環境庁と協議の上策定したので公表するときは環境庁の了解が必要としている。

従って、あらゆる批判に耐え得る公正な審査と信頼のもとに患者認定を実施している証として、「骨生検の取り扱いについての基準」いわゆる内規の公表について環境庁は同意する考え

〔別紙〕

衆議院議員安田修三君提出富山県神通川流域に発生したイタイイタイ病等の取扱いに関する質問に対する答弁書

一について

「イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究」(以下「総合的研究」という。)についての昭和五十一年度以降の各年度の予算額は、次のとおりである。

昭和五十一年度	三二、四三三千元
昭和五十三年度	六一、五九八千元
昭和五十四年度	五二、六一四千元
昭和五五年度	五五、一四〇千元
昭和五七年度	五二、七五九千元
昭和五九年度	五二、七五九千元
昭和六一年度	五二、七五九千元
昭和六三年度	四七、一五〇千元

総合的研究は、財団法人日本公衆衛生協会に委託して実施しており、同協会は、総合的研究を実施するため、「イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究班」(会長重松逸造)を組織している。現在は、研究報告の取りまとめを行っているところである。

二について

総合的研究については、現在その研究報告の

はないか。
右質問する。

内閣衆質一一四第七号

平成元年二月二十一日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員安田修三君提出富山県神通川流域に発生したイタイイタイ病等の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和五十二年度	五二、六一四千元
昭和五十四年度	五五、六三八千元
昭和五五年度	五四、〇六四千元
昭和五八年度	五三、一〇八千元
昭和六〇年度	五二、七五九千元
昭和六二年度	五〇、〇二二千元

取りまとめを行っている段階であり、研究報告が取りまとめられた段階で、必要に応じて適切に対処してまいりたい。

また、イタイイタイ病の認定については、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)に基づき、富山県知事が、昭和四十七年六月二十日付け環境庁企画調整局公害保健課長通知(環企保第五十五号)に従った

公正な認定処分を行っている。本通知は、イタイイタイ病の専門家の医学的知見に基づく検討の結果、定められたものであり、現時点においてこれを改める必要はないと考えている。

三から六までについて

「カドミウムによる環境汚染地域住民健康調査」は、カドミウムによる環境汚染が地域住民に及ぼす健康影響を究明することを目的として実施しているものである。現在は、昭和五十四年度から五十九年度までに行った調査結果の取りまとめを行うとともに、六十年から六十三年度までの調査を引き続き実施しているところであり、現時点において調査結果の一部のみを公表する考えはない。

カドミウムの健康影響については、その実態を明らかにするために本調査及び総合的研究を実施してきたところであり、これらの調査研究結果が取りまとめられた段階で、必要に応じて適切に対処してまいりたい。

富山県公害健康被害認定審査会の運営は、公害健康被害の補償等に関する法律及び富山県公害健康被害認定審査会条例に基づき、第一義的にはその自主的な判断により行われることとなっており、公衆健康被害者の公正な認定審査等を確保する観点に立って、必要に応じて適切に対処してまいりたい。

一、去る二月二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員沢田広君提出埼玉県の鴨川改修に関する質問に対する答弁書

衆議院議員沢田広君提出浦和市におけるリクルートコスモス社所有地に関する質問に対する答弁書

埼玉県の鴨川改修に関する質問主意書

右の質問主意書を出す。

平成元年二月十四日

提出者 沢田 広

衆議院議長 原 健三郎殿

埼玉県の鴨川改修に関する質問主意書
今後の鴨川改修は緊急を要すると思われるので、改修計画とその見直しについて質問する。

一 鴨川の全線について、改修計画年度と現状から推定してどの程度の予定となるか明らかにされたい。

二 鴨川の行政区境界は、いずれも橋梁の幅員が狭少で流水障害となっているが、これらの着工・完成の見通しはどうか明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一一四第九号

平成元年二月二十三日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員沢田広君提出埼玉県の鴨川改修に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員沢田広君提出埼玉県の鴨川改修に関する質問に対する答弁書

一について
鴨川においては、将来計画として五十年に一回の降雨に対応する治水安全度を確保すること

とし、当面、時間雨量五十ミリメートル相当の降雨に対応する河川改修を実施しているところであり、今後も財政状況を勘案しつつ計画的かつ着実に事業の進捗を図ることとしている。

二について

鴨川の改修については、各地方公共団体の境界に係る橋りょうの改築を含め、道路事業との整合を図りつつ、今後も財政状況を勘案しながら計画的かつ着実に事業の進捗を図ることとしている。

浦和市におけるリクルートコスモス社所有地に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成元年二月十四日

提出者 沢田 広

衆議院議長 原 健三郎殿

浦和市におけるリクルートコスモス社所有地に関する質問主意書

特別土地保有税の免税措置の在り方、及び浦和市におけるリクルートコスモス社所有地に対するその適用等について質問する。

一 地方税法六〇三条の二に関する自治省通達（昭和五十二年四月一日付自治固第三八号）によつて、現在税の減免を行っている箇所、理由、現状、所有者、免除税額について明示されたい。

二 これらの減免が「公共の福祉」につながるものとした場合、秘密的取扱いは許されないものと解される。この場合、当該市町村長には納税義務の免除措置の内容について、他の納税者たる

市町村民に対して公表する義務があるべきだが、そのために政府は如何なる措置を講じたか説明されたい。

三 一般的に固定資産税を納入している国民との均衡についてどのような配慮がなされたか、いかなる基準で均衡を計ったか明らかにされたか。

四 同通達によれば、税の免除制度の適用対象について、恒久性を有する「建物、構築物又は特定施設が設置され、既に社会通念上程度の利用がされている土地」と規定しているが、かかる対象を規定した趣旨及び社会的経済的に必要とされた条件について説明されたい。

五 同通達は、免除制度の適用について、「当該土地の利用状況、当該地域の計画的な土地利用との適合性等に依りて、個別的、具体的に……判定する」としているが、いかなる条件を判定の基準とするのか明らかにされたい。

六 「免税の具体的運用において地域間の不均衡を生ずることは適当でない……十分配慮する」とあるが、極めて主観的な判断であり、客観的には著しく不当な事態を招くおそれがある。誰がこれをチェックする仕組みになっているのか、固定資産評価委員会は何ら関与せず、市町村長の認定のみに関わらした理由を明確にされたい。

七 右の免税措置によつて生じる固定資産税の収入不足は、地方交付税の算定に当たつてどのように処理されるのか明示されたい。

基準収入額の算定に当たつて控除されるのか、また、この分は、他の分野において補填されるのか。特に、浦和市沼影におけるリクルートコスモス社の所有地の場合、浦和市の地方交付税の算定はどのように処理されているのか示されたい。

八 浦和市沼影におけるリクルートコスモス社所有の土地については、昭和五十七年五月二十八日、当時の所有者である森下製薬及び銭高組が国土利用計画法に定める届出を県に対して行った。この時の売買合意価格は一平方メートル五十一万円として七十六億五千万円であったが、県に対する届出は六十億円余であった。しかし県は、右金額は高すぎるとして三十八億円程度に引き下げる指導を行った。このため森下製薬及び銭高組は、「契約は当事者間で合意しなかった」として届出を撤回し、翌五十八年五月、銭高組は森下製薬を相手として、大阪簡裁に民事調停の申請を行い、これに環境開発KK（現リクルートコスモス社）が「第三者指名」の形で参加した。

その結果、昭和五十八年八月一日調停が成立し、六十五億円でリクルートコスモスに所有権の移転が行われた。

このケースは、国土利用計画法の制約を免れるため意図的に裁判所による調停を利用したものであると考えるが、政府の所見を問いたい。

また、県の指導は何故裁判に生かされなかったのか。かかる「かこぬけ方式」が容認されることは、法の精神と行政の権威に鑑み重大な疑義があると思うが、所見並びに対応策を問う。

九 駅舎変更とリクルートの便宜供与の関係について疑義があり、この関係を明らかにされたい。武蔵浦和駅は、昭和五十八年三月駅前広場の用地買収が困難などを理由に当初計画（昭和五

十六年三月時）より一〇〇米近く南方、即ちリクルートコスモス所有地に意図的に近づけ、便宜を供与したものと解されるが、関係機関のそれぞれの見解を明らかにされたい。

内閣衆質一四第一〇号

平成元年二月二十三日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員沢田広君提出浦和市におけるリクルートコスモス社所有地に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員沢田広君提出浦和市におけるリクルートコスモス社所有地に関する質問に対する答弁書

一について

簡所、理由、現状、所有者については、調査していない。免除税額については、昭和六十二年度分の実績で全国で約千五百億円である。

二について

市町村長は、個々の納税義務の免除の内容について、公表する義務はなく、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十二条においては、地方税に関する調査に従事している者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、懲役又は罰金に処する旨が規定されているところである。

なお、特別土地保有税の納税義務の免除制度は、特別土地保有税が投機的な土地取引の抑制と併せて土地の有効利用の促進を図るために設

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告 昭和六十三年年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

二二六

けられている市町村の税であることにかんがみ、市町村長が社会通念上相当程度の利用がなされていると認めた土地については、当該土地に係る特別土地保有税の納税義務を免除することが適当であるという趣旨で設けられたものである。

三について

特別土地保有税は、投機的な土地取引の抑制と土地の有効利用の促進を図るために設けられている税であり、固定資産税とは別個のものであって、固定資産税は、特別土地保有税の免除の有無とかわりなく課税されるものである。

四について

特別土地保有税によって未利用地の取得及び保有に重課することにより、投機的な土地取引の抑制に加えて土地の有効利用の促進を図ることとされた際に、恒久的な利用に供される建物等の用に供する土地として、社会通念上相当程度の利用がなされていると認められる土地については、負担を求めることが適当でないと考えられるに至り、納税義務の免除制度が創設されたものである。

五について

特別土地保有税の納税義務の免除制度の適用対象とされる土地は、①恒久的な利用に供される建物若しくは構築物の敷地の用に供する土地又は②建物、構築物その他の工作物及びこれらと一体的に利用されている土地により構成されている恒久的な利用に供される施設の用に供す

る土地で、当該土地を含む周辺の地域における計画的な土地利用に適合する土地であることについて市町村長が認定したものである。

この場合、「恒久的な利用に供される建物若しくは構築物」の判定については、①その構造及び工法からみて仮設のものでなく、②相当の期間にわたって利用されると認められること、「恒久的な利用に供される施設」の判定については、①その整備状況が通常必要とされる水準に達しており、②相当の期間にわたって利用されると認められ、③その効用を維持するため通常必要とされる管理が行われると認められることが必要である。また、「当該土地を含む周辺の地域における計画的な土地利用に適合する土地」の判定については、当該市町村に係る国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)に基づく土地利用基本計画、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく都市計画等を総合的に勘案し、当該土地の利用が、当該地域における計画的な土地利用を進めることについて、積極的に寄与するか、又は特段の支障を生じないと認められることが必要である。

六について

市町村長が特別土地保有税の納税義務の免除の認定を行うに当たっては、当該認定の中立、公正を担保し、かつ、その慎重な取扱いを期する観点から、土地利用、都市計画又は土地に関する税制について学識経験のある者等によって構成する各市町村に設置される特別土地保有税

審議会の議を経なければならないこととされているところである。

なお、納税義務の免除の運用に当たって市町村間の不均衡を生じることがないよう、自治省において、通達等により、一般的に指導、助言しているところである。

七について

地方交付税の基準財政収入額の算定に当たっては、特別土地保有税に係る地方税法第六百三条の二第六項の規定によって前年度中に徴収猶予した税額を当該年度の基準税額から控除して算定することとしている。このため、同条第一項の納税義務の免除に係る特別土地保有税の減少分は、基準財政収入額には算入されないこととなる。

八について

御指摘のケースについては、埼玉県から、国土利用計画法に違反するものであるとの判断には至っていないと聞いている。

政府としては、一昨年七月、土地取引に係る即決和解、民事調停等の事案の処理に必要となる情報を裁判所に対して提供するなどの態勢を整えたところであり、このような態勢を通じて、適切な対応を図っているところである。

九について

武蔵浦和駅の駅舎の位置については、日本国有鉄道において、同駅施設に係る利用者の利便の確保及び工事費の節減について検討を行った結果、決定されたものと聞いている。

(答弁通知書受領)

一、去る二月十四日、内閣から、衆議院議員東中光雄君提出アルカリ骨材反応によるコンクリート劣化対策等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成元年四月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十一日、内閣から、衆議院議員玉城栄一君提出米軍のパイプラインに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成元年三月八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十八日、内閣から、衆議院議員若垂寿喜男君提出共同漁業権の漁場区域の一部削除に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成元年三月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

昭和六十三年年度一般会計補正予算(第1号)

右 国会に提出する。

平成元年二月八日

内閣総理大臣 竹下 登

昭和63年度一般会計補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 既定の昭和63年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区 分	昭和63年度成 立予算額(千円)	補 正 額			改昭和63年度 予算額(千円)
		追 加 額(千円)	修正減少額(千円)	差 引 額(千円)	
入	56,689,713,560	7,744,217,798△	2,592,200,095	5,152,017,703	61,851,731,268
出	56,689,713,560	5,901,965,872△	749,948,169	5,152,017,708	61,851,731,268

第2条 「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定は、「乙号継続費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、

甲号 歳入歳出予算補正
歳 入

主 管 部 数 項	補 正 額		
	追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
総 理 府 雑 収 入 諸 収 入	623 623	0 0	623 623
大 蔵 省 租 税 及 印 紙 収 入 租 税	4,168,000,000 623 4,169,000,000 623	△ 1,080,000,000 △ 1,060,000,000	30,89,000,000 623 3,109,000,000 623
	75,000,000 3,781,000,000	△ 591,000,000 0	△ 516,000,000 3,781,000,000
	0	△ 469,000,000	△ 469,000,000
	92,000,000	0	92,000,000

「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第15条第1項の規定により昭和63年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第5条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「継続費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金」の現在高及び償還年次表に関する補正調書は、別に添附する。

第6条 昭和63年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により昭和63年度において公債を発行することができる限度額「5,680,000,000千円」を「6,196,000,000千円」に改める。

2 昭和63年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「昭和63年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」第2条第1項の規定により公債を発行することができる限度額「3,151,000,000千円」を「1,771,000,000千円」に改める。

第7条 昭和63年度一般会計予算総則第10条第3項を削る。

有価証券取引税 関税	印紙収入	国有財産処分収入	雑収入	公債金	前年度剰余金受入	農林水産省 雑収入	通商産業省 専売納付金
137,000,000	0	34,150,055	44,355,268	506,000,000	2,974,486,232	7,727,991,555	1,736,661
84,000,000	0	34,150,055	0	506,000,000	2,974,486,232	4,120,674	1,736,661
0	0	34,150,055	0	0	0	4,115,691	0
△ 20,000,000	△ 20,000,000	0	△ 59,200,000	△ 1,380,000,000	0	△ 95	0
0	0	0	0	0	0	95	95
△ 20,000,000	△ 20,000,000	34,150,055	△ 59,200,000	△ 874,000,000	2,974,486,232	4,120,579	1,736,661
84,000,000	34,150,055	34,150,055	△ 59,200,000	△ 874,000,000	2,974,486,232	4,120,579	1,736,661
0	0	0	0	0	0	4,115,691	0
△ 20,000,000	△ 20,000,000	34,150,055	△ 59,200,000	△ 1,380,000,000	2,974,486,232	4,888	4,888
137,000,000	0	34,150,055	44,355,268	506,000,000	2,974,486,232	5,208,791,555	1,736,661
84,000,000	0	34,150,055	0	506,000,000	2,974,486,232	4,120,579	1,736,661
0	0	34,150,055	0	0	0	4,115,691	0
△ 20,000,000	△ 20,000,000	0	△ 59,200,000	△ 1,380,000,000	0	△ 95	0
0	0	0	0	0	0	95	95
△ 20,000,000	△ 20,000,000	34,150,055	△ 59,200,000	△ 874,000,000	2,974,486,232	4,120,579	1,736,661
84,000,000	34,150,055	34,150,055	△ 59,200,000	△ 874,000,000	2,974,486,232	4,120,579	1,736,661
0	0	0	0	0	0	4,115,691	0
△ 20,000,000	△ 20,000,000	34,150,055	△ 59,200,000	△ 1,380,000,000	2,974,486,232	4,888	4,888
137,000,000	0	34,150,055	44,355,268	506,000,000	2,974,486,232	5,208,791,555	1,736,661
84,000,000	0	34,150,055	0	506,000,000	2,974,486,232	4,120,579	1,736,661
0	0	34,150,055	0	0	0	4,115,691	0
△ 20,000,000	△ 20,000,000	0	△ 59,200,000	△ 1,380,000,000	0	△ 95	0
0	0	0	0	0	0	95	95
△ 20,000,000	△ 20,000,000	34,150,055	△ 59,200,000	△ 874,000,000	2,974,486,232	4,120,579	1,736,661
84,000,000	34,150,055	34,150,055	△ 59,200,000	△ 874,000,000	2,974,486,232	4,120,579	1,736,661
0	0	0	0	0	0	4,115,691	0
△ 20,000,000	△ 20,000,000	34,150,055	△ 59,200,000	△ 1,380,000,000	2,974,486,232	4,888	4,888

運 輸 省	雑 収 入	諸 収 入	アルマール専売事業 特別会計納付金			
			1,786,661			1,736,661
			1,083	0		1,083
			1,083	0		1,083
			1,083	0		1,083
郵 政 省	租 税 及 印 紙 収 入	印 紙 収 入	公共事業費負担金	0	△ 73,000,000	△ 73,000,000
			0	0	△ 73,000,000	△ 73,000,000
			10,367,202	0	△ 73,000,000	△ 73,000,000
			10,367,202	0		10,367,202
建 設 省	雑 収 入	諸 収 入	公共事業費負担金	10,362,871	0	10,362,871
			4,331	0		4,331
歳 入 補 正 額 総 計			7,744,217,798	△ 2,592,200,095		5,152,017,703

張氏

所	管	組	機	項	補正額			
					補		正	
					追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引	額(千円)
国会	衆議院	衆議院	衆議院	669,150	△	72,861	596,289	
				0	△	30,092	30,092	
				669,150	△	102,953	566,197	
				410,824	△	42,898	367,926	
				0	△	31,834	31,834	
				410,824	△	74,732	386,092	
				0	△	59,632	159,542	
				219,174	△	11,860	11,860	
				0	△	71,492	147,682	
				219,174	△	400	400	
国立国会図書館	国立国会図書館	国立国会図書館	国立国会図書館	219,174	△	71,492	147,682	
				0	△	11,860	11,860	
				219,174	△	71,492	147,682	
				0	△	71,492	147,682	
				219,174	△	400	400	
				0	△	11,860	11,860	
				219,174	△	71,492	147,682	
				0	△	71,492	147,682	
				219,174	△	400	400	
				0	△	400	400	

[illegible]

科学警察研究所	12,880	△	8,944	4,486
皇官警察施設費	127,226	△	8,605	118,620
計	0	△	1,626	1,620
公害等調整委員会	2,138,988	△	808,587	1,330,406
公害等調整委員会	0	△	3,846	3,846
官内務	199,745	△	5,961	193,794
官総務	1,131,860	△	176,716	956,144
恩給支給事務費	0	△	16,259	16,259
国連了了統計研修協力費	972	△	3,870	2,898
統計調査費	0	△	76,256	76,256
国勢調査費	0	△	8,962	8,962
青少年対策本部	0	△	72,680	72,680
北方対策本部	0	△	20,882	20,882
計	1,132,832	△	374,625	758,207
北海道開発庁	3,630,632	△	23,078	3,607,554
北海道開発計画費	0	△	7,756	7,756
北海道開発事業指導監督費	0	△	27,060	27,060
北海道治水海岸事業工事諸費	118,243	△	10,384	107,859
北海道道路事業工事諸費	458,353	△	29,401	428,952
北海道空港整備事業費	846	△	152	694
北海道港湾空港整備事業工事諸費	136,598	△	10,651	125,947
北海道公園事業工事諸費	1,686	△	117	1,569
北海道土地改良事業工事諸費	146,811	△	10,089	136,722
北海道災害復旧事業工事諸費	211,078	△	0	211,078
計	4,704,247	△	118,638	4,585,609
防衛本庁	52,365,257	△	11,611,399	40,753,858
防衛本庁	0	△	2,437,121	2,437,121

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 昭和六十三年年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書

航 空 機 購 入 費	△	5,665,803	△	5,665,803
艦 船 建 造 費	△	1,633	△	1,633
施 設 整 備 費	△	97,136	△	97,136
装 備 品 等 整 備 諸 費	△	3,629,757	△	3,629,757
施 設 整 備 等 附 帶 事 務 費	△	178,677	△	178,677
研 究 開 発 費	△	828,958	△	828,958
計	△	24,450,484	△	27,914,773
防 衛 施 設 費	△	34,588	△	224,752
調 達 勞 務 管 理 費	△	2,336	△	2,336
施 設 運 営 等 関 連 諸 費	△	204,049	△	204,049
提 供 施 設 移 設 整 備 費	△	2,217	△	2,217
計	△	243,190	△	16,150
經 済 企 画 研 究 所	△	121,978	△	35,264
計	△	11,829	△	355
計	△	133,307	△	35,619
科 学 技 術 振 興 費	△	95,672	△	169,257
科 学 技 術 振 興 調 整 費	△	1,698,913	△	13,612,702
科 学 技 術 振 興 調 整 費	△	322,000	△	322,000
海 洋 開 発 調 査 研 究 促 進 費	△	88,191	△	66,432
原 子 力 平 和 利 用 研 究 促 進 費	△	3,804,176	△	3,162,052
国 立 機 関 原 子 力 試 験 研 究 費	△	63,541	△	63,541
放 射 能 調 査 研 究 費	△	20,760	△	20,760
科 学 技 術 研 究 所	△	422,021	△	281,602
科 学 技 術 研 究 所 施 設 費	△	8,087	△	8,087
計	△	6,523,361	△	9,907,485
環 境 保 全 調 査 研 究 促 進 調 整 費	△	158,352	△	31,759
計	△	5,250	△	5,250

沖 繩 開 発 庁	国立機関公害防止等試験研究費	0	△	81,328	△	81,328
	公害防止等調査研究費	0	△	20,027	△	20,027
	自然公園等管理費	0	△	29,121	△	29,121
	自然公園等施設整備費	0	△	984	△	984
	環境庁研究所計	7,022	△	79,276	△	72,254
		129,115	△	369,788	△	240,673
	沖 繩 開 発 庁	10,549,661	△	35,867	△	10,513,794
	沖繩振興開発計画調査費	0	△	3,100	△	3,100
	沖繩教育振興事業費	0	△	12,781	△	12,781
	沖繩保健衛生等対策諸費	0	△	1,764	△	1,764
	沖繩農業振興費	0	△	97	△	97
	沖繩開発事業指導監督費	0	△	1,797	△	1,797
	沖繩開 発 事 業 費	324	△	104		220
	沖繩治水事業工事諸費	16,549	△	788		15,811
	沖繩道路事業工事諸費	8,173	△	1,247		6,926
	沖繩港湾空港整備事業工事諸費	10,008	△	1,205		8,803
	沖繩公園事業工事諸費	619	△	231		388
	沖繩土地改良事業工事諸費	12,883	△	1,784		11,099
	計	10,598,217	△	60,665		10,537,552
国 土 庁	国土庁	1,392,559	△	155,518		1,177,041
	災害対策総合推進調整費	0	△	8,750	△	8,750
	国土計画基礎調査費	0	△	17,850	△	17,850
	第四次全国総合開発計画推進調査費	0	△	18,340	△	18,340
	国土調査費	0	△	146,820	△	146,820
	豪雪地帯対策特別事業費	0	△	4,639	△	4,639
	振興山村開発総合特別事業費	0	△	8,681	△	8,681
	小笠原諸島振興事業費	0	△	2,280	△	2,280
		0	△			
		0	△			

法 務 省	法 務 本 省	總理府所管補正額合計		△	△	△
		離島振興特別事業費	離島振興事業費			
		0	5,261	△	12,960	△
			1,387,820	△	515	4,746
			90,554,944	△	376,303	961,517
				△	34,178,633	56,376,311
	法 務 本 省	登記事務費	3,818,230	△	70,948	3,747,282
		外国人登録事務費	177,150	△	91,926	85,224
		法務省施設費	0	△	18,396	18,396
		計	104,060	△	8,641	95,419
		法務総合研究所	4,099,440	△	13,984	13,984
		国連犯罪防止アジア地域研修協力費	0	△	203,895	3,895,545
		計	0	△	10,264	10,264
	法 務 本 省	法務省局費	179,954	△	4,712	4,712
		法務省局費	538,582	△	14,976	14,976
		計	0	△	32,451	147,503
		矯正官署費	538,582	△	80,897	457,685
		矯正官署費	0	△	76,123	76,123
		計	2,424,434	△	157,020	381,562
		更生保護官署費	0	△	98,066	2,326,368
		更生保護官署費	0	△	159,073	159,073
		計	2,424,434	△	3,113	3,113
		更生保護官署費	167,248	△	260,252	2,164,182
		更生保護官署費	14,878	△	14,568	152,680
		計	182,126	△	28,677	8,799
		地方入国管理官署費	155,988	△	88,245	143,881
		地方入国管理官署費	0	△	30,710	125,228
		計	155,988	△	1,048	1,048
		計	155,988	△	31,758	124,180

文 部 省	文 部 本 省	税 関 施 設 費		税 関 施 設 費	
		税 関 施 設 費	税 関 施 設 費	税 関 施 設 費	税 関 施 設 費
大 蔵 省 所 管 補 正 額 合 計	文 部 本 省	41,373	0	41,373	
	文 部 本 省	1,544,677	24,522	1,520,155	
	文 部 本 省	8,622,096	364,156	8,257,940	
	文 部 本 省	0	3,724	3,724	
	文 部 本 省	0	3,485	3,485	
	文 部 本 省	0	1,000	1,000	
	文 部 本 省	10,500,000	0	10,500,000	
	文 部 本 省	19,122,096	372,365	18,749,731	
	文 部 本 省	1,005,368,428	583,645,340	421,723,088	
	文 部 本 省	255,613	256,940	1,327	
	文 部 本 省	0	4,377	4,377	
	文 部 本 省	0	5,234	5,234	
	文 部 本 省	0	3,500	3,500	
	文 部 本 省	0	1,151	1,151	
文 部 本 省	文 部 本 省	85,220,000	0	85,220,000	
	文 部 本 省	2,947,722	0	2,947,722	
	文 部 本 省	66,689	1,191,763	1,125,064	
	文 部 本 省	0	3,062,808	3,062,808	
	文 部 本 省	105,717	0	105,717	
	文 部 本 省	34,055	96,239	62,184	
	文 部 本 省	10,548,719	1,285,878	9,262,841	
	文 部 本 省	3,863	1,730,842	1,726,979	
	文 部 本 省	0	56,579	56,579	
	文 部 本 省	0	148,873	148,873	
	文 部 本 省	0	225,868	225,868	
	文 部 本 省	30,120,529	8,226,449	21,903,080	
	文 部 本 省				
	文 部 本 省				

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 昭和六十三年第一號公告(第一号)及(五)回報告

一三八

厚生本省試験研究機関	原 爆 障 害 対 策 費	23,457	△	19,636	△	3,824
	精神衛生費	0	△	2,198,617	△	2,198,617
	国立病院及療養所経管費	8,713,444	△	1,708,266		7,010,178
	国立病院及療養所施設費	748,987	△	46,207		702,780
	生活保護費	8,089,906	△	35,816,074	△	27,726,168
	身体障害者保護費	807,968	△	25,220		782,748
	老人福祉施設費	8,975,282		0		8,975,282
	婦人福祉施設費	31,970		0		31,970
	社会福祉施設諸費	10,068,640	△	182,207	△	9,886,433
	社会福祉施設整備費	0	△	69	△	69
	臨時福祉特別給付諸費	54,636,335		0		54,636,335
	児童保護費	8,970,927	△	28,742		8,942,185
	特別児童扶養手当等給付諸費	0	△	3,231,694	△	3,231,694
	児童扶養手当給付諸費	0	△	16,557,327	△	16,557,327
	社会保険国庫負担金	10,126,964	△	8,116,787		2,010,177
	厚生年金保険国庫負担金	1,362,479,923		0		1,362,479,923
	厚生年金基金等助成費	38,745	△	22,891		14,854
	国民健康保険助成費	20,220,271	△	3,173		20,217,098
	国民年金国庫負担金	2,943,084	△	262,131		2,680,903
	遺族及留守家族等援護費	0	△	21,455	△	21,455
	農業者年金実施費	8,508	△	1,721		6,787
	児童手当国庫負担金	1,001	△	12,296	△	11,295
	計	1,497,835,979	△	81,148,789		1,416,687,190
	厚生本省試験研究所	25,323	△	102,970	△	77,647
	血清等製造及検定費	0	△	6,198	△	6,198
	厚生本省試験研究所施設費	0	△	81	△	81
	計	25,323	△	109,249	△	83,926

[illegible]

農林水産技術会議	農用地開発事業費	143,440	△	8,627	134,813
	特定地域農業開発事業費	34,878	△	1,774	33,104
	農業施設災害復旧事業費	65,288,000		0	65,288,000
	農業施設災害関連事業費	196,000		0	196,000
	計	277,052,564	△	6,233,973	270,818,591
	農林水産技術会議	0	△	2,158	2,158
	農林水産業技術振興費	29,567	△	327,232	297,665
	農林水産業技術振興施設費	0	△	1,568	1,568
	計	29,567	△	330,958	301,391
	農林水産本省試験研究所	0	△	231,205	231,205
農林水産本省試験研究所 農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	0	△	96,345	96,345
	農林水産本省検査指導所施設費	0	△	927	927
	計	0	△	97,272	97,272
	地方農政局施設費	0	△	41,823	41,823
	地方農政局工事諸費	0	△	75	75
	海岸事業工事諸費	3,739	△	681	3,058
	土地改良事業工事諸費	0	△	235	235
	計	3,739	△	42,814	39,075
	北海道統計情報事務所	0	△	2,040	2,040
	食糧野庁	0	△	8,213	8,213
北海道統計情報事務所 食糧野庁	林業振興費	110,142	△	36,395	73,747
	林業指導監督費	1,773,471	△	374,660	1,398,811
	山林施設災害復旧事業費	0	△	2,307	2,307
	山林施設災害関連事業費	11,520,000		0	11,520,000
	山林施設災害関連事業費	2,779,000		0	2,779,000
	林業試験場	0	△	46,343	46,343
	計	16,182,613	△	459,705	15,722,908

[illegible]

資源エネルギー庁	大型工業技術研究開発費	0	△	64,311	△	64,311	
	エネルギー技術研究開発費	0	△	76,379	△	76,379	
	工業技術院試験研究所	10,427	△	289,307	△	278,880	
	工業技術院試験研究所施設費	0	△	204	△	204	
	計	22,476	△	790,991	△	788,515	
	資源エネルギー庁	15,018,076	△	3,629	△	15,014,447	
	エネルギー庁対策費	0	△	13,131	△	13,131	
	地下資源対策費	0	△	90,777	△	90,777	
	計	15,018,076	△	107,587	△	14,910,539	
	中小企業庁	0	△	1,060	△	1,060	
中小企業庁	中小企業対策費	39,092,375	△	4,263,574	△	34,828,801	
	計	39,092,375	△	4,264,634	△	34,827,741	
	通商産業局	75,120	△	65,171	△	9,949	
	商工統計調査費	0	△	3,310	△	3,310	
	エネルギー対策費	0	△	4,968	△	4,968	
	計	75,120	△	73,449	△	1,671	
	鉱山保安監督官署	14,125	△	10,649	△	3,476	
	通商産業省所管補正額合計	157,228,316	△	6,906,297	△	150,322,019	
	運輸省	運輸省	2,680,017	△	2,109,202	△	570,815
		日本国有鉄道清算事業団事業助成費	31,000,000	△	0	△	31,000,000
日本鉄道建設公団等事業助成費		0	△	178,906	△	178,906	
鉄道軌道整備助成費		0	△	554,857	△	554,857	
海運助成費		0	△	84,260	△	84,260	
船舶光事業費		0	△	31,985	△	31,985	
造船業経営安定対策費		0	△	94,723	△	94,723	
港湾等事業指導監督費		0	△	8,578	△	8,578	

海岸事業工事諸費	3,986	△	217	3,769
港灣事業費	189,236	△	9,781	189,455
空港整備事業費	16,175	△	9,852	6,323
港灣施設災害復旧事業費	3,440,000		0	3,440,000
港灣施設災害関連事業費	11,000		0	11,000
計	37,350,414	△	3,032,361	34,318,053
運輸本省試験研究所	0	△	38,709	38,709
運輸本省試験研究所施設費	0	△	190	190
計	0	△	38,899	38,899
學校及訓練所	0	△	282,806	282,806
地方運輸局	339,887	△	48,043	291,844
港灣建設局	48,460	△	2,298	46,162
地方航空局	0	△	1,384	1,384
地方保安委員會	0	△	1,897	1,897
海上保安官署施設費	1,152,940	△	1,680,363	527,423
海上保安官署施設費	0	△	547	547
船舶建造費	0	△	11,815	11,815
船舶標識整備費	0	△	10,134	10,134
計	1,152,940	△	1,702,859	549,919
海難審判官署	0	△	3,196	3,196
海難審判官署施設費	214,659	△	320,985	106,326
海難審判官署施設費	274,771	△	88,060	186,711
海難審判官署施設費	0	△	274	274
海難審判官署施設費	0	△	187	187
海難審判官署施設費	30,221	△	19,272	10,949
海難審判官署施設費	519,651	△	428,788	90,863
運輸省所管補正額合計	39,411,352	△	5,542,531	33,868,821

[illegible]

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 昭和六十三年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

乙号 繰上費 補正

所管	組織	項	総額 (千円)	年割						事由
				昭和60年度 (千円)	昭和61年度 (千円)	昭和62年度 (千円)	昭和63年度 (千円)	平成元年度 (千円)	平成2年度 (千円)	
総府	防衛本庁	昭和60年度甲型 警備艦建造費	120,350,888	180,389	9,543,748	21,896,209	59,645,873	29,084,719	—	消費税が創設されたことに伴い、総額及び年割額を改定するため
			9,299	0	0	0	0	9,299	—	
			120,360,187	180,389	9,543,748	21,896,209	59,645,873	29,094,018	—	
		昭和61年度甲型 警備艦建造費	41,451,435	—	37,669	2,601,550	7,217,054	22,163,499	9,431,663	消費税が創設されたことに伴い、総額及び年割額を改定するため
			17,033	—	0	0	0	4,100	12,933	
			41,468,468	—	37,669	2,601,550	7,217,054	22,167,599	9,444,596	
		昭和61年度乙型 警備艦建造費	48,753,131	—	480,444	7,513,180	22,501,882	18,297,625	—	消費税が創設されたことに伴い、総額及び年割額を改定するため
			5,439	—	0	0	0	5,439	—	
			48,758,570	—	480,444	7,513,180	22,501,882	18,293,064	—	
		昭和61年度潜水艦建造費	39,100,866	148,808	2,386,863	12,623,798	13,590,743	8,900,654	—	消費税が創設されたことに伴い、総額及び年割額を改定するため
所管	組織	昭和62年度乙型 警備艦建造費	39,152,146	148,808	2,386,863	12,623,798	13,591,962	8,900,654	—	
			51,280	0	0	0	1,219	50,061	—	
			39,152,146	148,808	2,386,863	12,623,798	13,591,962	8,900,654	—	
		昭和61年度潜水艦建造費	48,049,435	—	386,919	5,702,989	23,852,752	18,106,825	—	消費税が創設されたことに伴い、総額及び年割額を改定するため
			14,717	—	0	0	0	14,717	—	
			48,064,152	—	386,919	5,702,989	23,852,752	18,121,542	—	

	昭和62年度潜水 艦建造費	定 加 定	87,221,468	—	166,980	10,604,993	10,880,262	15,569,278	消費税が創設されたことに伴い、総額 及び年割額を改定するため
	追 改	42,410	—	0	0	0	0	42,410	
	昭和63年度用IV 型警備艦建造費	定 加 定	37,263,873	—	166,980	10,604,993	10,880,262	15,611,688	
	既 定	122,274,218	3,328,159	20,250,031	23,901,616	59,791,769	15,002,643	—	
	昭和63年度潜水 艦建造費	追 改	142,045	0	0	2,308	94,820	44,916	消費税が創設されたことに伴い、総額 及び年割額を改定するため
	既 定	122,416,263	3,328,159	20,250,031	23,903,925	59,886,589	15,047,559	—	
	追 改	87,947,987	121,564	7,862,881	14,146,926	15,816,616	—	—	
	既 定	86,110	0	57	44,064	41,989	—	—	
	昭和63年度潜水 艦建造費	追 改	38,034,097	121,564	7,862,938	14,190,990	15,853,605	—	消費税が創設されたことに伴い、総額 及び年割額を改定するため
	既 定	—	—	—	—	—	—	—	

丙号 繰越明許費補正

所 管	組 織	事 項	限 度	行 為	年 度	国 庫 の 負担	事 由
厚生省	厚生本省	(項) 臨時福祉特別給付諸費のうち 臨時福祉特別給付金 臨時福祉特別給付金支給 事務委託費					

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	組 織	事 項	限 度 (千円)	行 為	年 度	国 庫 の 負担	事 由
国会	衆議院	衆議院議員会館昇降機改修 既 定	358,992	昭和63年度	昭和63年度及 び平成元年度	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		追 加	10,770	同	—	—	
		改 定	369,762	—	—	—	

総 理 府	警 察 庁	国立国会図書館	国立国会図書館本館改修 既 定 追 加 改 定	1,286,610 18,456 1,256,066	昭 和 63 年 度 同 —	昭和63年度及 び平成元年度 平成元年度 —	
		都道府県警察施設整備費補助 既 定	2,786,948	昭 和 63 年 度	昭和63年度以 降4箇年度以内		消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要が あるため
		追 加 改 定	37,759 2,834,702	同 —	平 成 3 年 度 —		消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要が あるため
	北海道開発庁	海岸保全施設整備事業費補助 追 加 改 定	204,600	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度		海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施 するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定 を行うことを要するため
		直轄漁港修築事業 追 加 改 定	478,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度		久遠漁港ほか8漁港の修築事業には、多くの日数を要する ため
		漁港修築費補助 追 加 改 定	531,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度		漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施する ため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行 うことを要するため
		国営公園整備 既 定	240,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度		滝野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要 するため
		公園事業費補助 追 加 改 定	181,000	昭 和 63 年 度	平成元年度以 降4箇年度以内		公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを 要するため
		追 加 改 定	445,000 686,000	同 —	平 成 元 年 度 —		
		下水道事業費補助 既 定	927,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度及 び平成元年度		下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、 あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこと を要するため
		追 加 改 定	1,452,000 2,379,000	同 —	平 成 元 年 度 —		

かんがい排水事業費補助	150,000	昭和63年度	平成元年度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
圃場整備事業費補助	424,000	昭和63年度	平成元年度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
諸土地改良事業費補助	112,000	昭和63年度	平成元年度	諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農道整備事業費補助	308,000	昭和63年度	平成元年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
畑地帯総合土地改良事業費補助	992,000	昭和63年度	平成元年度	畑地帯総合土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農地防災事業費補助	154,000	昭和63年度	平成元年度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業費補助	882,000	昭和63年度	平成元年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
林道事業費補助	291,000	昭和63年度	平成元年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沿岸漁場整備開発事業費補助	120,000	昭和63年度	平成元年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
防衛本庁 教育訓練用器材購入 既 追加 改	44,998,427 105,130 45,103,557	昭和63年度 同 —	昭和63年度以内 平成元年度及び 平成2年度 —	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため

武器	購入	241,699,498	昭和63年度	昭和63年度以降4箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
追	加	1,407,475	同	平成元年度及び平成2年度	
改	定	243,106,968	—	—	
通信機器	購入	81,864,081	昭和63年度	昭和63年度以降3箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
追	加	120,210	同	平成元年度及び平成2年度	
改	定	81,984,291	—	—	
弾薬	購入	144,262,846	昭和63年度	昭和63年度以降4箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
追	加	72,645	同	平成元年度	
改	定	144,335,491	—	—	
諸器材	購入	53,585,175	昭和63年度	昭和63年度以降4箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
追	加	30,110	同	平成元年度及び平成2年度	
改	定	53,615,285	—	—	
航空機	購入	381,943,005	昭和63年度	昭和63年度以降4箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
追	加	7,193,400	同	平成元年度以降8箇年度以内	
改	定	389,136,405	—	—	

施 設 整 備	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 及 平 成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
追 加 定 額	同	—	
改 正 額	—	—	
39,967,690	—	—	
238,806,414	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 以 降 3 箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
1,006,141	同	平 成 元 年 度 及 平 成 2 年 度	
239,812,555	—	—	
59,767,251	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 以 降 3 箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
305,584	同	平 成 元 年 度	
60,072,835	—	—	
防 衛 施 設 庁	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 及 平 成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
提 供 施 設 整 備	同	—	
追 加 定 額	—	—	
改 正 額	—	—	
77,018,600	—	—	
76,386,270	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 及 平 成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
622,330	同	—	
1,538,236	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 及 平 成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
18,245	同	—	
1,556,481	—	—	
科 学 技 術 庁	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 以 降 4 箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
理 化 学 研 究 所 出 資 定 額	—	—	
追 加 定 額	—	—	
改 正 額	—	—	
宇宙開発事業団出資定額	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 以 降 4 箇年度以内	
102,457,000	—	—	

沖縄開発庁	追加 改定	359,600	昭和63年度	平成2年度及び平成3年度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
	動力炉・核燃料開発事業団出資	102,816,600	—	—	
	既定	5,480,900	昭和63年度	昭和63年度以降4個年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
	追加 改定	11,172	同	平成2年度	
	公立学校施設整備費負担	5,442,072	—	—	
	既定	2,345,558	昭和63年度	昭和63年度及び平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
	追加 改定	15,748	同	平成元年度	
	海岸事業費補助	2,851,306	—	—	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	漁港修築費補助	44,800	昭和63年度	平成元年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	公営住宅建設事業費補助	180,000	昭和63年度	平成元年度	
	既定	2,894,000	昭和63年度	昭和63年度以降3箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
	追加	17,523	同	平成元年度及び平成2年度	
	改定	3,911,523	—	—	
	公園事業費補助	105,000	昭和63年度	平成元年度	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	下水道事業費補助	309,000	昭和63年度	平成元年度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

土 地 改 良 事 業 費 補 助	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	土 地 改 良 事 業 について、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業費補助	113,000	平成元年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沿岸漁場整備開発事業費補助	15,000	平成元年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	44,000	平成元年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
海 岸 事 業 費 補 助	235,600	平成元年度	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
漁 港 修 築 費 補 助	1,168,000	平成元年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
公 園 事 業 費 補 助	30,000	平成元年度	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
土 地 改 良 事 業 費 補 助	425,000	平成元年度	土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業費補助	58,000	平成元年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
林 道 事 業 費 補 助	54,000	平成元年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	75,000	平成元年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

54

(外号) 課 目

法 務 省	法 務 本 省	法 務 省 施 設 整 備				
		既 定	2,112,837	昭 和 68 年 度	昭和68年度以 降3箇年度以内 平成元年度及 び平成2年度	消費税が創設されたことに伴い、 限度額を増額する必要があるため
		追 加	26,024	同		
		改 定	2,188,861	—	—	
大 蔵 省	大 蔵 本 省	公 務 員 宿 舎 建 設	8,395,976	昭 和 68 年 度	昭和68年度及 び平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、 限度額を増額する必要があるため
		追 加	113,104	同	平成元年度	
		改 定	8,508,480	—	—	
文 部 省	文 部 本 省	国 際 連 合 大 学 施 設 整 備	2,310,000	昭 和 68 年 度	昭和68年度及 び平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、 限度額を増額する必要があるため
		追 加	69,300	同	平成元年度	
		改 定	2,879,300	—	—	
		義 務 教 育 教 科 書 購 入	83,874,000	昭 和 68 年 度	昭和68年度及 び平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、 限度額を増額する必要があるため
		追 加	1,016,220	同	平成元年度	
		改 定	34,890,220	—	—	
		公 立 学 校 施 設 整 備 費 補 助	11,738,000	昭 和 68 年 度	昭和68年度及 び平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、 限度額を増額する必要があるため
		追 加	12,210	同	平成元年度	
		改 定	11,750,210	—	—	
		公 立 学 校 施 設 整 備 費 担 当	26,827,000	昭 和 68 年 度	昭和68年度及 び平成元年度	

農林水産省	農林水産本省	追加 改定	5,220	同	平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		国立科学博物館施設整備	26,882,220	—	—	
		既定	500,067	昭和63年度	昭和63年度及び平成元年度	
厚生省	厚生本省	追加 改定	15,002	同	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		国立社会教育施設整備	515,069	—	—	
		既定	1,797,732	昭和63年度	昭和63年度及び平成元年度	
農林水産省	農林水産本省	追加 改定	87,260	同	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		水道広域化施設整備補助	1,834,992	—	—	
		既定	1,700,000	昭和63年度	平成元年度	
農林水産省	農林水産本省	追加 改定	1,550,000	昭和63年度	平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		廃棄物処理施設整備補助	—	—	—	
		既定	875,217	昭和63年度	昭和63年度及び平成元年度	
農林水産省	農林水産本省	追加 改定	12,649	同	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		国際花と緑の博覧会事業費補助	887,866	—	—	
		既定	69,000	昭和63年度	平成元年度	
農林水産省	農林水産本省	追加 改定	107,000	昭和63年度	平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		直轄海岸保全施設整備事業	—	—	—	
		海岸保全施設整備事業費補助	—	—	—	
農林水産省	農林水産本省	追加 改定	1,705,000	昭和63年度	平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		かんがい排水事業費補助	—	—	—	
		既定	—	—	—	

事業費補助	金額	昭和63年度	平成元年度	説明
圃場整備事業費補助	3,164,000	昭和63年度	平成元年度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
諸土地改良事業費補助	1,018,000	昭和63年度	平成元年度	諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農道整備事業費補助	1,485,000	昭和63年度	平成元年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
畑地帯総合土地改良事業費補助	393,000	昭和63年度	平成元年度	畑地帯総合土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農村総合整備事業費補助	1,843,000	昭和63年度	平成元年度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農地防災事業費補助	919,000	昭和63年度	平成元年度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農地保全事業費補助	392,000	昭和63年度	平成元年度	農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
公害対策事業費補助	368,000	昭和63年度	平成元年度	公害対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業費補助	398,000	昭和63年度	平成元年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
干拓等事業費補助	114,000	昭和63年度	平成元年度	干拓等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	727,000	昭和63年度	平成元年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

林 野 庁	林 道 事 業 費 補 助	1,536,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 特定森林地域開発林道整備事業費補助 海岸保全施設整備事業費補助
水 産 庁	海岸保全施設整備事業費補助	172,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	海岸環境整備事業費補助	21,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	漁 港 修 築 費 補 助	2,131,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	沿岸漁場整備開発事業費補助	301,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
通 商 産 業 省	工業用水道事業費補助	1,096,000	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 及 び 平 成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
	追 加 定 改	3,696	同	平 成 元 年 度	
	直轄海岸保全施設整備事業	1,099,696	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	釜石港海岸は、1海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するため
運 輸 省	海岸保全施設整備事業費補助	79,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	
	追 加 定 改	425,000	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 及 び 平 成 元 年 度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 定 改	423,000	同	平 成 元 年 度	
	追 加 定 改	848,000	—	—	

建設省	建設本省					
建設省	建設本省	海岸環境整備事業費補助	72,000	昭和63年度	平成元年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際花と緑の博覧会事業費補助	875,217	昭和63年度	昭和63年度及び平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		追 加 改 定	12,649	同	平成元年度	
		官 庁 管 轄	887,866	—	—	
		追 加 改 定	15,623,000	昭和63年度	昭和63年度以降3箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		追 加 改 定	286,549	同	平成元年度及び平成2年度	
		改 定	15,859,549	—	—	
		直轄海岸保全施設整備事業	222,500	昭和63年度	平成元年度	青森海岸ほか4海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するため
		海岸保全施設整備事業費補助	379,100	昭和63年度	平成元年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		公営住宅建設等事業費補助	97,658,000	昭和63年度	昭和63年度以降3箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び公営住宅建設等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追 加 改 定	1,046,781	同	平成元年度及び平成2年度	
		改 定	98,699,781	—	—	
		住宅地区改良事業費補助	22,736,000	昭和63年度	昭和63年度以降3箇年度以内	

追加 改定	102,312	同	平成元年度及び平成2年度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
住宅宅地関連公共施設整備促進事業費補助	22,838,312	—	—	
昭和三十八年度	461,000	昭和三十八年度	平成元年度	住宅宅地関連公共施設整備促進事業について、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国営公園整備	4,750,000	昭和三十八年度	昭和三十八年度以降5箇年度以内	国営昭和記念公園ほか4箇所の施設の整備には、多くの日数を要するため
追加 改定	740,000	同	平成元年度	
公園事業費補助	5,490,000	—	—	
昭和三十八年度	17,500,000	昭和三十八年度	平成元年度以降4箇年度以内	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加 改定	2,376,000	同	平成元年度	
下水道事業費補助	19,876,000	—	—	
昭和三十八年度	62,866,000	昭和三十八年度	昭和三十八年度以降5箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加 改定	12,555,116	同	平成元年度	
市街地再開発事業費補助	75,421,116	—	—	市街地再開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
昭和三十八年度	400,000	昭和三十八年度	平成元年度	

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 昭和六十三年年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書 昭和六十三年年度特別會計補正予算(特第1号)及び同報告書 一六〇

昭和六十三年年度一般會計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由により、歳出面において、災害復旧等事業費、給与改善費、消費税創設等税制改革関連経費、農産物輸入自由化等関連対策費、貿易保険特別会計へ繰入、厚生保険特別会計へ繰入等及び地方交付税金等の追加を行う一方、既定経費の節減及び予備費の減額を行い、歳入面において、租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入れを行うほか、その他収入の増収を見込み、あわせて公債の減額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、消費税が創設されたことに伴い、継続費及び国庫債務負担行為について所要の追加を行うとともに、景気の持続的拡大に資するため、一般公共事業について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、昭和六十三年年度一般會計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	
当初	五、六、六九九、七、一四四百万円
修正追加	七、七四四、二一八百万円
修正減少	△ 二、五九二、二〇〇百万円
計	六、一、八五一、七三二百万円
歳出	
当初	五、六、六九九、七、一四四百万円
修正追加	五、九〇一、九六六百万円
修正減少	△ 七四九、九四八百万円
計	六、一、八五一、七三二百万円
一般會計補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)	
歳入	
1 租税及印紙収入	三、〇一六、〇〇〇百万円
2 専売納付金	一、七三七百万円
3 政府資産整理収入	三、四、一五〇百万円
4 雑収入	△ 三五五百万円
5 公債金	△ 八七四、〇〇〇百万円
6 前年度剰余金受入	二、九七四、四八六百万円
計	五、一五二、〇一八百万円
歳出	
1 災害復旧等事業費	四一八、六四一百万円
2 給与改善費	一四四、四三八百万円

3 消費税創設等税制改革関連経費	一六二、五二一百万円
4 農産物輸入自由化等関連対策費	一〇四、五六三百万円
5 貿易保険特別会計へ繰入	九〇、〇〇〇百万円
6 住宅・都市整備公団補給金等	一七九、四三三百万円
7 厚生保険特別会計へ繰入等	一、五〇七、八一五百万円
8 国債整理基金特別会計へ繰入	九四六、八六〇百万円
9 地方交付税交付金	二、一二五、五六七百万円
10 その他の経費	二、二二二、二二六百万円

(1) 義務的経費の追加	二、二二二、二二六百万円
(2) 国際分担金及び拠出金	三、〇五一百万円
(3) 宇宙開発事業団出資金	一五、〇六七百万円
(4) 沖縄産業振興特別対策補助金	一〇、〇〇〇百万円
(5) 海外経済協力基金出資金	一〇、二〇〇百万円
(6) 農業保険費	三、二二、六九六百万円
(7) 水田農業確立対策費	三、二二、二八八百万円
(8) 日本国有鉄道清算事業団補助金	三、〇〇〇百万円
(9) その他	三六、六二五百万円
11 既定経費の節減	△ 五九九、九四八百万円
12 予備費の減額	△ 一五〇、〇〇〇百万円
計	五、一五二、〇一八百万円

二 補正予算の可決理由
本補正予算は、予算成立後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成元年三月三日

衆議院議長 原 健三郎殿

予算委員長 大野 明

昭和六十三年年度特別會計補正予算(特第1号)

右
国会に提出する。

平成元年二月八日

内閣総理大臣 竹下 登

昭和63年度特別会計補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和63年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

総理府、大蔵省及び 自治省所管	交付税及び譲与税配付金
法務省所管	登記簿整理基金
大蔵省所管	国債整理基金
文部省所管	国産立学保険校
厚生省所管	国厚立学保険校

農林水産省所管

農業共済再保険
漁船再保険及漁業共済保

通商産業省所管

農業経営基盤強化措置
国営土地改良事業

運輸省所管

貿易特許
港灣整査登録
自動車検査整備
空港整備
道路整備
治水

建設省所管

第2条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により昭和63年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予算計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。

第4条 昭和63年度特別会計予算総則第9条の各特別会計の借入金の限度額の表中

「交付税及び譲与 税配付金」	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	「交付税及び譲与 税配付金勘定」
		5,913,985,000千円

を

「交付税及び譲与 税配付金」	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	「交付税及び譲与 税配付金勘定」
		4,780,285,000千円

に改める。

第5条 昭和63年度特別会計予算総則第20条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の規定中、資金運用部資金の一般会計において新たに発行される昭和63年度の国債（昭和63年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律）第2条第1項の規定により発行される国債を含む。）に対する運用「1,500,000,000千円」を「896,500,000千円」に、資金運用部資金の「国債整理基金特別会計法」第5条第1項の規定による起債に応ずるための運用「2,721,562,000千円」を「2,605,962,000千円」に改め、同項の表中

10 国民金融公庫	1,643,800,000千円	240,000,000千円
-----------	-----------------	---------------

を

10 国民金融公庫	1,684,500,000千円	240,000,000千円
-----------	-----------------	---------------

に、

16 沖縄振興開発金融 公庫	94,300,000千円	16,000,000千円
-------------------	--------------	--------------

を

16 沖縄振興開発金融 公庫	102,900,000千円	16,000,000千円
-------------------	---------------	--------------

に、

33 年金福祉事業団	2,448,000,000千円	0千円
------------	-----------------	-----

を

33 年金福祉事業団	2,648,000,000千円	0千円
------------	-----------------	-----

に、

52 地方公共団体	3,617,000,000千円	1,128,000,000千円
-----------	-----------------	-----------------

を

52 地方公共団体	3,287,000,000千円	1,128,000,000千円
-----------	-----------------	-----------------

に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正			差 引
				追 加	修 正 減 少	額	
総理府、大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金 交付税及び譲与税配付金 協定	入	一般会計より受入 借 入 金	2,125,566,858 2,125,566,858 0	0 △ 1,183,700,000 △ 1,183,700,000	2,125,566,858 2,125,566,858 △ 1,183,700,000	2,125,566,858 2,125,566,858 △ 1,183,700,000
法 務 省	歳 出	他 会 計 以 外 受 入 借 入 金	地方交付税交付金 借 入 金	2,125,566,858 941,866,858	△ 1,183,700,000 0	941,866,858 941,866,858	941,866,858 941,866,858
			歳 入 補 正 額	177,150 177,150 267,963	△ 91,926 △ 91,926 △ 931,019	85,224 85,224 △ 663,056	85,224 85,224 △ 663,056
			一般会計より受入 歳 入 補 正 額	267,963 0 267,963	△ 19,293 △ 19,293 △ 950,312	19,293 19,293 △ 682,349	19,293 19,293 △ 682,349
大 蔵 省	歳 入	他 会 計 以 外 受 入 公 債 金	他 会 計 以 外 受 入 公 債 金	946,859,888 946,859,888 1,010,000,000	△ 471,487,581 △ 471,487,581 △ 564,089,898	475,372,097 475,372,097 445,910,102	475,372,097 475,372,097 445,910,102
			公 債 金	1,010,000,000 0 0	△ 564,089,898 △ 1,003,200,000 △ 1,003,200,000	445,910,102 △ 1,003,200,000 △ 1,003,200,000	445,910,102 △ 1,003,200,000 △ 1,003,200,000
			資産処分収入 配 当 金 収 入	7,300,000 0 0	△ 1,003,200,000 △ 1,003,200,000 0	7,300,000 △ 1,003,200,000 7,300,000	7,300,000 △ 1,003,200,000 7,300,000

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 昭和六十三年度特別会計補正予算(特第一号)及び同報告書

一六四

文 部 省	国 立 学 校	入 入	歳 出 補 正 額		△	△
			歳 出	補 正 額		
厚 生 省	国 立 学 校	入 入	30,129,529	△	8,431,299	21,698,230
			一般会計より受入	△	8,431,299	21,698,230
			国立大学附属病院	△	5,174,238	20,506,650
			大 学 附 属 病 院	△	1,113,815	2,440,740
			研 究 所	△	1,988,386	1,044,310
			施設整備費	△	203,873	203,873
			船舶建造費	△	977	977
			補正額	△	8,431,299	21,698,230
			歳 出	△	8,431,299	21,698,230
			30,129,529	△	8,431,299	21,698,230
厚 生 省	国 立 学 校	入 入	32,317,920	△	8,288,909	24,029,011
			保険料収入	△	8,288,909	24,029,011
			一般会計より受入	△	7,740,706	32,317,920
			日 雇 携 出 金 収 入	△	548,203	7,740,706
			積立金より受入	△	50,000,000	548,203
			積立金より受入	△	50,000,000	50,000,000
			借 入 金	△	5,563,041	50,000,000
			借 入 金	△	5,563,041	5,563,041
			補正額	△	2,788,117	5,563,041
			歳 入	△	2,788,117	1,697,289
厚 生 省	国 立 学 校	入 入	1,090,828	△	2,788,117	1,697,289
			補正額	△	2,788,117	1,697,289
			保険料収入	△	66,840,067	33,231,319
			日 雇 携 出 金 収 入	△	6,115,608	6,115,608
			積立金より受入	△	3,539,307	3,539,307
			借 入 金	△	3,539,307	3,539,307
			借 入 金	△	3,539,307	3,539,307
			補正額	△	3,539,307	3,539,307
			歳 入	△	3,539,307	3,539,307
			歳 入	△	3,539,307	3,539,307
厚 生 省	国 立 学 校	入 入	33,408,748	△	66,840,067	33,231,319
			補正額	△	66,840,067	33,231,319
			保険料収入	△	6,115,608	6,115,608
			日 雇 携 出 金 収 入	△	3,539,307	3,539,307
			積立金より受入	△	3,539,307	3,539,307
			借 入 金	△	3,539,307	3,539,307
			借 入 金	△	3,539,307	3,539,307
			補正額	△	3,539,307	3,539,307
			歳 入	△	3,539,307	3,539,307
			歳 入	△	3,539,307	3,539,307
厚 生 省	国 立 学 校	入 入	9,521,114	△	0	9,521,114
			補正額	△	0	9,521,114
			保険料収入	△	0	9,521,114
			日 雇 携 出 金 収 入	△	0	9,521,114
			積立金より受入	△	0	9,521,114
			借 入 金	△	0	9,521,114
			借 入 金	△	0	9,521,114
			補正額	△	0	9,521,114
			歳 入	△	0	9,521,114
			歳 入	△	0	9,521,114

年 金 勘 定 入 歳	保 険 収 入	借 入 金 償 還 金 費	歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額
年 金 勘 定 入 歳	保 険 収 入	借 入 金 償 還 金 費	歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額
1,362,479,928	1,362,479,928	0	84,959	0	0	0
1,001	1,001	12,296	12,296	12,296	12,296	12,296
1,001	1,001	12,296	12,296	12,296	12,296	12,296
1,001	1,001	12,296	12,296	12,296	12,296	12,296
2,148,950	2,148,950	363,190	363,190	363,190	363,190	363,190
2,148,950	2,148,950	7,599	7,599	7,599	7,599	7,599
0	0	0	0	0	0	0
2,148,950	2,148,950	370,789	370,789	370,789	370,789	370,789
2,148,950	2,148,950	321,388	321,388	321,388	321,388	321,388
0	0	49,456	49,456	49,456	49,456	49,456
2,148,950	2,148,950	370,789	370,789	370,789	370,789	370,789
7,978,014	7,978,014	12,891	12,891	12,891	12,891	12,891
7,978,014	7,978,014	12,891	12,891	12,891	12,891	12,891
0	0	221,468	221,468	221,468	221,468	221,468
0	0	221,468	221,468	221,468	221,468	221,468
246,794	246,794	0	0	0	0	0
246,794	246,794	0	0	0	0	0

[illegible]

[illegible]

特許	入	出	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入 事 務 取 扱 費 施 正 額	63	0	0	63
港 灣 整 備 勘 定	入	出	他 会 計 よ り 受 入	他 会 計 よ り 受 入	207,871	△	11,216	196,655
			他 勘 定 よ り 受 入	他 勘 定 よ り 受 入	207,871	△	1,582	196,655
			港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	特 定 港 灣 施 設 工 事 勘 定 よ り 受 入	29,119	△	1,582	27,537
			受 託 工 事 納 付 金 収 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	106,889	△	5,230	101,659
港 灣 整 備 勘 定	入	出	受 託 工 事 納 付 金 収 入	受 託 工 事 納 付 金 収 入	14,983	△	0	14,983
			港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	106,889	△	5,230	101,659
			受 託 工 事 納 付 金 収 入	受 託 工 事 納 付 金 収 入	14,983	△	0	14,983
			港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	106,889	△	5,230	101,659
特 定 港 灣 施 設 工 事 勘 定	入	出	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	358,872	△	18,028	340,844
			港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	358,872	△	18,028	340,844
			受 託 工 事 納 付 金 収 入	受 託 工 事 納 付 金 収 入	14,983	△	0	14,983
			港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	106,889	△	5,230	101,659
特 定 港 灣 施 設 工 事 勘 定	入	出	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	7,248	△	394	6,854
			港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	7,248	△	394	6,854
			受 託 工 事 納 付 金 収 入	受 託 工 事 納 付 金 収 入	15,460	△	840	14,620
			港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	15,460	△	840	14,620
特 定 港 灣 施 設 工 事 勘 定	入	出	受 託 工 事 納 付 金 収 入	受 託 工 事 納 付 金 収 入	11	△	0	11
			港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	15,460	△	840	14,620
			受 託 工 事 納 付 金 収 入	受 託 工 事 納 付 金 収 入	11	△	0	11
			港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	15,460	△	840	14,620
特 定 港 灣 施 設 工 事 勘 定	入	出	受 託 工 事 納 付 金 収 入	受 託 工 事 納 付 金 収 入	29,119	△	1,582	27,537
			港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	106,889	△	5,230	101,659
			受 託 工 事 納 付 金 収 入	受 託 工 事 納 付 金 収 入	14,983	△	0	14,983
			港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	106,889	△	5,230	101,659

歳 出	歳 入	他 会 計 よ り 受 入	工事諸費港灣整備勘定へ繰入	
			一般会計より受入	業務取扱費
自動車検査登録	16,172	16,172	△	1,112
歳 出	16,172	16,172	△	1,112
歳 入	188,424	188,424	△	108,964
歳 出	0	0	△	1,945
歳 入	188,424	188,424	△	110,909
歳 出	17,400	17,400	△	10,162
歳 入	17,400	17,400	△	10,162
歳 出	2,576	2,576	△	898
歳 入	2,576	2,576	△	898
歳 出	91	91	0	91
歳 入	91	91	0	91
歳 出	20,067	20,067	△	11,055
歳 入	20,067	20,067	△	11,055
歳 出	409,544	409,544	△	409,544
歳 入	429,611	429,611	△	420,599
歳 出	467,430	467,430	△	8,768
歳 入	467,430	467,430	△	8,768
歳 出	854,068	854,068	△	6,638
歳 入	354,068	354,068	△	6,638
歳 出	821,498	821,498	△	15,401
歳 入	821,498	821,498	△	11,630
歳 出	27,537	27,537	△	1,582
歳 入	15,060	15,060	△	1,112
歳 出	15,060	15,060	△	1,112
歳 入	79,460	79,460	△	1,945
歳 出	77,515	77,515	△	1,945
歳 入	7,238	7,238	△	10,162
歳 出	7,238	7,238	△	10,162
歳 入	1,683	1,683	△	898
歳 出	1,683	1,683	△	898
歳 入	91	91	0	91
歳 出	91	91	0	91
歳 入	9,012	9,012	△	11,055
歳 出	9,012	9,012	△	11,055
歳 入	9,012	9,012	△	409,544
歳 出	9,012	9,012	△	420,599
歳 入	458,667	458,667	△	8,768
歳 出	458,667	458,667	△	8,768
歳 入	347,425	347,425	△	6,638
歳 出	347,425	347,425	△	6,638
歳 入	806,092	806,092	△	15,401
歳 出	809,868	809,868	△	11,630

治 水 勘 定 入	治 水 勘 出	事 務 費		補 正 額		補 正 額		補 正 額	
		歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
他 会 計 よ り 受 入	他 会 計 よ り 受 入	927,558	0	△	△	3,771	△	3,771	△
他 勘 定 よ り 受 入	他 勘 定 よ り 受 入	927,558	821,493	△	△	15,401	△	806,092	△
特定多目的ダム建設工事勘定より受入	特定多目的ダム建設工事勘定より受入	175,585	△	△	△	14,940	△	160,645	△
地方公共団体工事費負担金収入	地方公共団体工事費負担金収入	175,585	175,585	△	△	14,940	△	160,645	△
地方公共団体工事費負担金収入	地方公共団体工事費負担金収入	276,110	△	△	△	21,098	△	255,012	△
電気事業者等工事費負担金収入	電気事業者等工事費負担金収入	276,110	276,110	△	△	21,098	△	255,012	△
電気事業者等工事費負担金収入	電気事業者等工事費負担金収入	21,395	△	△	△	1,580	△	19,815	△
電気事業者等工事費負担金収入	電気事業者等工事費負担金収入	21,395	21,395	△	△	1,580	△	19,815	△
歳 入	歳 入	1,400,648	△	△	△	69,425	△	1,331,223	△
治 水 事 業 工 事 諸 費	治 水 事 業 工 事 諸 費	1,400,648	1,400,648	△	△	64,516	△	1,336,132	△
歳 出	歳 出	0	0	△	△	4,909	△	4,909	△
特定多目的ダム建設工事勘定より受入	特定多目的ダム建設工事勘定より受入	1,400,648	1,400,648	△	△	69,425	△	1,331,223	△
他 会 計 よ り 受 入	他 会 計 よ り 受 入	82,345	△	△	△	7,000	△	75,345	△
地方公共団体工事費負担金収入	地方公共団体工事費負担金収入	82,345	82,345	△	△	7,000	△	75,345	△
電気事業者等工事費負担金収入	電気事業者等工事費負担金収入	44,408	△	△	△	3,647	△	40,766	△
地方公共団体工事費負担金収入	地方公共団体工事費負担金収入	44,408	44,408	△	△	3,647	△	40,766	△
電気事業者等工事費負担金収入	電気事業者等工事費負担金収入	48,837	△	△	△	4,298	△	44,544	△
地方公共団体工事費負担金収入	地方公共団体工事費負担金収入	48,837	48,837	△	△	4,298	△	44,544	△

歳 出	歳 入 補 正 額		歳 入	
	工事諸費等治水勘定へ繰入			
	175,585	△ 14,940	175,585	160,645
		△ 14,940		160,645

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管 省	特 別 会 計 記	事 項	限 度 額 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 額	事 由
法 務 省	登 記	施 設 整 備 追 加 改 定	1,565,780	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内 平 成 元 年 度 及 び 平 成 2 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	追 加 改 定	46,974	同	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		追 加 改 定	1,612,754	—	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		追 加 改 定	55,482,897	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 及 び 平 成 元 年 度 平 成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		追 加 改 定	1,082,598	同	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		追 加 改 定	56,564,995	—	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
文 部 省	国 立 学 校	施 設 整 備 追 加 改 定	50,958,300	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内 平 成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		追 加 改 定	783,776	同	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		追 加 改 定	51,742,076	—	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
厚 生 省	国 立 病 院 勘 定	施 設 整 備 追 加 改 定	19,660,000	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 及 び 平 成 元 年 度 平 成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		追 加 改 定	71,190	同	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		追 加 改 定	18,781,180	—	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため

療養所勘定	国立療養所特別施設整備	定	昭和63年度	昭和63年度及び平成元年度	
農林水産省 食糧管理 業務勘定	追 改	追加定	16,510,000 125,670 16,685,670	同 —	昭和63年度及び平成元年度 —
	追 改	追加定	4,854 389,854	同 —	昭和63年度及び平成元年度 —
	追 改	追加定	2,667,071 80,018 2,747,084	昭和63年度 同 —	昭和63年度及び平成元年度 平成元年度 —
	追 改	追加定	133,000	昭和63年度	平成元年度
	追 改	追加定	469,000 127,000 1,663,000 393,000	昭和63年度 昭和63年度 昭和63年度 昭和63年度	平成元年度 平成元年度 平成元年度 平成元年度
国有林野事業 治山勘定	追 改	追加定	133,000	昭和63年度	平成元年度
	追 改	追加定	469,000	昭和63年度	平成元年度
	追 改	追加定	127,000	昭和63年度	平成元年度
	追 改	追加定	1,663,000	昭和63年度	平成元年度
	追 改	追加定	393,000	昭和63年度	平成元年度

消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため

消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため

消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため

野呂川地区は3地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
青森営林局は4営林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
磐井川地区は2地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するため
治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
地すべり防止事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

事業	事業名	事業費補助額	昭和63年度	平成元年度	石狩川地区はか1地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
国営土地改良事業	北海道道轄治山事業	60,000	昭和63年度	平成元年度	北海道道轄治山事業は、多くの日数を要するため
	北海道国営林野内直轄治山事業	324,000	昭和63年度	平成元年度	北海道道轄治山事業は、多くの日数を要するため
	北海道治山事業費補助	260,000	昭和63年度	平成元年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	離島治山事業費補助	18,000	昭和63年度	平成元年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	国営かんがい排水事業				
	会津北部農業水利事業大平沼管理用道路建設工事	70,000	昭和63年度	平成元年度	会津北部農業水利事業大平沼管理用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
	村山北部農業水利事業丹生川左岸幹線用水路の建設工事	110,000	昭和63年度	平成元年度	村山北部農業水利事業丹生川左岸幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
	村山北部農業水利事業丹生川左岸幹線用水路の第二期建設工事	80,000	昭和63年度	平成元年度	村山北部農業水利事業丹生川左岸幹線用水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
	迫川上流農業水利事業荒砥沢ダム取水塔の建設工事	180,000	昭和63年度	平成元年度	迫川上流農業水利事業荒砥沢ダム取水塔の建設工事には、多くの日数を要するため
	山王海農業水利事業山王海ダム付普通道路建設工事	120,000	昭和63年度	平成元年度	山王海農業水利事業山王海ダム付普通道路の建設工事には、多くの日数を要するため
	会津宮川農業水利事業宮川幹線用水路の建設工事	170,000	昭和63年度	平成元年度	会津宮川農業水利事業宮川幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
	小田川農業水利事業小田川ダム管理用道路建設工事	140,000	昭和63年度	平成元年度	小田川農業水利事業小田川ダム管理用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
	新庄農業水利事業第2号幹線用水路建設工事	100,000	昭和63年度	平成元年度	新庄農業水利事業第2号幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
	大和根用水農業水利事業新川揚水機場建設工事	100,000	昭和63年度	平成元年度	大和根用水農業水利事業新川揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
	浜名湖北農業水利事業湖北揚水機場の第二期建設工事	140,000	昭和63年度	平成元年度	浜名湖北農業水利事業湖北揚水機場の第二期建設工事には、多くの日数を要するため

新利根川沿岸農業水利事業十倉崎幹線用水路建設工事	100,000	昭和63年度	平成元年度	新利根川沿岸農業水利事業十倉崎幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
牧之原農業水利事業掛川幹線水路建設工事	100,000	昭和63年度	平成元年度	牧之原農業水利事業掛川幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため
赤城西麓農業水利事業棚下調整池建設工事	60,000	昭和63年度	平成元年度	赤城西麓農業水利事業棚下調整池の建設工事には、多くの日数を要するため
水見農業水利事業幹線水路第4号隧道建設工事	700,000	昭和63年度	昭和63年度以降3箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
追 加 定 改	21,000	同	平成2年度	
水見農業水利事業五位ダム第四期建設工事	721,000	昭和63年度	平成元年度	水見農業水利事業五位ダムの第四期建設工事には、多くの日数を要するため
南予農業水利事業第2号支線水路狹工区建設工事	200,000	昭和63年度	平成元年度	南予農業水利事業第2号支線水路狹工区の建設工事には、多くの日数を要するため
南予農業水利事業北幹線水路大増の鼻工区建設工事	100,000	昭和63年度	平成元年度	南予農業水利事業北幹線水路大増の鼻工区の建設工事には、多くの日数を要するため
南予農業水利事業北幹線水路神崎釜木工区建設工事	100,000	昭和63年度	平成元年度	南予農業水利事業北幹線水路神崎釜木工区の建設工事には、多くの日数を要するため
南予農業水利事業第7号支線水路建設工事	100,000	昭和63年度	平成元年度	南予農業水利事業第7号支線水路の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
耳納山麓農業水利事業幹線水路山北工区隧道建設工事	600,000	昭和63年度	昭和63年度以降3箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
追 加 定 改	18,000	同	平成2年度	
	618,000	—	—	

上場農業水利事業赤坂ダムの第二期建設工事	450,000	昭和68年度	平成元年度	上場農業水利事業赤坂ダムの第二期建設工事には、多くの日数を要するため
筑後川下流白石農業水利事業有明排水路建設工事	200,000	昭和68年度	平成元年度	筑後川下流白石農業水利事業有明排水路の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
菊池台地農業水利事業花房第1号幹線水路出田工区の建設工事	100,000	昭和68年度	平成元年度	菊池台地農業水利事業花房第1号幹線水路出田工区の建設工事には、多くの日数を要するため
曾於東部農業水利事業中岳ダム工事用道路建設工事	91,000	昭和68年度	平成元年度	曾於東部農業水利事業中岳ダム工事用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
国営農用地開発事業 郡山東部開拓建設事業農地開発第1工区その6の造成工事	154,000	昭和68年度	平成元年度	郡山東部開拓建設事業農地開発第1工区その6の造成工事には、多くの日数を要するため
郡山東部開拓建設事業農地開発第14工区その8の造成工事	133,000	昭和68年度	平成元年度	郡山東部開拓建設事業農地開発第14工区その8の造成工事には、多くの日数を要するため
矢吹開拓建設事業第4工区その10の区理整理工事	93,000	昭和68年度	平成元年度	矢吹開拓建設事業第4工区その10の区理整理工事には、多くの日数を要するため
五戸台地開拓建設事業農地開発丹内沢工区の造成工事	93,000	昭和68年度	平成元年度	五戸台地開拓建設事業農地開発丹内沢工区の造成工事には、多くの日数を要するため
那須野原開拓建設事業戸田調整池導水路の建設工事	175,000	昭和68年度	平成元年度	那須野原開拓建設事業戸田調整池導水路の建設工事には、多くの日数を要するため
飯山開拓建設事業岡山幹線道路第2号橋梁橋脚の建設工事	206,000	昭和68年度	平成元年度	飯山開拓建設事業岡山幹線道路第2号橋梁橋脚の建設工事には、多くの日数を要するため
能登中央開拓建設事業幹線道路の建設工事	36,000	昭和68年度	平成元年度	能登中央開拓建設事業幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
苗場山麓第二開拓建設事業大谷内ダムの第三期建設工事	309,000	昭和68年度	平成元年度	苗場山麓第二開拓建設事業大谷内ダムの第三期建設工事には、多くの日数を要するため

丹後東部開拓建設事業農地開発井辺団地の造成工事	108,000	昭 和 68 年 度	平 成 元 年 度	丹後東部開拓建設事業農地開発井辺団地の造成工事には、多くの日数を要するため
丹後東部開拓建設事業農地開発三津団地の造成工事	108,000	昭 和 68 年 度	平 成 元 年 度	丹後東部開拓建設事業農地開発三津団地の造成工事には、多くの日数を要するため
丹後東部開拓建設事業農地開発矢田・上野団地の造成工事	108,000	昭 和 68 年 度	平 成 元 年 度	丹後東部開拓建設事業農地開発矢田・上野団地の造成工事には、多くの日数を要するため
丹後西部開拓建設事業農地開発浦明団地の造成工事	108,000	昭 和 68 年 度	平 成 元 年 度	丹後西部開拓建設事業農地開発浦明団地の造成工事には、多くの日数を要するため
大江山開拓建設事業農地開発第2号橋梁上部工の建設工事	206,000	昭 和 68 年 度	平 成 元 年 度	大江山開拓建設事業農地開発第2号橋梁上部工の建設工事には、多くの日数を要するため
横田開拓建設事業農地開発第4団地の造成工事	113,000	昭 和 68 年 度	平 成 元 年 度	横田開拓建設事業農地開発第4団地の造成工事には、多くの日数を要するため
大呂開拓建設事業農地開発第7・20団地の造成工事	68,000	昭 和 68 年 度	平 成 元 年 度	大呂開拓建設事業農地開発第7・20団地の造成工事には、多くの日数を要するため
北海道国営かんがい排水事業 ネシロシ農業大学排水路建設工事	120,000	昭 和 68 年 度	平 成 元 年 度	ネシロシ農業大学排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
片倉川農業水利事業片倉川排水機場第二期建設工事	100,000	昭 和 68 年 度	平 成 元 年 度	片倉川農業水利事業片倉川排水機場の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
梶向川農業水利事業右岸幹線用水路第1工区の建設工事	200,000	昭 和 68 年 度	平 成 元 年 度	梶向川農業水利事業右岸幹線用水路第1工区の建設工事には、多くの日数を要するため
雨竜川中央農業水利事業沼田幹線用水路第2工区の建設工事	180,000	昭 和 68 年 度	平 成 元 年 度	雨竜川中央農業水利事業沼田幹線用水路第2工区の建設工事には、多くの日数を要するため
空知中央農業水利事業基線揚水機場の第二期建設工事	300,000	昭 和 68 年 度	平 成 元 年 度	空知中央農業水利事業基線揚水機場の第二期建設工事には、多くの日数を要するため

空知中央農業水利事業光珠内調整池建設工事	90,000	昭和63年度	平成元年度	空知中央農業水利事業光珠内調整池の建設工事には、多くの日数を要するため
高岡シヅノ農業水利事業望来ダム第二期建設工事	100,000	昭和63年度	平成元年度	高岡シヅノ農業水利事業望来ダムの第二期建設工事には、多くの日数を要するため
錦農業水利事業カシニ幹線排水路第三期建設工事	100,000	昭和63年度	平成元年度	錦農業水利事業カシニ幹線排水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため
共和農業水利事業共和ダム第二期建設工事	100,000	昭和63年度	平成元年度	共和農業水利事業共和ダムの第二期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
厚沢部川農業水利事業鶯ダム建設工事	1,000,000	昭和63年度	平成元年度	厚沢部川農業水利事業鶯ダムの建設工事には、多くの日数を要するため
静狩農業水利事業静狩幹線排水路その1建設工事	200,000	昭和63年度	平成元年度	静狩農業水利事業静狩幹線排水路その1の建設工事には、多くの日数を要するため
知内農業水利事業農地開発その2造成工事	120,000	昭和63年度	平成元年度	知内農業水利事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
ベールン農業水利事業ベールンダム第四期建設工事	394,000	昭和63年度	平成元年度	ベールン農業水利事業ベールンダムの第四期建設工事には、多くの日数を要するため
神居農業水利事業神居導水路第1工区建設工事	100,000	昭和63年度	平成元年度	神居農業水利事業神居導水路第1工区の建設工事には、多くの日数を要するため
ワグシ農業水利事業中央幹線排水路建設工事	55,000	昭和63年度	平成元年度	ワグシ農業水利事業中央幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
吉前農業水利事業吉前ダム工事用道路建設工事	55,000	昭和63年度	平成元年度	吉前農業水利事業吉前ダム工事用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
恩根農業水利事業メナシニ幹線排水路建設工事	120,000	昭和63年度	平成元年度	恩根農業水利事業メナシニ幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
上いたいら農業水利事業牧場川幹線排水路第二期建設工事	35,000	昭和63年度	平成元年度	上いたいら農業水利事業牧場川幹線排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため

上居辺農業水利事業上居辺幹線排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	平成元年度	昭和63年度	223,000	上居辺農業水利事業上居辺第二期建設工事
下宮更農業水利事業住吉幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成元年度	昭和63年度	50,000	下宮更農業水利事業住吉幹線排水路建設工事
奥春別農業水利事業奥春別幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成元年度	昭和63年度	80,000	奥春別農業水利事業奥春別幹線排水路建設工事
畑地帯総合土地改良パイロット事業				畑地帯総合土地改良パイロット事業
胸ヶ岳農業水利事業姫川圓場支線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成元年度	昭和63年度	40,000	胸ヶ岳農業水利事業姫川圓場支線用水路建設工事
しろがね農業水利事業しろがねダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため	平成元年度	昭和63年度	208,000	しろがね農業水利事業しろがねダム建設工事
しろがね農業水利事業上富良野幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成元年度	昭和63年度	63,000	しろがね農業水利事業上富良野幹線道路建設工事
しろがね農業水利事業農地開発その8の造成工事には、多くの日数を要するため	平成元年度	昭和63年度	40,000	しろがね農業水利事業農地開発その8造成工事
しろがね農業水利事業しろがねダム取水施設の建設工事には、多くの日数を要するため	平成元年度	昭和63年度	30,000	しろがね農業水利事業しろがねダム取水施設建設工事
北見農業水利事業本沢系統用水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成元年度	昭和63年度	90,000	北見農業水利事業本沢系統用水路建設工事
小清水農業水利事業緑ダムの第三期建設工事には、多くの日数を要するため	平成元年度	昭和63年度	774,000	小清水農業水利事業緑ダム第三期建設工事
西網走農業水利事業卯原内ダムの建設工事には、多くの日数を要するため	平成元年度	昭和63年度	180,000	西網走農業水利事業卯原内ダム建設工事
御影農業水利事業農地開発その4の造成工事には、多くの日数を要するため	平成元年度	昭和63年度	50,000	御影農業水利事業農地開発その4造成工事
御影農業水利事業第22号道路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成元年度	昭和63年度	40,000	御影農業水利事業第22号道路建設工事

北海道国営農用地開 発事業	北海道国営農用地開 発事業	52,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	栗沢東部開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日 数を要するため
栗沢東部開拓建設 事業農地開発その 3の造成工事	栗沢東部開拓建設 事業農地開発その 3の造成工事	41,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	新十津川西部開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多く の日数を要するため
新十津川西部開拓 建設その1造成工事	新十津川西部開拓 建設その1造成工事	62,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	ワイルズ開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数 を要するため
ワイルズ開拓建設 事業農地開発その2 造成工事	ワイルズ開拓建設 事業農地開発その2 造成工事	98,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	南後志開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数 を要するため
南後志開拓建設事 業農地開発その2 造成工事	南後志開拓建設事 業農地開発その2 造成工事	237,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	相和開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を 要するため
相和開拓建設事業 農地開発その2造 成工事	相和開拓建設事業 農地開発その2造 成工事	88,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	今金東部開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日 数を要するため
今金東部開拓建設 事業農地開発その 3造成工事	今金東部開拓建設 事業農地開発その 3造成工事	62,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	七飯開拓建設事業農地開発その4の造成工事には、多くの日数を 要するため
七飯開拓建設事業 農地開発その4造 成工事	七飯開拓建設事業 農地開発その4造 成工事	36,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	奥尻開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を 要するため
奥尻開拓建設事業 農地開発その2造 成工事	奥尻開拓建設事業 農地開発その2造 成工事	176,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	春日開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を 要するため
春日開拓建設事業 農地開発その1造 成工事	春日開拓建設事業 農地開発その1造 成工事	41,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	大仕開拓建設事業雑用水施設の建設工事には、多くの日数を要す るため
大仕開拓建設事業 雑用水施設建設工 事	大仕開拓建設事業 雑用水施設建設工 事	62,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	下川開拓建設事業第3号幹線道路の建設工事には、多くの日数を 要するため
下川開拓建設事業 第3号幹線道路建 設工事	下川開拓建設事業 第3号幹線道路建 設工事	113,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	江丹別開拓建設事業第1号幹線道路の建設工事には、多くの日数 を要するため
江丹別開拓建設事 業第1号幹線道路 建設工事	江丹別開拓建設事 業第1号幹線道路 建設工事	103,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	音威子府開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日 数を要するため
音威子府開拓建設 事業農地開発その 2造成工事	音威子府開拓建設 事業農地開発その 2造成工事				

当座開拓建設事業農地開拓その4の造成工事	103,000	昭和63年度	平成元年度	当座開拓建設事業農地開拓その4の造成工事には、多くの日数を要するため
剣淵東部開拓建設事業農地開拓その5の造成工事	103,000	昭和63年度	平成元年度	剣淵東部開拓建設事業農地開拓その5の造成工事には、多くの日数を要するため
美瑛東部開拓建設事業農地開拓その4の造成工事	57,000	昭和63年度	平成元年度	美瑛東部開拓建設事業農地開拓その4の造成工事には、多くの日数を要するため
共成歌越開拓建設事業支線道路建設工事	41,000	昭和63年度	平成元年度	共成歌越開拓建設事業支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
共成歌越開拓建設事業農地開拓その1の造成工事	31,000	昭和63年度	平成元年度	共成歌越開拓建設事業農地開拓その1の造成工事には、多くの日数を要するため
サロベツ第1開拓建設事業農地開拓その1の造成工事	62,000	昭和63年度	平成元年度	サロベツ第1開拓建設事業農地開拓その1の造成工事には、多くの日数を要するため
啓明開拓建設事業農地開拓その1の造成工事	41,000	昭和63年度	平成元年度	啓明開拓建設事業農地開拓その1の造成工事には、多くの日数を要するため
幌延東部開拓建設事業農地開拓その1の造成工事	72,000	昭和63年度	平成元年度	幌延東部開拓建設事業農地開拓その1の造成工事には、多くの日数を要するため
沼川開拓建設事業農地開拓その2の造成工事	52,000	昭和63年度	平成元年度	沼川開拓建設事業農地開拓その2の造成工事には、多くの日数を要するため
越中中央開拓建設事業農地開拓その3の造成工事	57,000	昭和63年度	平成元年度	越中中央開拓建設事業農地開拓その3の造成工事には、多くの日数を要するため
歌登開拓建設事業農地開拓その2の造成工事	82,000	昭和63年度	平成元年度	歌登開拓建設事業農地開拓その2の造成工事には、多くの日数を要するため
枝幸南部開拓建設事業農地開拓その2の造成工事	41,000	昭和63年度	平成元年度	枝幸南部開拓建設事業農地開拓その2の造成工事には、多くの日数を要するため
豊富開拓建設事業農地開拓その1の造成工事	31,000	昭和63年度	平成元年度	豊富開拓建設事業農地開拓その1の造成工事には、多くの日数を要するため
浜頓別開拓建設事業農地開拓その2の造成工事	62,000	昭和63年度	平成元年度	浜頓別開拓建設事業農地開拓その2の造成工事には、多くの日数を要するため

東豊富開拓建設事業農地開発その2の造成工事	82,000	昭和68年度	平成元年度	東豊富開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
美濃開拓建設事業第4号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため	31,000	昭和68年度	平成元年度	美濃開拓建設事業第4号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
パナクジュベツ開拓建設事業農地開発その3の造成工事	69,000	昭和68年度	平成元年度	パナクジュベツ開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
豊北開拓建設事業農地開発その1の造成工事	82,000	昭和68年度	平成元年度	豊北開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
千草開拓建設事業農地開発その3の造成工事	98,000	昭和68年度	平成元年度	千草開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
北門開拓建設事業農地開発その2の造成工事	88,000	昭和68年度	平成元年度	北門開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
上陸別開拓建設事業幹線道路の建設工事	15,000	昭和68年度	平成元年度	上陸別開拓建設事業幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
緑内開拓建設事業農地開発その2の造成工事	21,000	昭和68年度	平成元年度	緑内開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
芽登開拓建設事業農地開発その2の造成工事	86,000	昭和68年度	平成元年度	芽登開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
稲穂開拓建設事業第1号幹線道路の建設工事	118,000	昭和68年度	平成元年度	稲穂開拓建設事業第1号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
本内開拓建設事業第18号幹線道路の建設工事	57,000	昭和68年度	平成元年度	本内開拓建設事業第18号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
西別開拓建設事業農地開発その2の造成工事	67,000	昭和68年度	平成元年度	西別開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
中瀬開拓建設事業第1号幹線道路の建設工事	155,000	昭和68年度	平成元年度	中瀬開拓建設事業第1号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
太田開拓建設事業草地開発その2の造成工事	31,000	昭和68年度	平成元年度	太田開拓建設事業草地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため

通 商 産 業 省	特 許	官羽開拓建設事業草地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため	72,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		トリトウシ開拓建設事業第1号支線道路建設工事	41,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	
		沖繩国宮かんがい排水事業	300,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	
		宮良川農業水利事業底原ダム取水施設建設工事	11,900,839	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 及 び 平 成 元 年 度	
運 輸 省	港 湾 整 備	追 加 定 改	49,846	同	平 成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
		追 加 定 改	11,960,685	—	—	
		直轄港湾改修事業	2,710,000	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 及 び 平 成 元 年 度	
		追 加 定 改	5,821,300	同	平 成 元 年 度	
		港湾改修事業費補助	8,531,300	—	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び新潟港はか20港の改修工事には、多くの日数を要するため
		既 定	870,000	昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 及 び 平 成 元 年 度	
		追 加 定 改	576,367	同	平 成 元 年 度	
		追 加 定 改	1,446,367	—	—	
		港湾環境整備事業費補助	285,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道直轄港湾改修事業	4,100,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	

離島港湾改修事業費補助	690,000	昭和63年度	平成元年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する
沖縄直轄港湾改修事業	1,200,000	昭和63年度	昭和63年度及び平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び那覇港はか1港の改修工事には、多くの日数を要するため
追加工定	428,200	同	平成元年度	
改定	1,628,200	—	—	
特定港湾施設工事勘定	100,000	昭和63年度	平成元年度	相馬港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
空港整備	21,145,100	昭和63年度	昭和63年度以降3箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び大阪国際空港はか3空港の整備には、多くの日数を要するため
追加工定	1,166,416	同	平成元年度及び平成2年度	
改定	22,311,516	—	—	
空港整備事業費補助	909,000	昭和63年度	平成元年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する
北海道空港整備	1,725,000	昭和63年度	昭和63年度及び平成元年度	函館空港及び釧路空港の整備には、多くの日数を要するため
追加工定	221,000	同	平成元年度	
改定	1,946,000	—	—	
北海道空港整備事業費補助	46,000	昭和63年度	平成元年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する
沖縄空港整備	10,000	昭和63年度	平成元年度	那覇空港の整備には、多くの日数を要するため

郵 政 省	郵 政 事 業	航 空 路 整 備		昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度 及 平 成 元 年 度	昭 和 63 年 度 及 平 成 元 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内 平 成 元 年 度 及 平 成 2 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
		既 定	追 加 定				
		4,156,665	6,210	同	—	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
	事業用品購入調整等	6,041,000	181,230	昭 和 63 年 度 同	平 成 元 年 度 同	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
	機 械 器 具 整 備	6,222,230	—	—	—	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
	追 加 定	10,982,248	329,467	昭 和 63 年 度 同	平 成 元 年 度 同	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
	追 加 定	11,311,715	—	—	—	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
	局 舎 等 施 設 整 備	90,739,325	762,917	昭 和 63 年 度 同	昭 和 63 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内 平 成 元 年 度 及 平 成 2 年 度	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
	追 加 定	91,502,242	—	—	—	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
	簡易生命保険及 郵便年金 保 険 勘 定	11,959,013	265,920	昭 和 63 年 度 同	昭 和 63 年 度 及 平 成 元 年 度	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
	簡易火災保険年金 補 社 業 団 出 資	12,224,983	—	—	—	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
労 働 省	雇 用 促 進 事 業 団 出 資	—	—	—	—	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め

建設省	道路整備	既定	42,499,889	昭和 63 年 度	昭和 63 年 度 以 降 3 箇年度 以 内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため 並びに一般国道静岡 1 号能島高架橋はか 97 箇所の新設及び改築工 事には、多くの日数を要するため
		追加	601,323	同	平成 元 年 度 及 び平成 2 年 度	
		改定	43,100,912	—	—	
		既定	142,517,000	昭和 63 年 度	昭和 63 年 度 以 降 5 箇年度 以 内	
		追加	24,973,340	同	平成 元 年 度 及 び平成 2 年 度	
		改定	167,490,340	—	—	
		既定	11,139,000	昭和 63 年 度	昭和 63 年 度 以 降 3 箇年度 以 内	
		追加	1,150,270	同	平成 元 年 度 及 び平成 2 年 度	
		改定	12,289,270	—	—	
		既定	674,000	昭和 63 年 度	昭和 63 年 度 及 び平成 元 年 度	
		追加	3,920,220	同	平成 元 年 度	
		改定	4,594,220	—	—	
既定	17,758,000	昭和 63 年 度	昭和 63 年 度 以 降 5 箇年度 以 内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため 及び直轄道路修繕工事のうち一般国道青森 4 号浅虫修繕はか 36 箇 所の修繕工事には、多くの日数を要するため		
追加	11,367,297	同	平成 元 年 度			
改定	29,125,297	—	—	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため 及び道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あら かじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め		

地方道改修費補助	既 定	16,812,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度以 降5箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
追 加	12,573,100	同	平成 元 年 度		
改 定	29,385,100	—	—		
北海道直轄道路改築事業	既 定	13,510,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度以 降5箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び一般国道5号入雲大橋(その2)ほか62箇所及び道道白川美唄線多聞橋ほか6箇所の改築工事には、多くの日数を要するため
追 加	20,252,120	同	平成 元 年 度		
改 定	38,762,120	—	—		
北海道直轄道路修繕事業	既 定	1,090,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度及 び平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び直轄道路修繕工事のうち一般国道5号忍路修繕ほか20箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
追 加	2,137,700	同	平成 元 年 度		
改 定	3,227,700	—	—		
北海道地方道改修費補助	既 定	391,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度及 び平成元年度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加	3,457,000	同	平成 元 年 度		
改 定	3,848,000	—	—		
十地区画整理事業費補助	既 定	2,836,000	昭 和 63 年 度	平成元年度以 降4箇年度以内	

追加 改定	2,989,000 5,774,000	昭和63年度 —	平成元年度 —	土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
街路事業費補助 既定	21,822,000	昭和63年度	昭和63年度以降5箇年度以内	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加 改定	8,136,000 29,958,000	同 —	平成元年度 —	土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道十地区画整理 事業費補助	210,000	昭和63年度	平成元年度	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道街路事業費補助 既定	1,665,000	昭和63年度	平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加 改定	843,300 1,694,300	同 —	昭和63年度及び平成元年度 —	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島街路事業費補助 既定	46,000	昭和63年度	平成元年度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加 改定	2,100,000 336,000 2,436,000	昭和63年度 同 —	昭和63年度及び平成元年度 —	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖繩一般国道改修費 補助	70,000	昭和63年度	平成元年度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

沖繩地方道改修費補助	778,000	昭和 68 年度	平成 元 年 度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖縄街路事業費補助	160,000	昭和 68 年度	平成 元 年 度	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
道路改築前帯工事	17,587,000	昭和 68 年度	昭和 68 年度 以降 3 箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
追 加	62,490	同	平成 元 年 度 及び 平成 2 年 度	
改 定	17,649,490	—	—	
道路改築受託工事	44,091,000	昭和 68 年度	昭和 68 年度 以降 3 箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
追 加	149,790	同	平成 元 年 度 及び 平成 2 年 度	
改 定	44,240,790	—	—	
治水勘定	54,391,000	昭和 68 年度	昭和 68 年度 以降 5 箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため並びに阿武隈川ほか60河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	6,828,790	同	平成 元 年 度 及び 平成 2 年 度	
改 定	61,214,790	—	—	
直轄河川改修事業	6,312,000	昭和 68 年度	昭和 68 年度 以降 3 箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び吉田川の激甚災害対策特別緊急工事には、多くの日数を要するため
追 加	169,500	同	平成 元 年 度 及び 平成 2 年 度	
改 定	6,481,500	—	—	

直轄河川環境整備事業	既 定	360,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度及び平成元年度	多摩川の浄化事業及び北上川ほか河川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
	追 加	248,000	同	平成元年度	
	改 定	608,000	—	—	
河川改修費補助	既 定	6,025,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度以降5箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
	追 加	2,662,950	同	平成元年度	
	改 定	8,687,950	—	—	
都市河川改修費補助	既 定	11,050,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度以降5箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため及び河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
	追 加	1,741,160	同	平成元年度	
	改 定	12,791,160	—	—	
河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	既 定	1,201,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度以降3箇年度以内	河川激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
	追 加	181,000	同	平成元年度	
	改 定	1,382,000	—	—	
準用河川改修費補助	既 定	140,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度及び平成元年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
	追 加	37,000	同	平成元年度	
	改 定	177,000	—	—	

北海道直轄河川改修事業	2,981,000	昭和 68 年度	平成 元 年 度	石狩川ほか10河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
北海道直轄河川環境整備事業	310,000	昭和 68 年度	平成 元 年 度	石狩川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
北海道河川改修費補助	775,000	昭和 68 年度	平成 元 年 度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
北海道都市河川改修費補助	242,000	昭和 68 年度	平成 元 年 度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
離島河川改修費補助	79,400	昭和 68 年度	平成 元 年 度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
離島準用河川改修費補助	11,000	昭和 68 年度	平成 元 年 度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
沖繩河川改修費補助	70,000	昭和 68 年度	平成 元 年 度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
直轄流況調整河川事業	15,480,000	昭和 68 年度	昭和 68 年度以降 4 箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
追 加 定 改	55,050	同	平成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた
沖繩直轄河川総合開発事業	15,535,050	—	—	め
追 加 定 改	2,500,000	昭和 68 年度	昭和 68 年度以降 8 箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた
追 加 定 改	75,000	同	平成 2 年 度	め
追 加 定 改	2,575,000	—	—	め

平成元年三月三日 衆議院会議録第六号 昭和六十三年年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

一九二

河川総合開発事業費補助		昭 和 63 年 度	平成元年度以 降4箇年度以内 平成元年度 —	河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、 あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する ため
既 定	追 加 改 定			
904,000	318,000	同	—	
1,222,000		—	—	
治水ダム建設事業費補助		昭 和 63 年 度	平成元年度以 降4箇年度以内 平成元年度 —	治水ダム建設事業については、その事業を円滑に実施するため、 あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する ため
既 定	追 加 改 定			
7,377,000	212,825	同	—	
7,589,825		—	—	
直轄砂防事業		昭 和 63 年 度	昭和63年度以 降3箇年度以内 平成元年度 —	最上川水系はか17水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
既 定	追 加 改 定			
4,288,500	1,655,000	同	—	
5,943,500		—	—	
直轄地すべり対策事業		昭 和 63 年 度	昭和63年度及 び平成元年度 平成元年度 —	最上川黒瀬地区はか8地区の地すべり対策工事には、多くの日数を 要するため
既 定	追 加 改 定			
625,000	160,000	同	—	
785,000		—	—	
砂防事業費補助		昭 和 63 年 度	昭和63年度以 降3箇年度以内 平成元年度 —	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ めその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
既 定	追 加 改 定			
386,375	2,299,875	同	—	
2,686,250		—	—	

地すべり対策事業費補助	既 定	351,750	昭 和 68 年 度	昭和68年度以 降3箇年度以内	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、 あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要す るため
追 加	364,975	同	—	—	
改 定	716,725	—	—	—	
北海道直轄砂防事業	既 定	286,000	昭 和 68 年 度	平成元年度以 降4箇年度以内	石狩川水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
追 加	518,000	同	—	—	
改 定	804,000	—	—	—	
北海道砂防事業費補助	既 定	238,875	昭 和 68 年 度	平成元年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道地すべり対策 事業費補助	既 定	12,600	昭 和 68 年 度	平成元年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、 あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要す るため
離島砂防事業費補助	既 定	111,825	昭 和 68 年 度	平成元年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島地すべり対策事 業費補助	既 定	8,925	昭 和 68 年 度	平成元年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、 あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要す るため
沖縄砂防事業費補助	既 定	38,500	昭 和 68 年 度	平成元年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
河川改修受託工事	既 定	13,535,000	昭 和 68 年 度	昭和68年度以 降3箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
追 加	195,060	同	—	—	
改 定	13,730,060	—	—	—	

特定多目的ダム建設工事勘定	多目的ダム建設事業				
	紀の川大滝ダム建設工事	既 定	15,360,000	昭 和 63 年 度	昭和 63 年 度 以 降 5 箇年度以内
	追 加	624,100	同	平 成 元 年 度 及 び 平 成 4 年 度	
	改 定	15,984,100	—	—	
	球磨川川辺川ダム建設工事	既 定	1,420,000	昭 和 63 年 度	昭和 63 年 度 以 降 3 箇年度以内
	追 加	150,000	同	平 成 元 年 度	
	改 定	1,570,000	—	—	
	菊池川竜門ダム建設工事	既 定	3,108,000	昭 和 63 年 度	昭和 63 年 度 以 降 3 箇年度以内
	追 加	708,200	同	平 成 元 年 度 及 び 平 成 2 年 度	
	改 定	3,811,200	—	—	
	最上川寒河江ダム建設工事	既 定	1,060,000	昭 和 63 年 度	昭和 63 年 度 以 降 3 箇年度以内
	追 加	536,000	同	平 成 元 年 度	
	改 定	1,596,000	—	—	
	相模川宮ヶ瀬ダム建設工事				

消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため並びに紀の川大滝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため

球磨川川辺川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため

消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため並びに菊池川竜門ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため

最上川寒河江ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため

既 定	9,276,000	昭 和 68 年 度	昭和 68 年度 以 降 4 箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
追 加	228,500	同	平成 元 年 度 及 び平成 3 年 度	
改 定	9,499,500	—	—	
柳田川連ダム建設 工事				
既 定	4,380,000	昭 和 68 年 度	昭和 68 年度 及 び平成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め並びに柳田川連ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多 くの日数を要するため
追 加	226,925	同	平 成 元 年 度	
改 定	4,606,925	—	—	
雄物川玉川ダム建 設工事				
既 定	5,789,000	昭 和 68 年 度	昭和 68 年度 以 降 3 箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め並びに雄物川玉川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多 くの日数を要するため
追 加	1,255,310	同	平 成 元 年 度	
改 定	7,044,310	—	—	
芦田川入田原ダム 建設工事				
既 定	10,776,000	昭 和 68 年 度	昭和 68 年度 以 降 3 箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
追 加	34,491	同	平成 元 年 度 及 び平成 2 年 度	
改 定	10,810,491	—	—	
阿武隈川セケ宿ダ ム建設工事				
既 定	1,806,000	昭 和 68 年 度	昭和 68 年度 及 び平成 元 年 度	

追 改	加 定	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	阿武隈川七ヶ宿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
利根川渡良瀬遊水池総合開発建設工事	300,000	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度	利根川渡良瀬遊水池総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
信濃川三国川ダム建設工事	24,910,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度以降4箇年度以内 平 成 元 年 度	信濃川三国川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 改	加 定	同	—	
大井川長島ダム建設工事	25,380,000	—	—	
既 定	12,747,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度以降4箇年度以内	
追 改	加 定	同	平 成 元 年 度	大井川長島ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
太田川温井ダム建設工事	140,000	—	—	
既 定	12,387,000	—	—	
追 改	加 定	同	—	
荒川荒川調節池総合開発建設工事	3,150,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度以降3箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため並びに太田川温井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 改	加 定	同	平 成 元 年 度	
既 定	429,815	—	—	
追 改	加 定	同	—	
荒川荒川調節池総合開発建設工事	3,579,815	—	—	
既 定	1,000,000	昭 和 63 年 度	昭和63年度以降3箇年度以内	荒川荒川調節池総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 改	加 定	同	平 成 元 年 度	
既 定	850,000	—	—	
追 改	加 定	—	—	
既 定	1,350,000	—	—	

赤川月山ダム建設工事	既 定	15,880,000	昭 和 68 年 度	昭和68年度以降4箇年度以内 平成 3 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
追 加	改 定	118,350	同		
追 加	改 定	16,008,350	—	—	
庄内川小里川ダム建設工事	既 定	2,670,000	昭 和 68 年 度	昭和68年度以降3箇年度以内 平成 元 年 度	庄内川小里川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	改 定	120,000	同	—	
追 加	改 定	2,790,000	—	—	
吉野川富郷ダム建設工事	既 定	880,000	昭 和 68 年 度	昭和68年度以降3箇年度以内 平成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため並びに吉野川富郷ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	改 定	281,500	同	—	
追 加	改 定	1,061,500	—	—	
渡川中筋川ダム建設工事	既 定	1,120,000	昭 和 68 年 度	昭和68年度以降3箇年度以内 平成 元 年 度	渡川中筋川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	改 定	270,000	同	—	
追 加	改 定	1,390,000	—	—	
阿武隈川種上川ダム建設工事	既 定	10,100,000	昭 和 68 年 度	平成元年度以降4箇年度以内 平成 3 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
追 加	改 定	128,000	同	—	
追 加	改 定	10,228,000	—	—	

山国川中津大堰建設工事	既 定 追 加 改 定	425,000 80,000 505,000	昭 和 63 年 度 同 —	昭和63年度及び平成元年度 平成元年度 —	山国川中津大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
紀の川紀の川大堰建設工事	既 定 追 加 改 定	1,070,000 27,000 1,097,000	昭 和 63 年 度 同 —	昭和63年度以降3箇年度以内 平成元年度 —	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるため
北海道多目的ダム建設事業					
石狩川定山溪ダム建設工事		120,000	昭 和 63 年 度	平成元年度	石狩川定山溪ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
後志利別川美利河ダム建設工事	既 定 追 加 改 定	280,000 110,000 390,000	昭 和 63 年 度 同 —	昭和63年度及び平成元年度 平成元年度 —	後志利別川美利河ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
沙流川総合開発建設工事	既 定 追 加 改 定	2,848,000 60,000 2,908,000	昭 和 63 年 度 同 —	昭和63年度以降3箇年度以内 平成元年度 —	沙流川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため

石狩川滝里ダム建設工事	既 定	5,710,000	昭 和 63 年 度	昭和 63 年 度 及 び平成 元 年 度	石狩川滝里ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
追 加	284,000	同	平 成 元 年 度		
改 定	5,944,000	—	—		
沖縄多目的ダム建設事業					
沖縄北部河川総合 開発建設工事	既 定	300,000	昭 和 63 年 度	昭和 63 年 度 及 び平成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め並びに沖縄北部河川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事 には、多くの日数を要するため
追 加	38,000	同	平 成 元 年 度		
改 定	338,000	—	—		
羽地大川羽地ダム 建設工事	既 定	210,000	昭 和 63 年 度	昭和 63 年 度 及 び平成 元 年 度	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
追 加	6,300	同	平 成 元 年 度		
改 定	216,300	—	—		
ダム事業受託工事	既 定	523,000	昭 和 63 年 度	昭和 63 年 度 以 降 3 箇年度以内	消費税が創設されたことに伴い、限度額を増額する必要があるた め
追 加	13,500	同	平 成 2 年 度		
改 定	536,500	—	—		

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 昭和六十三年年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

昭和六十三年年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、厚生保険特別会計等二十六特別会計について所要の補正措置を講ずるものである。

なお、登記特別会計等十五特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

交付税及び譲与税配付金勘定

当初

一七、四四四、七一六

一七、三二一、六一六

補正追加

二、一二五、五六七

九四一、八六七

修正減少

△一、一八三、七〇〇

〇

計

一八、三八六、五八三

一八、二六三、四八三

2 国債整理基金特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

当初

四二、〇四一、五二三

四二、〇四一、五二三

補正追加

二、〇二八、二二二

一、〇一七、二二四

修正減少

△二、〇三八、七七八

△三、三三七、七九〇

計

四二、〇三〇、九五七

三九、七二〇、九五七

3 産業投資特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

産業投資勘定

当初

三三四、四二三

三三四、四二三

補正追加

三五、二七二

〇

修正減少

〇

△

九、〇〇〇

計

三五九、六九五

三三五、四二三

4 国立学校特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

当初

一、八一八、三四二

一、八一八、三四二

補正追加

三〇、一三〇

三〇、一三〇

修正減少

△八、四三一

△

八、四三一

計

一、八四〇、〇四一

一、八四〇、〇四一

5 厚生保険特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

(1) 健康勘定

当初

五、八九二、五二一

五、八九二、五二一

補正追加

三三、四〇九

九、六〇六

修正減少

△六六、六四〇

△

四二、八三七

計

五、八五九、二九〇

五、八五九、二九〇

(2) 年金勘定

当初

一六、八九一、四二四

一三、七〇四、〇五二

補正追加

一、三六二、四八〇

〇

修正減少

〇

〇

計

一八、二五三、九〇四

一三、七〇四、〇五二

(3) 児童手当勘定

当初

一四二、三〇三

一四二、三〇三

補正追加

一

一

修正減少

△一二

△

一二

計

一四二、二九二

一四二、二九二

(4) 業務勘定			
当初	四二〇、四〇六	四二〇、四〇六	
補正追加	二、一四九	二、一四九	
修正減少	三七一	三七一	
計	四二二、一八四	四二二、一八四	
6 農業共済再保険特別会計			
(1) 農業勘定			
当初	五五、七八八	五五、七六〇	
補正追加	三二、四一〇	三二、〇三〇	
修正減少	八一	〇	
計	八八、一一七	八七、七九〇	
(2) 業務勘定			
当初	一、二二四	一、二二四	
補正追加	一〇	一〇	
修正減少	一三	一三	
計	一、二二一	一、二二一	
7 貿易保険特別会計			
当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)	
補正追加	五三九、三六六	五三九、三六六	
修正減少	一四三、一二七	一四六、三四五	
計	三三、〇一二	三八、二三〇	
	六四七、四八一	六四七、四八一	

以上のほかに、登記特別会計、船員保険特別会計、国立病院特別会計、国民年金特別会計、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、農業経営基盤強化措置特別会計、国営土地改良事業特別会計、特許特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計、道路整備特別会計及び治水特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

また、消費税の創設及び公共事業の追加に伴い、国庫債務負担行為の追加を行うのは、登記特別会計、特定国有財産整備特別会計、国立学校特別会計、国立病院特別会計、食糧管理特別会計、国営林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、特許特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計、郵政事業特別会計、簡易生命保険及郵便年金特別会計、労働保険特別会計、道路整備特別会計及び治水特別会計である。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成元年三月三日

衆議院議長 原 健三郎殿

予算委員長 大野 明

昭和六十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右

国会に提出する。

平成元年二月八日

内閣総理大臣 竹下 登

昭和68年度政府関係機関補正予算
予算総則補正

第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和68年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおとする。

国民金融公庫
中小企業金融公庫
北海道東北開発公庫
沖縄振興開発金融公庫

第2条 昭和68年度政府関係機関予算総則第2条第1項の各公庫の借入金等の限度額の表中

「国民金融公庫 借入金 金 1,890,800,000千円」

を

国民金融公庫	借入金	金
		1,931,600,000千円

に、

沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金 政府以外の者からの借入金	金
		110,500,000千円 1,439,000

を

沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金 政府以外の者からの借入金	金
		119,100,000千円 438,000

に改める。

第3条 「国民金融公庫法」第5条第1項ただし書の規定により、昭和68年度において、国民金融公庫がその資本金を増加することができる金額は、9,300,000千円とする。

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補正額		
			追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
国民金融公庫収入	事業収益金収入	事業収益金収入	0	△ 17,841,712	△ 17,841,712
		一般会計より受入	3,116,000	△ 568,980	2,557,020
		運入	3,116,000	△ 76,230	3,039,770
		雑収入	0	△ 299,082	△ 299,082
支出	事業損失金	事業損失金	0	△ 183,668	△ 183,668
		雑損失金	3,116,000	△ 15,284,692	△ 15,284,692
		事業損失金	764,635	△ 407,146	357,489
		雑損失金	0	△ 570,000	△ 570,000
中小企業金融公庫収入	事業収益金収入	事業収益金収入	764,635	△ 977,146	△ 212,511
		雑損失金	0	△ 38,814,948	△ 38,814,948
雑収入	雑収入	雑収入	9,481,475	△ 38,814,948	△ 38,814,948
		雑損失金	0	△ 380,035	△ 380,035

支 出	北海 道 東 北 開 発 公 庫	事 業 益 金 入	一 般 会 計 よ り 受 入	6,845,000	△	276,434	6,068,566
			石炭並びに石油及び石油代替 エネルギー対策特別会計より 受入	0	△	51,951	△ 51,951
支 出		事 業 益 金 入	運 用 収 入	3,136,475	0	0	3,136,475
			雑 収 入	0	△	1,650	△ 1,650
支 出		事 業 益 金 入	事 業 損 正 額 金 費	9,481,475	△ 39,144,883	△ 29,663,508	△ 29,663,508
			予 算 補 正 額	118,882	△ 27,906,087	△ 27,787,205	△ 27,787,205
支 出		事 業 益 金 入	事 業 補 正 額	0	△ 60,000	△ 60,000	△ 60,000
			支 出 補 正 額	118,882	△ 27,906,087	△ 27,847,205	△ 27,847,205
支 出		事 業 益 金 入	事 業 益 金	24,500	△ 7,731,582	△ 7,707,082	△ 7,707,082
			一 般 会 計 よ り 受 入	24,500	△ 7,731,582	△ 7,707,082	△ 7,707,082
支 出		事 業 益 金 入	運 用 収 入	3,640,514	0	3,640,514	3,640,514
			雑 収 入	3,283,000	0	3,283,000	3,283,000
支 出		事 業 益 金 入	事 業 損 正 額 金 費	357,514	0	357,514	357,514
			予 算 補 正 額	3,665,014	△ 7,731,582	△ 4,066,568	△ 4,066,568
支 出		事 業 益 金 入	事 業 補 正 額	0	△ 1,871,145	△ 1,871,145	△ 1,871,145
			支 出 補 正 額	0	△ 1,871,145	△ 1,871,145	△ 1,871,145
支 出		事 業 益 金 入	事 業 益 金	0	△ 307,881	△ 307,881	△ 307,881
			一 般 会 計 よ り 受 入	0	△ 307,881	△ 307,881	△ 307,881
支 出		事 業 益 金 入	運 用 収 入	285,358	△ 10,305	275,053	275,053
			雑 収 入	0	△ 936	△ 936	△ 936
支 出		事 業 益 金 入	石炭並びに石油及び石油代替 エネルギー対策特別会計より 受入	8,790	0	8,790	8,790
			住宅資金貸付手数料収入	276,588	0	276,588	276,588
支 出		事 業 益 金 入	運 用 収 入	0	△ 9,369	△ 9,369	△ 9,369
			雑 収 入	285,358	△ 318,186	△ 32,828	△ 32,828
支 出		事 業 益 金 入	事 業 損 正 額 金 費	0	△ 423,235	△ 423,235	△ 423,235
			予 算 補 正 額	0	△ 423,235	△ 423,235	△ 423,235

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 昭和六十三年政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書 二〇四

一 補正予算の要旨
昭和六十三年政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

本補正予算は、国民金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫について所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国民金融公庫

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
	三六四、〇一七	三七〇、四六八
補正追加	三、一一六	七六四
修正減少	△ 一八、四〇一	△ 九七七
計	三四八、七三三	三七〇、二五五

2 中小企業金融公庫

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
	三五七、五九五	三六五、八五七
補正追加	九、四八一	一一八
修正減少	△ 三九、一四五	△ 二七、九六六
計	三二七、九三一	三三八、〇〇九

3 北海道東北開発公庫

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
	五七、五〇七	五八、六一五
補正追加	三、六六五	〇
修正減少	△ 七、七三二	△ 一、三七一
計	五三、四四〇	五七、二四四

4 沖縄振興開発金融公庫

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
	五七、三六三	五八、二八三
補正追加	二八五	〇

修正減少	△ 三三八	△ 四三三
計	五七、三三〇	五七、八六〇

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成元年三月三日
衆議院議長 原 健三郎殿

予算委員長 大野 明

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成元年二月八日

内閣総理大臣 竹下 登

地方交付税法等の一部を改正する法律
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し及び同条第一項中「昭和七十六年度」を「平成十三年」に改め、同項第二号中「五兆九千九百三十九億三千五百万円」を「四兆七千三百二億三千五百万円」に改め、同条第四項中「昭和六十六年度」を「平成三年」に、「昭和六十八年度」を「平成五年度」に、「昭和六

十七年度」を「平成四年度」に改める。

附則第五条を次のように改める。

(昭和六十三年度分及び平成元年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第五条 昭和六十三年度分及び平成元年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定については、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額(次条第一項に規定する市町村のその他の諸費の経常経費の測定単位である人口に係るものについて

は、昭和六十三年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円を加算した額とする。とする。

附則第九条中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。

別表を次のように改める。
別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
道府県	地方団体の種類	一 警察費	警察職員数	一人につき	七、四五三、〇〇〇円
		二 土木費			
		1 道路橋りょう			
		(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	二〇八、〇〇〇
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	五、七七二、〇〇〇
		2 河川費			
		(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	八九六、〇〇〇
		(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一、〇四二、〇〇〇
		3 港湾費			
		(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	二七、一〇〇
道府県	地方団体の種類	(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	一〇、八六〇
			漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	一一、九〇〇
		4 その他の土木費			
		(1) 経常経費	人口	一人につき	七三〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五八
		三 教育費			
		1 小学校費	教職員数	一人につき	三、七二八、〇〇〇
		2 中学校費	教職員数	一人につき	三、七二一、〇〇〇
		3 高等学校費	教職員数	一人につき	五、七〇六、〇〇〇
		(1) 経常経費	生徒数	一人につき	三九、〇〇〇
道府県	地方団体の種類	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三七、三〇〇
		4 特殊教育諸学	教職員数	一人につき	三、六八五、〇〇〇
		(1) 経常経費	児童及び生徒の数	一人につき	一六四、〇〇〇
		(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	七二一、〇〇〇
			学級数	一学級につき	八一五、〇〇〇
		5 その他の教育費	人口	一人につき	二、九六〇

道府県	地方団体の種類	四 厚生労働費			
		1 生活保護費	町村部人口	一人につき	六、九二〇
		2 社会福祉費			
		(1) 経常経費	人口	一人につき	三、六七〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、七四〇
		3 衛生費	人口	一人につき	五、六〇三
		4 労働費	人口	一人につき	五、六六七
		5 産業経済費	失業者数	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
		1 農業行政費	農家数	一戸につき	六四、九七〇
		(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	六九、九五〇
道府県	地方団体の種類	2 林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、九五〇
		(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	八、九九七
		(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	一五九、〇〇〇
		3 水産行政費	水産業者数	一人につき	七八、三六〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	一、四五〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	八、七一〇
		4 商工行政費	世帯数	一世帯につき	一、一八二、〇〇〇
		5 その他の行政費	恩給受給権者数	一人につき	三、九九二
		1 徴税費	人口	一人につき	二、八五二
		2 恩給費	人口	一人につき	九〇三、九〇〇
道府県	地方団体の種類	3 その他の諸費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	一〇四
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	九八
		七 災害復旧費			
		八 地方税減収補てん償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十三年度から昭和六十二年度までの各年度に於いて特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	九八
		九 財源対策債償還費	昭和五十三年度から昭和五十六年度	千円につき	九八

市町村		十 地域財政特例対策償還費		十一 臨時財政特例償還費	
一 消防費	人口	千円につき	一三二	千円につき	六八
二 土木費	人口				
1 道路橋りょう費	人口				
(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	九三、八〇〇		
(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	六〇七、〇〇〇		
2 港湾費	人口				
(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	二三八、〇〇〇		
(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	一〇、八六〇		
3 都市計画費	人口				
(1) 経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	七〇六		
(2) 投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	七五〇		
4 公園費	人口				
(1) 経常経費	人口	一人につき	三七〇		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一六五		
六 下水道費		人口	一四六	七 小学校費	
(1) 経常経費	人口	一人につき	六六	(1) 経常経費	児童数
(2) 投資的経費	人口	一人につき	八八〇	(2) 投資的経費	学級数
6 その他の土木費	人口	一人につき	四四五	(1) 経常経費	学級数
(1) 経常経費	人口	一人につき	三〇、四〇〇	(2) 投資的経費	学級数
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五五九、〇〇〇	(1) 経常経費	学級数
三 教育費	人口	一人につき	五三、五〇〇	(2) 投資的経費	学級数
1 小学校費	児童数	一人につき	三九六、〇〇〇	(1) 経常経費	生徒数
(1) 経常経費	学級数	一人につき	二六、二〇〇	(2) 投資的経費	生徒数
(2) 投資的経費	学級数	一人につき	七、一五〇、〇〇〇	(1) 経常経費	教職員数
2 中学校費	学級数	一人につき	五、六一六、〇〇〇	(2) 投資的経費	生徒数
(1) 経常経費	学級数	一人につき	三九六、〇〇〇	(1) 経常経費	人口
(2) 投資的経費	学級数	一人につき	五、九一七、〇〇〇	(2) 投資的経費	人口
3 高等学校費	学級数	一人につき	三八、三〇〇	(1) 経常経費	人口
(1) 経常経費	学級数	一人につき	二二、八〇〇	(2) 投資的経費	人口
(2) 投資的経費	学級数	一人につき	五、〇八〇	(1) 経常経費	人口
4 その他の教育費	人口	一人につき	二一七	(2) 投資的経費	人口
(1) 経常経費	人口	一人につき	六、二八〇	(1) 経常経費	人口
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、三二〇	(2) 投資的経費	人口
四 厚生労働費	人口	一人につき	四六九	(1) 経常経費	人口
1 生活保護費	人口	一人につき	三、七九八	(2) 投資的経費	人口
2 社会福祉費	人口	一人につき	四、四七〇	(1) 経常経費	人口
(1) 経常経費	人口	一人につき	五、四八	(2) 投資的経費	人口
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇	(1) 経常経費	人口
3 保健衛生費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇	(2) 投資的経費	人口
4 清掃費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇	(1) 経常経費	人口
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇	(2) 投資的経費	人口
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇	(1) 経常経費	人口
5 労働費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇	(2) 投資的経費	人口
五 産業経済費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇	(1) 経常経費	人口
1 農業行政費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇	(2) 投資的経費	人口

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(1) 經常経費	(2) 投資的経費	3 その他の産業 経済費	(1) 經常経費	(2) 投資的経費	6 その他の行政費	1 徴税費	2 戸籍住民基本 台帳費	3 その他の諸費	(1) 經常経費	(2) 投資的経費	7 災害復旧費	8 辺地対策事業債 償還費	9 地方税減収補て ん債償還費	10 財源対策債償還 費
農家数	農家数	人口	林業、水産業及 び鉱業の従業者 数	林業、水産業及 び鉱業の従業者 数	世帯数	世帯数	世帯数	人口	人口	面積	災害復旧事業費 の財源に充てる ため発行を許可 された地方債に 係る元利償還金	辺地対策事業費 の財源に充てる ため発行を許可 された地方債に 係る元利償還金	地方税の減収補 てんのため昭和 五十三年度から 昭和三十二年 度までの各年度 において特別に 発行を許可され た地方債の額	昭和五十三年度 から昭和三十二 年度までの各年 度及び昭和三十 年度までの各年 度の財源対策の ため当該各年度 に
一戸につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一人につき	一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
三三、八〇〇	二八、六五〇	七〇〇	三一、一〇〇	六四、七六〇	八、五三〇	三、九〇〇	九五一〇	九〇八、〇〇〇	二、〇八二	四二〇、四〇〇	九五〇	八〇〇	一〇四	九八

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の

附則

附則第七条中「昭和六十六年度及び昭和六十
七年度」を「平成三年度及び平成四年度」に、「昭
和六十八年度」を「平成五年度」に改める。

2 昭和六十三年及び平成元年度に限り、市町

規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」
という。）の規定は、昭和六十三年度分の地方交
付税から適用する。

年 度	控 除 額
平成三年度	二千八百六十九億円
平成四年度	三千五百億円
平成五年度	三千七百八十億円
平成六年度	四千九十七億円
平成七年度	四千四百四十四億円
平成八年度	四千七百八十七億円
平成九年度	五千八百八十八億円
平成十年度	五千六百九億円
平成十一年度	六千七十億四千万円
平成十二年度	六千三百九十五億五千五百万円

（交付税及び議与税配付金特別会計法の一部改正）
第二条 交付税及び議与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三三号）の一部を次のように改正す
る。
附則第五条第一項表以外の部分中「昭和七十五年度」を「平成十二年度」に、「昭和六十五年度」を
「平成二年度」に、「五兆九千三百三十九億三千五百万円」を「四兆七千三百三十三億三千五百万円」に、「昭
和六十六年度」を「平成三年度」に改め、同項の表を次のように改める。

十一 地域財政特別 対策債償還費	十二 臨時財政特別 債償還費	おいて発行を許 可された地方債 の額	千円につき
地域財政特別対 策のため昭和五 十七年度から昭 和六十二年間に おける各年度に おいて特別に地 方債の額	臨時財政特別対 策のため昭和六 十年度から昭和 六十二年間に おける各年度に おいて特別に地 方債の額	千円につき	六八

平成元年三月三日 衆議院會議録第六号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書 農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源 二〇八

第六号) 第八条に規定する合併関係市町村に係る同条の合算額は、新法附則第五条の規定の適用がなかったものとして市町村の合併の特例に関する法律第八条の規定により算定した当該合算額に、昭和六十三年年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円を加算した額とする。

3 昭和六十三年度分として交付すべき地方交付税については、当該地方交付税の総額から同年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額と当該総額から新法第二十条の第三項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入された額(以下この項において「返還金等の額」という。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない。で、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成元年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができ

4 前項の規定により、昭和六十三年度分として交付すべき地方交付税の一部が平成元年度分の地方交付税の総額に加算されることがなつた場合においては、新法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、平成元年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から新法第二十条の第三項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額(以下この項において「返還金等の額」という。)を控除した額の百

分の九十四に相当する額に当該加算されることとなつた額を加算した額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額とする。

理 由

地方財政の状況等にかんがみ、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するとともに、市町村による自主的な地域づくりの推進を図るため基準財政需要額の算定方法の特例を設けることとするほか、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金削減等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方財政の中期的な健全化を図るため交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を削減するとともに、補正予算等による地方負担の増加等に対応するため単位費用の一部を改定することとするほか、市町村による自主的な地域づくりの推進を図るため基準財政需要額の算定方法の特例等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

(一) 補正予算により昭和六十三年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが増額されることに伴

い、同特別会計における借入金を一兆千八百三十七億円減額すること。

(二) 補正予算により増額された昭和六十三年度分の地方交付税について、当該額の一部(三千六百億円)を同年度に交付しないので、平成元年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができるとすること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 補正予算等による地方負担の増加及び地方債の縮減に伴い必要となる財源を措置するため、同年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定すること。

(二) 地域づくりの推進に要する経費の財源を措置するため、市町村分のその他の諸費に係る基準財政需要額に昭和六十三年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円をそれぞれ加算することとする

3 その他所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

地方財政の現状等にかんがみ、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の減額、普通交付税の単位費用の一部改定等を行うとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十三年度特別会計補正予算の交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入に二兆二千二百五十五億六千六百八十五万八千円が計上されている。

平成元年二月二十七日

地方行政委員長 西田 司

衆議院議長 原 健三郎殿

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てられた一般会計から繰入金に関する法律案

右

国会に提出する。

平成元年二月八日 内閣総理大臣 竹下 登

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てられた一般会計から繰入金に関する法律

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充て、一般会計から、三百二十二億五千九百九十九千円を限り、同特別会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六條第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和六十三年において低温等による水稻の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てたるための資金を、同年度において、一般会計から同勘定に繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、昭和六十三年において農業共済再保険特別会計に生ずる農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てたるため、同年度において、一般会計から、三百二十二億五千九十一万九千円を限り、同特別会計の農業勘定に繰り入れることができることとしようとするものである。

なお、この一般会計からの繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余が生じた場合において、同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れることとしている。

二 議案の可決理由

昭和六十三年において低温等による水稻の

被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てたるため、同年度において、一般会計から同勘定に資金を繰り入れることは適切妥当な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和六十三年一般会計補正予算において、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金三百二十二億五千九十一万九千円を計上している。

右報告する。

平成元年二月二十八日

大蔵委員長 中村正三郎

衆議院議長 原 健三郎殿

去る二月二十八日は、会議を開くに至らなかったため、ここに議事日程を掲載する。

議事日程 第六号

平成元年二月二十八日(火曜日)

午後二時開議

第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

衆議院会議録第三号(中正誤)

第三段 行 誤 正
三二三 政策 対策

衆議院会議録第四号(中正誤)

第三段 行 誤 正
五三三 二 三 において、
六二九 六・六% 六・六%
六二四 六・六% 六・六%
六二四 六・六% 六・六%
六二四 六・六% 六・六%
六二四 六・六% 六・六%
六二四 六・六% 六・六%

平成元年三月三日 衆議院会議録第六号

二〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

官報課
電話 〇三(表) 〇三(裏)

定価
四四〇円部